

あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま

門真市第3期 子ども・子育て支援 事業計画



令和7(2025)年3月
門真市

はじめに



本市では、出産・子育てがしやすく、こどもがたくましく育つまちの実現をまちづくりの基本目標の一つとして定め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援やこれからの時代を担うこどもたちの学力向上など、こどもを真ん中においた取組を進めてきております。

令和2(2020)年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間においては、子育て世代の転出抑制や流入増に向けた魅力あるまちづくりをさらに推進し、公設のこどもの居場所である「子ども LOBBY」及び「子ども TERRACE」の設置やコロナ禍には「おうち時間応援給付金」等による子育て世帯の経済的負担の軽減等、様々な観点からこども・子育て支援に取り組んでまいりました。令和4年12月には、内閣府の小倉将信こども政策担当大臣(当時)に「子ども LOBBY」をご視察いただき、こども施策についての意見交換を行いました。

その後、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月に策定の「こども未来戦略」では、少子化トレンドの反転に向けて「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念を示され、「加速化プラン」として児童手当の拡充や幼児教育・保育の質の向上、こどもの貧困対策などが実施されてきております。

本計画では、引き続き「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」を基本理念に掲げ、地域社会全体で子育てを支える環境づくりやこどもたちが将来への明るい希望をもって、その可能性を広げられるような取組など、あらゆる施策の推進に尽力してまいりますので、市民の皆様におかれましても、より一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、こども、子育て、教育等、様々な観点からご議論、ご提言を賜りました門真市子ども・子育て会議の委員の皆様ならびに子育てに係るニーズを把握するために実施いたしました市民ニーズ等調査にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7(2025)年3月

門真市長 宮本 一孝

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的な位置づけと関連計画	2
3 計画期間	3
4 計画策定の取組	4

第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状	7
2 幼児期の教育・保育の利用状況	12
3 門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果	18
4 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	27
5 本市の取り組むべき課題	30

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	33
2 基本的な視点	34
3 基本目標	35
4 施策の体系	36

第4章 施策の展開

基本目標1 一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくり	41
基本目標2 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり	51
基本目標3 こどもや子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり	59

第5章 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定	65
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	68
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	73

第6章 ひとり親家庭等の支援

1 ひとり親家庭等を取り巻く状況	87
2 支援にあたっての基本的な考え方	98
3 基本方針と施策の展開	100

第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1 こどもの貧困を取り巻く状況	109
2 こどもの貧困の解消に向けた基本的な考え方	118
3 こどもの貧困の解消に向けた取組	119

第8章 計画の推進

1 推進体制.....	129
2 進行管理	129

資料編 計画の策定に関する事項

1 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定の経過	133
2 門真市子ども・子育て会議について.....	134
3 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会について.....	140
4 義務教育学校の設置に伴う計画内容の読み替えについて	142

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成27(2015)年に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を令和2(2020)年3月に策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、これからの次代を担うこどもたちの学力向上の取組、子育て世帯の経済的負担の軽減等の施策を実施し、こどもを真ん中においたまちづくりに取り組んできました。

この間にも、国内におけるこどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、令和4(2022)年には国内の出生数が80万人を下回り、想定よりも早く少子化・人口減少が進んでいるほか、児童相談所における虐待相談対応件数の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響など厳しい状況にありました。

このような状況の中、令和5(2023)年4月にこども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを目的として、「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が創設されました。また、同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた動きが進められています。

また、令和6(2024)年6月には子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、児童手当の所得制限の撤廃及び高校生年代までの対象年齢の引き上げ、満3歳未満のこどもを保護者の就労状況等に左右されず保育所等に預けることができる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の創設、育児休業給付の拡充などが示されたほか、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている「ヤングケアラー」が国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記されるなど、さまざまな視点からこども・子育て世帯への支援を拡充することが示されました。

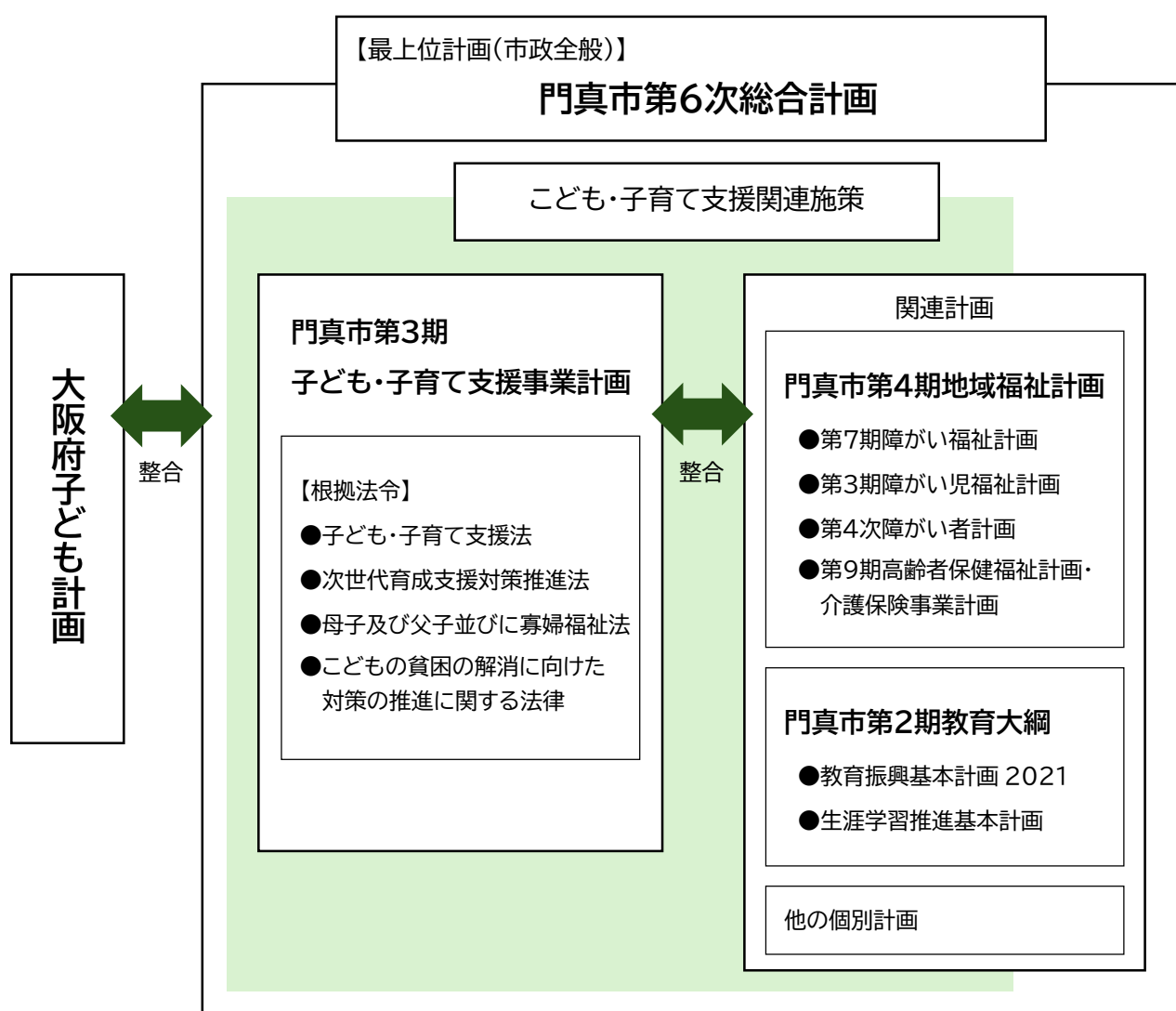
本市においても、これらの国の動きや急速に変化するこども・子育てをめぐるさまざまな課題に柔軟に対応し、こどもの育ちと子育てを地域社会全体で支援していくためにも、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育てに関する施策を総合的・計画的に進めていきます。

2 計画の法的な位置づけと関連計画

この計画は、「子ども・子育て支援法」に定める5年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」としても位置づけています。

計画の策定にあたっては、大阪府が策定する「大阪府子ども計画」のほか、本市の最上位計画である「門真市第6次総合計画」をはじめ、関連する諸計画との整合を図っています。

【計画の位置づけ】



3 計画期間

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とします。

年度	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
門真市子ども・ 子育て支援事業 計画	第2期計画					第3期計画				

4 計画策定の取組

(1) 門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の実施

この計画を策定するにあたり、子育て中の保護者等の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、市内に在住する就学前児童の保護者、小学生の保護者、13～18歳の市民を対象として、「門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

○実施期間：令和6(2024)年3月9日～3月29日

○実施結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,500通	499通	33.3%
小学生の保護者	1,500通	513通	34.2%
13～18歳の市民	750通	183通	24.4%

(2) 庁内の策定体制

庁内に門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会を設置し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、こどもや子育て支援にかかる具体的施策など、本計画の策定にあたり必要な事項の検討・調整を行いました。

(3) 「門真市子ども・子育て会議」での審議

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭等の実情を踏まえて実施するため、保護者、公募による市民、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者などで構成する「門真市子ども・子育て会議」において、計画内容を審議しました。

(4) パブリックコメントの実施

この計画の案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く意見を募りました。

○実施期間：令和7(2025)年2月7日～2月28日

○計画閲覧場所：こども政策課、市情報コーナー、市役所本館入口、保健福祉センター、南部市民センター、総合体育館、市民プラザ、市立公民館、市民交流会館中塚荘、こども発達支援センター、公立認定こども園・幼稚園・保育所、地域子育て支援拠点(ひよこる～む、なかよし広場)、くらしの相談窓口、ルミエールホール、子どもLOBBY、子どもTERRACE、TEENSBASE、市ホームページ

○意見数：2件

第2章

こども・子育てを取り巻く 現状と課題

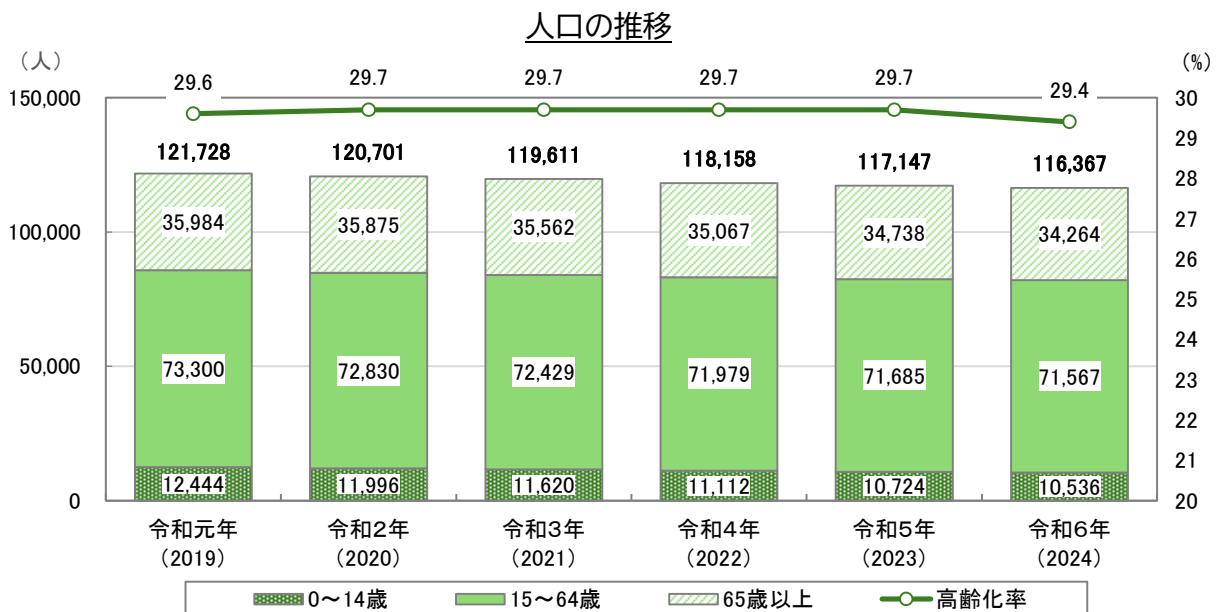
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

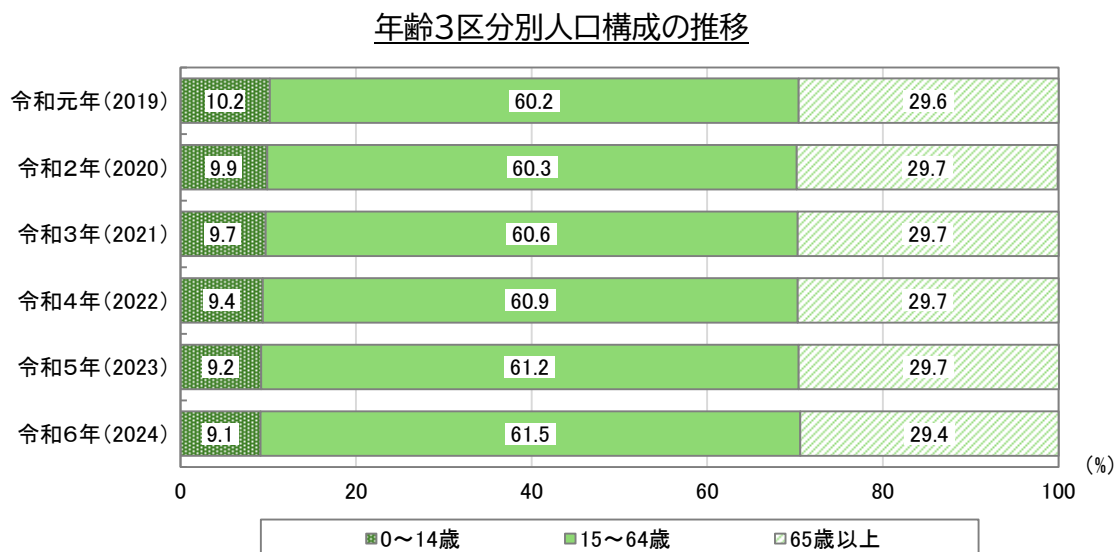
(1)人口推移

本市の人口推移を見ると減少傾向が続いており、令和元(2019)年と令和6(2024)年を比較すると人口は5,361人減少しています。

年齢3区分別人口構成の推移を見ると、15～64歳の割合は増加傾向にあり、65歳以上の割合は令和6(2024)年にやや減少しているものの、それまでは横ばいとなっています。一方で、0～14歳の割合は減少し続けており、少子化が進行していることが分かります。



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

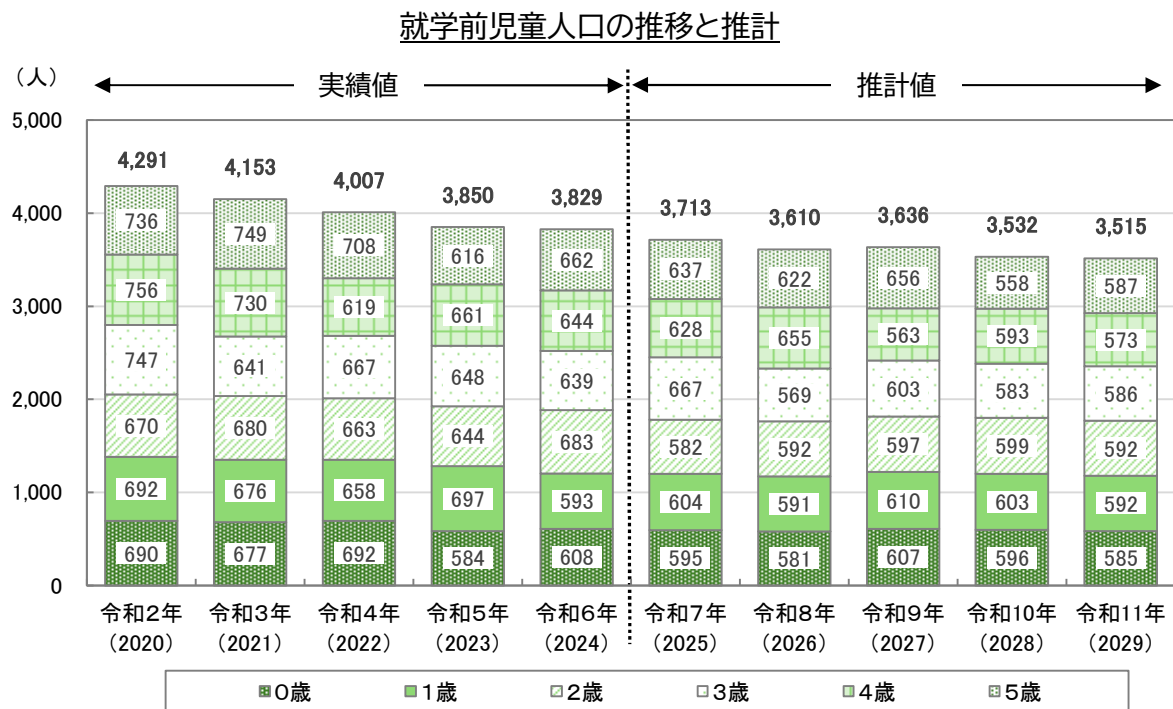


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2)就学前児童人口の推移と推計

本市の就学前児童人口の推移を見ると、0～5歳の合計人口は減少し続けており、令和2（2020）年と令和6（2024）年を比較すると462人減少しています。

また、令和7（2025）年以降については、これまでの就学前児童人口の推移や本市のまちづくりの影響を踏まえると、令和9（2027）年に一時的に増加に転じるものの、全体としては減少傾向が続くと見込まれます。

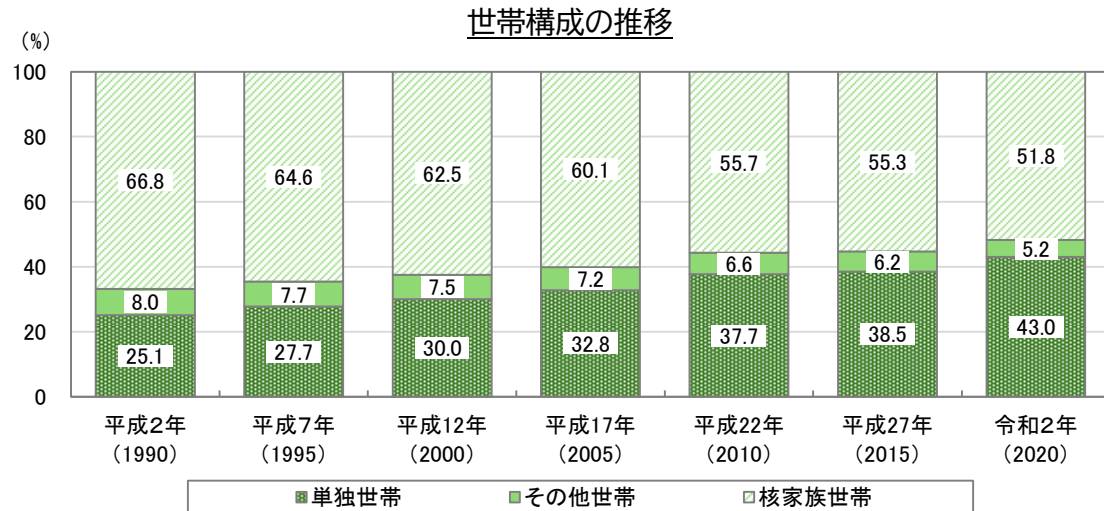


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3)世帯構成の状況

①世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移を見ると、核家族世帯の占める割合が最も大きいものの、その割合は減少しつつあり、単独世帯の割合が増加しています。

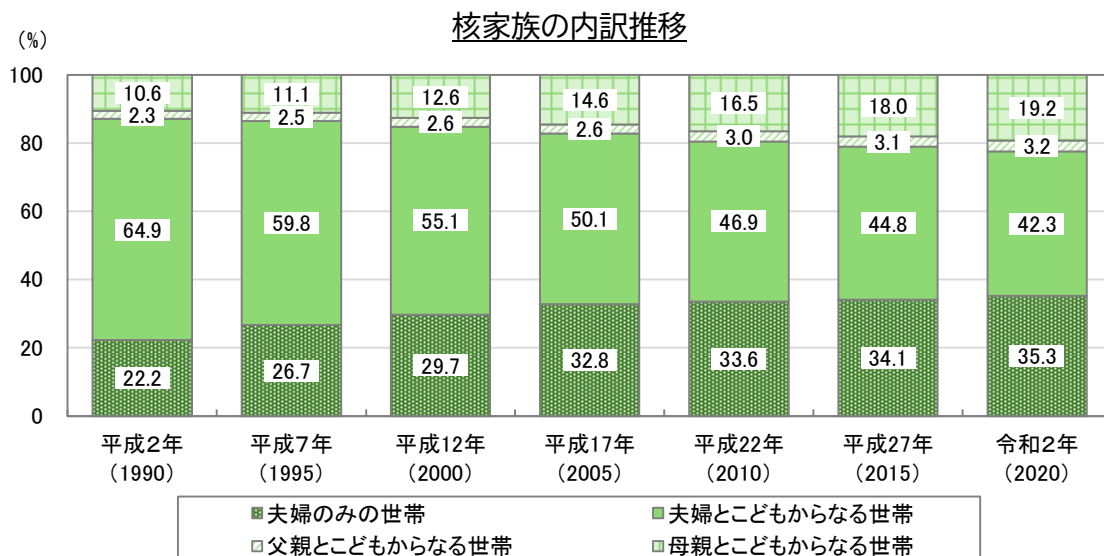


資料：国勢調査

②核家族の内訳の推移

核家族の内訳の推移を見ると、夫婦のみの世帯(こどもがいない世帯)の割合は、平成17(2005)年に30%を超え、その後も増加しています。

また、母親とこどもからなる世帯(母子世帯)、父親とこどもからなる世帯(父子世帯)の割合は共に増加しており、平成27(2015)年以降はこどもがいる世帯に対するひとり親世帯の割合が20%以上を占めています。

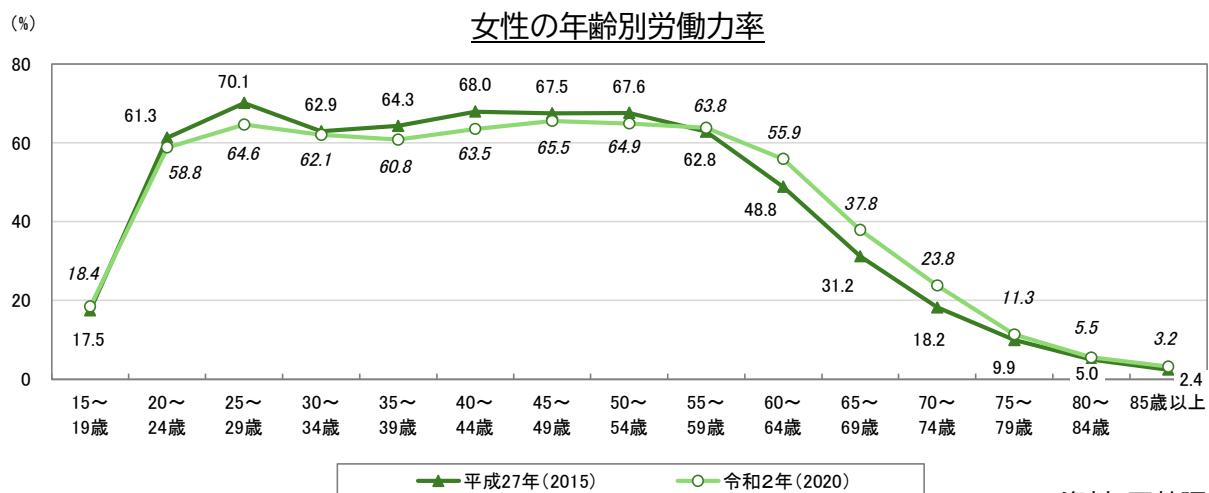


資料：国勢調査

(4)女性の就労や共働き世帯の状況

①女性の年齢別労働力率

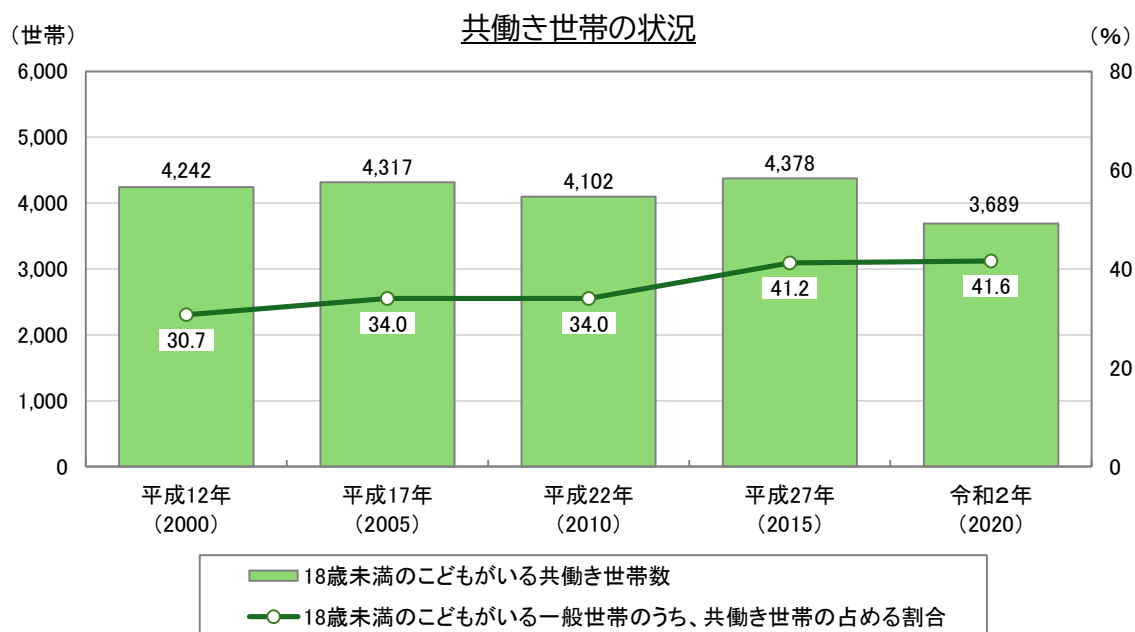
本市の女性の年齢別労働力率は、平成27(2015)年、令和2(2020)年ともに30代で減少し、その後に増加する傾向が見られますが、平成27(2015)年は30～34歳が最も落ち込んでいるのに対し、令和2(2020)年は30～34歳で落ち込み始め、35～39歳が最も落ち込んでおり、傾向に変化が見られます。



②共働き世帯の状況

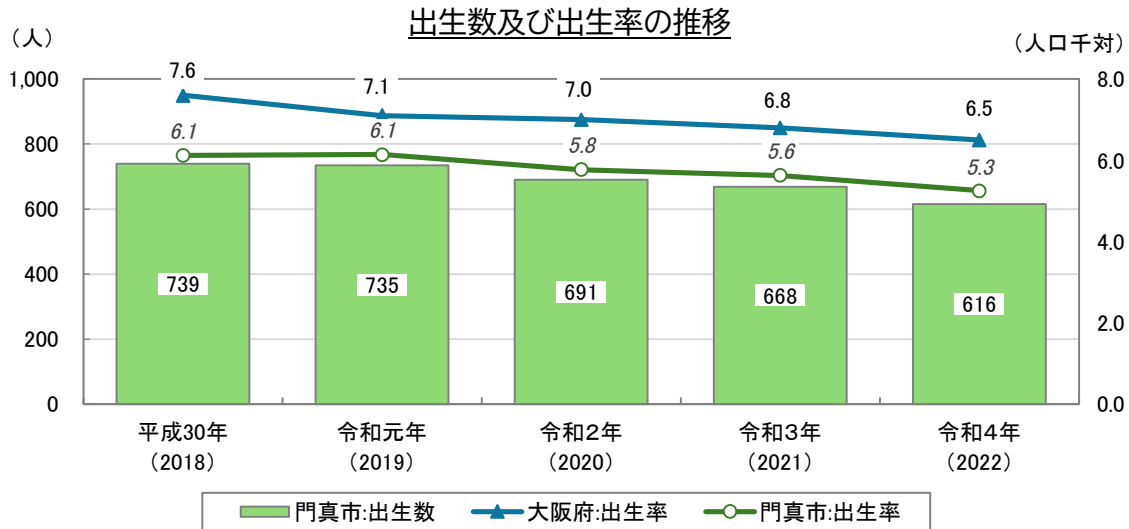
本市の共働き世帯の状況を見ると、18歳未満のこどもがいる共働き世帯は、令和2(2020)年で3,689世帯となっています。

平成27(2015)年に比べると共働き世帯の数は減少しているものの、こどもがいる世帯に占める共働き世帯の割合は増加しています。

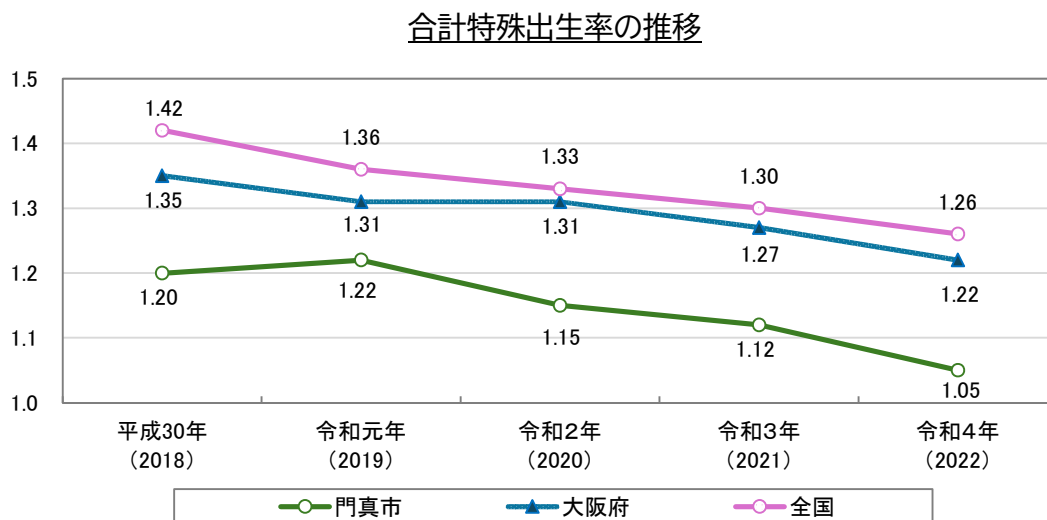


(5)出生の動向

本市の出生数は減少傾向が続いており、平成30(2018)年と令和4(2022)年を比較すると123人減少しています。また、出生率、合計特殊出生率についても同様の傾向にあり、いずれも大阪府の数値を下回って推移しています。



資料:大阪府人口動態統計



資料:厚生労働省人口動態統計、門真市統計書

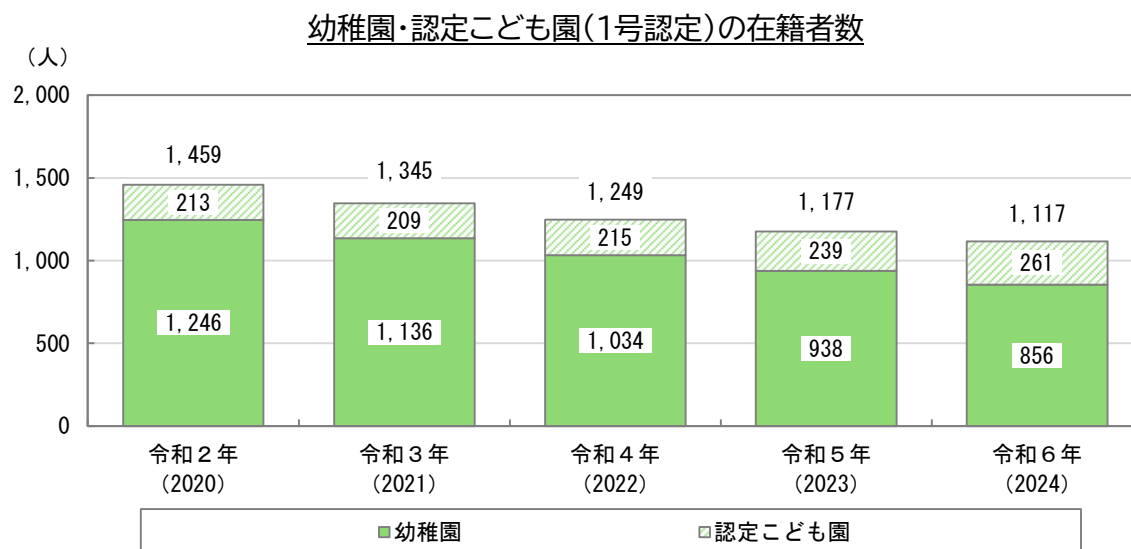
※合計特殊出生率は、15～49歳の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。

2 幼児期の教育・保育の利用状況

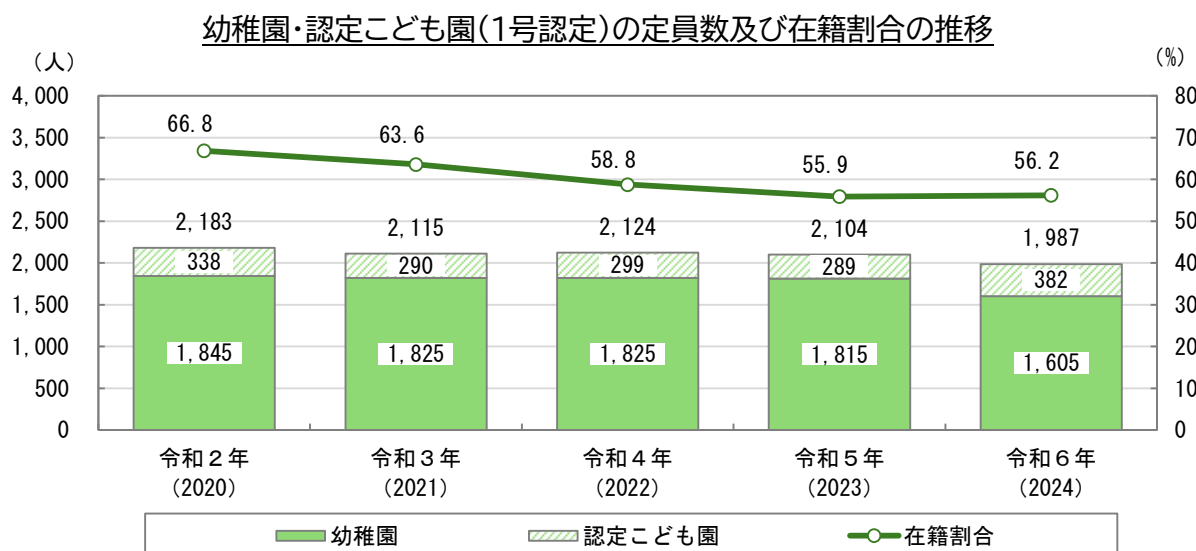
(1) 就学前教育・保育施設の在籍状況

① 幼稚園・認定こども園(1号認定)の在籍状況

幼稚園、認定こども園(1号認定)の在籍者数は減少傾向にあり、令和2(2020)年と令和6(2024)年を比べると342人減少しています。また、定員に対する在籍者の割合は令和4(2022)年以降は60%を下回っています。



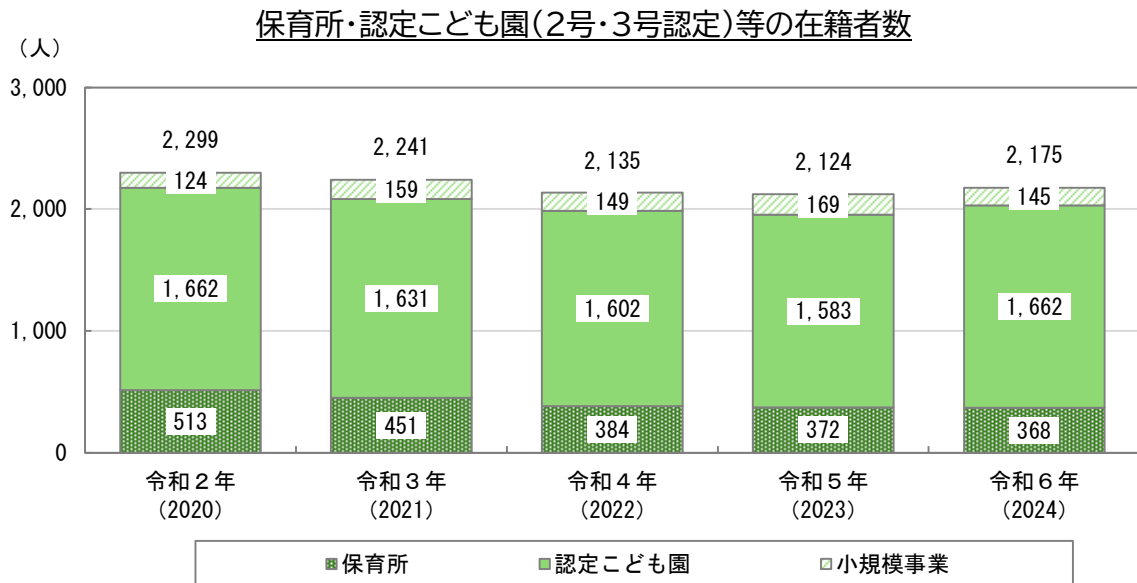
資料: 大阪府学校基本調査、保育幼稚園課(各年5月1日現在)



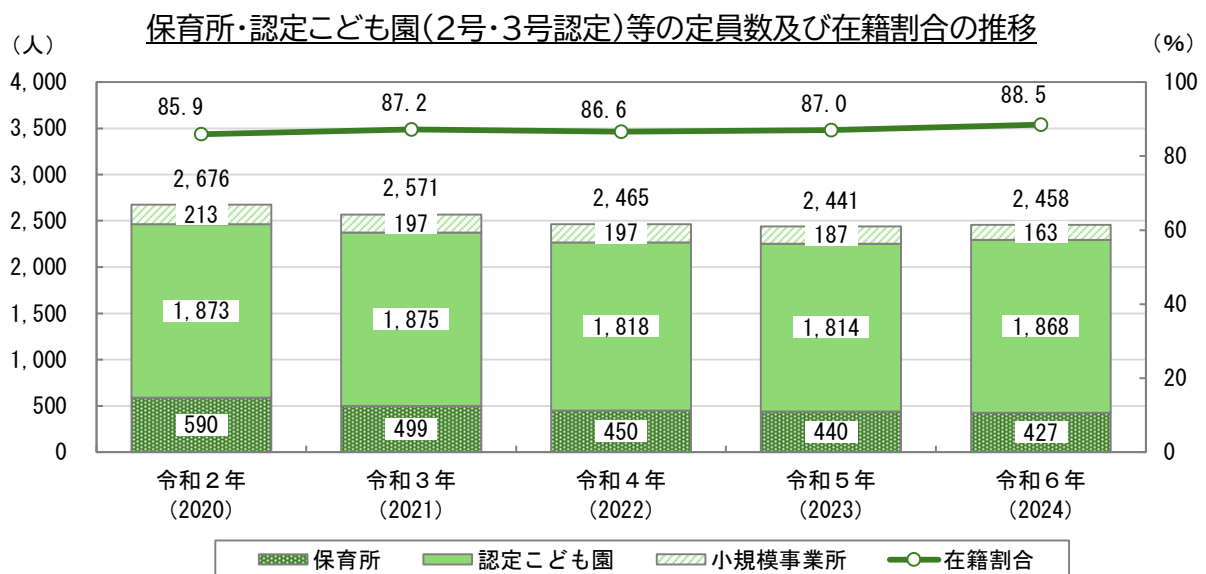
資料: 大阪府学校基本調査、こども政策課(各年5月1日現在)

②保育所・認定こども園(2号・3号認定)等の在籍状況

保育所、認定こども園(2号・3号認定)、小規模保育事業の在籍者数を見ると、令和2(2020)年以降は2,200人前後で推移しています。また、定員に対する在籍者の割合は85%以上で推移しています。



資料:保育幼稚園課(各年4月1日現在)



資料:こども政策課(各年4月1日現在)

(2)地域子ども・子育て支援事業の利用実績・実施状況

①地域子育て支援拠点事業の利用状況

主に乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。

		利用実績			
施設名	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域子育て支援センター ひよこる〜む	人日	3,405	2,319	7,759	11,576
なかよし広場	人日	724	1,212	3,579	5,064
年間のべ利用人数	人日	4,129	3,531	11,338	16,640

資料：子育て支援課

②妊婦健康診査の受診状況

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的とした健康診査を行っています。

		利用実績			
	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ受診回数	人回	9,319	8,854	8,156	8,400

資料：健康増進課

③乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)の利用状況

この事業と新生児訪問により、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防いでいます。

		利用実績			
	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間利用実人数	人	393	380	313	289

資料：健康増進課

④養育支援訪問事業の利用状況

養育支援が特に必要とされた家庭に対して、保健師、保育士等が居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行っています。

利用実績

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間利用実人数	人	8	5	3	3

資料:子育て支援課

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の利用状況

保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、経済的な理由により児童を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、当該児童を一定期間、養育し、又は保護する事業です。

利用実績

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	23	19	40	68

資料:子育て支援課

⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施状況

育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と協力したい人(協力会員)が会員となって、お互いに助け合う相互援助活動事業です。

会員数

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年度末会員数(合計)	人	453	462	469	437
依頼会員数	人	324	338	344	312
協力会員数	人	117	112	113	113
両方会員数	人	12	12	12	12

資料:子育て支援課

活動状況

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	180	250	305	497

資料:子育て支援課

⑦一時預かり事業の利用状況

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とすることにも対して、一時預かりを実施します。一時預かり事業は、幼稚園等において在園児を対象として実施する幼稚園型と、保育所等で在園児以外のこどもを対象として実施する一般型・余裕活用型等があります。

幼稚園型の利用実績

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	25,512	32,609	29,333	30,965

資料：保育幼稚園課等

幼稚園型を除く利用実績

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	1,154	1,025	1,860	1,932

資料：保育幼稚園課

⑧時間外保育事業(延長保育事業)の利用状況

保育認定を受けたこどもを対象に、認可保育所や認定こども園等で通常の保育時間を超えて保育を提供しています。

利用実績

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数(北部)	人	336	376	339	345
利用実人数(南部)	人	306	340	342	312
利用実人数(合計)	人	642	716	681	657

資料：保育幼稚園課

⑨病児・病後児保育事業の利用状況

病気や病気回復期の児童を保護者が就労等の理由で保育できない場合に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

病児保育事業の利用実績

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	73	639	607	944

資料：保育幼稚園課

病後児保育事業の利用実績

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	7	42	46	29

資料：保育幼稚園課

⑩放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用状況

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内の全小学校で実施しています。

放課後児童クラブの登録児童数

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
登録児童数	人	1,562	1,400	1,381	1,403

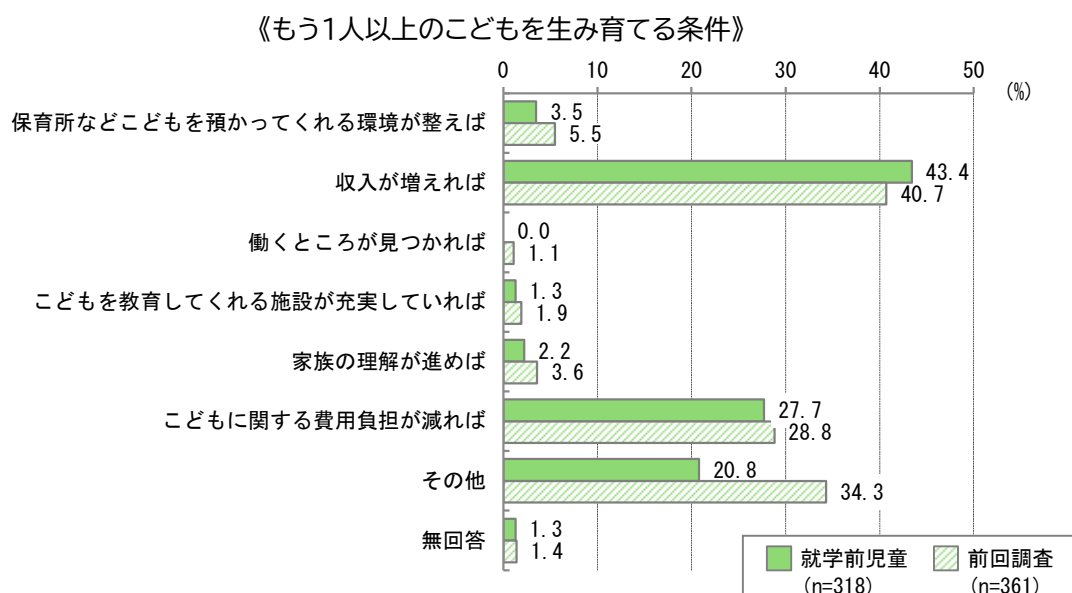
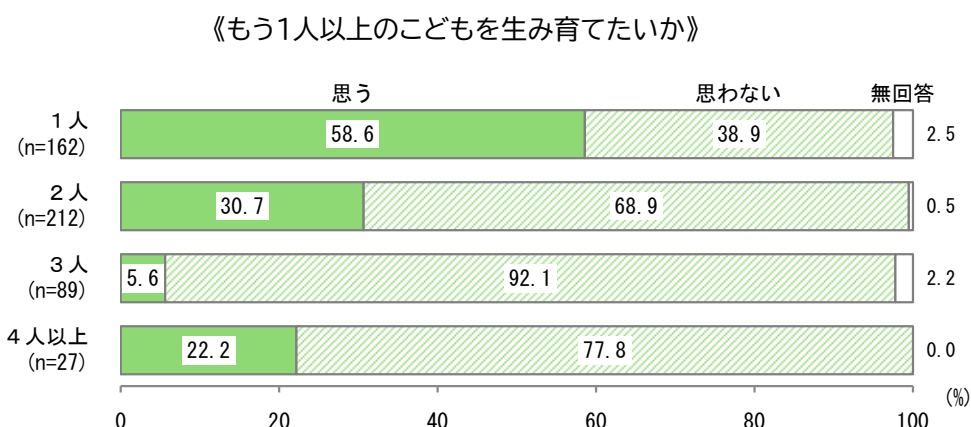
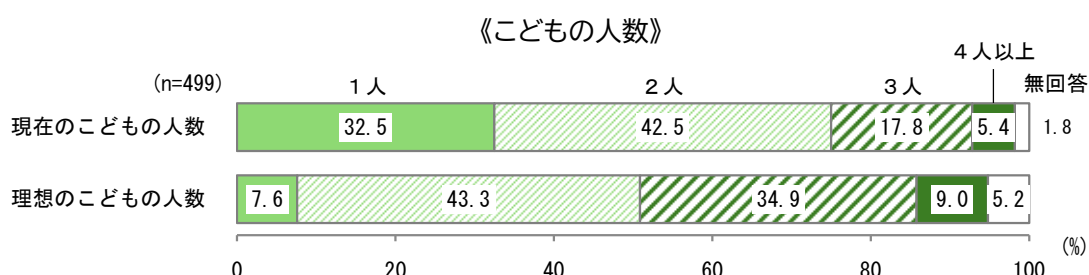
資料:子育て支援課

3 門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果

(1) 就学前児童及び小学生の保護者への調査

①現在のこどもの人数、もう1人以上のこどもを生み育てたいか

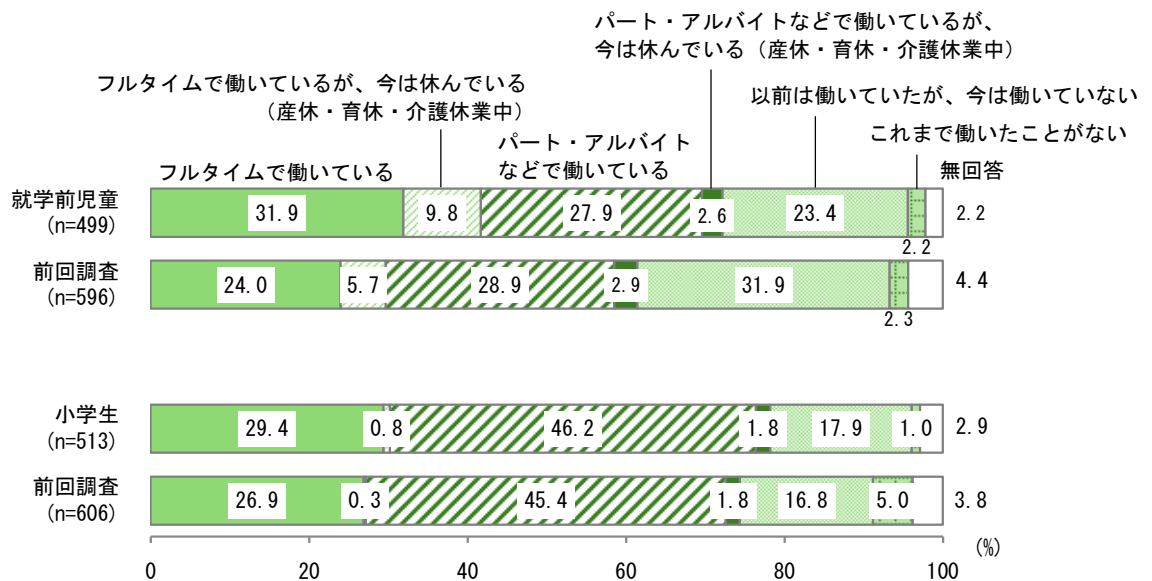
- ・就学前児童の保護者の現在のこどもの人数は、「2人」が42.5%で最も多く、理想のこどもの人数は、87.2%が「2人以上」と回答しています。
- ・就学前児童の保護者で現在のこどもの人数を「1人」と答えた人のうち58.6%が、もう1人以上のこどもを生み育てたいと思うと回答しています。
- ・もう1人以上のこどもを生み育てる条件としては、「収入が増えれば」が43.4%、「こどもに関する費用負担が減れば」が27.7%と多くなっています。



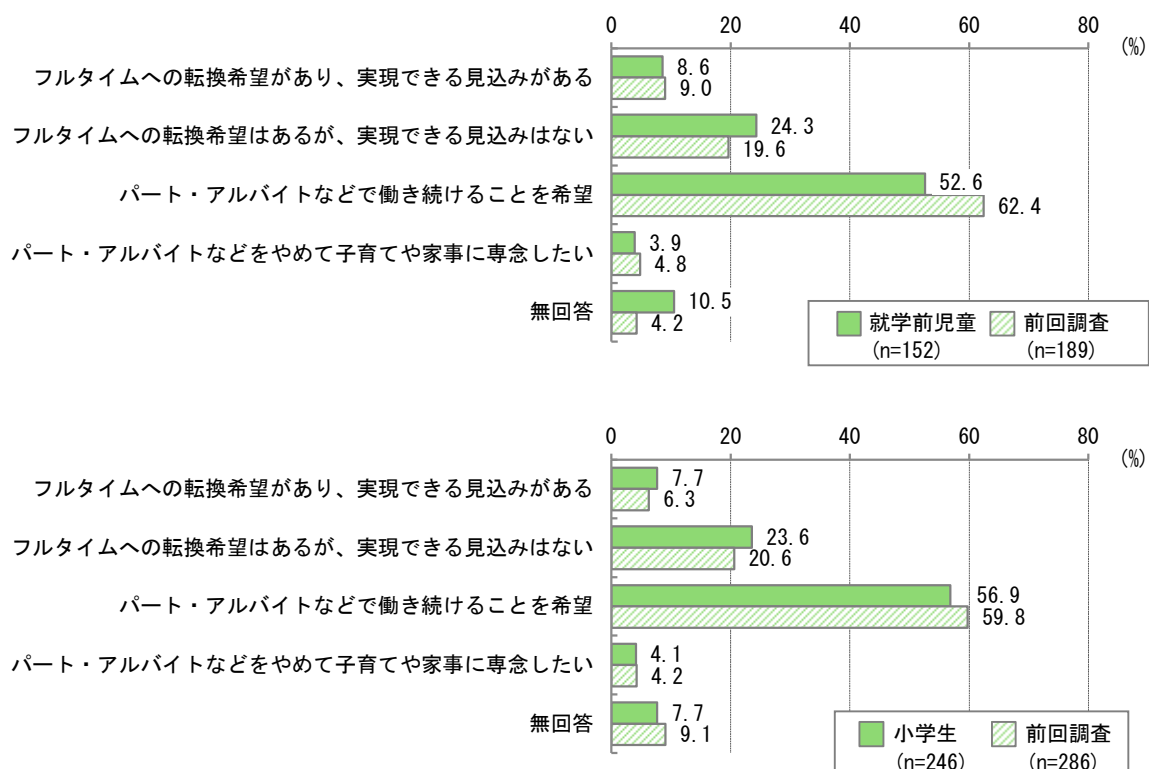
②母親の就労状況及びフルタイムへの転換希望

- ・就学前児童の母親の就労状況を見ると、「フルタイムで働いている」が合計41.7%となっており、前回調査に比べて12.0ポイント増加しています。「パート・アルバイトなどで働いている」を含めると、就労している母親は72.2%となっています。また、「以前は働いていたが、今は働いていない」は8.5ポイント減少しています。
- ・パート・アルバイトなどで働いている母親のフルタイムへの転換希望については、就学前児童、小学生ともに、「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が50%台で最も多くなっています。

《母親の就労状況》



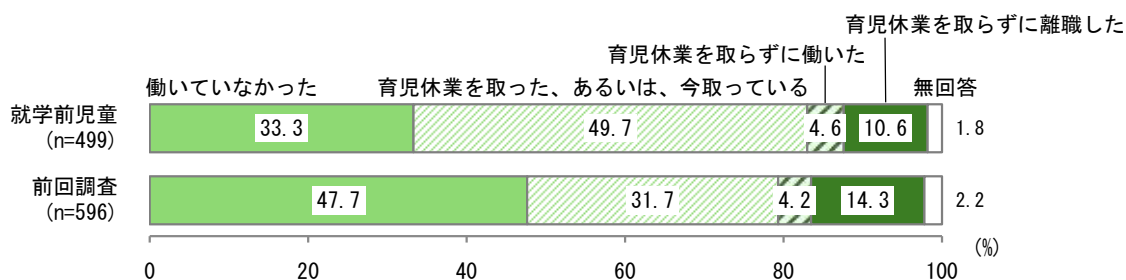
《フルタイムへの転換希望》



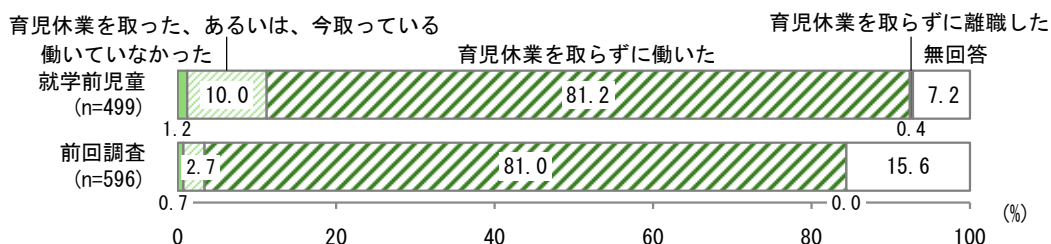
③育児休業の取得状況

- ・育児休業の取得率は、母親が49.7%、父親が10.0%で、いずれも前回調査に比べて増加しています。
- ・育児休業の取得期間は、母親では1歳6か月まで、父親では0歳3か月以内が最も多くなっていますが、父親は希望としては1歳まで取りたいという回答が29.5%と最も多く、現実と希望の差が大きくなっています。

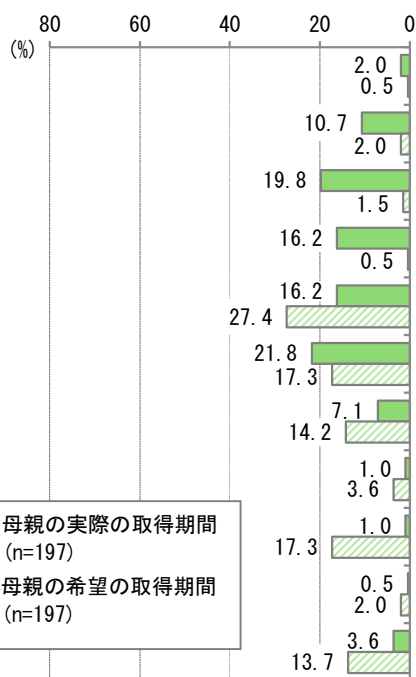
《育児休業の取得状況:母親》



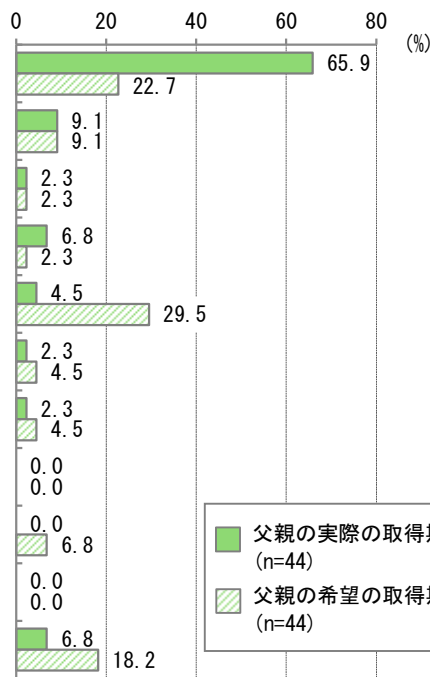
《育児休業の取得状況:父親》



《育児休業の取得期間:母親》

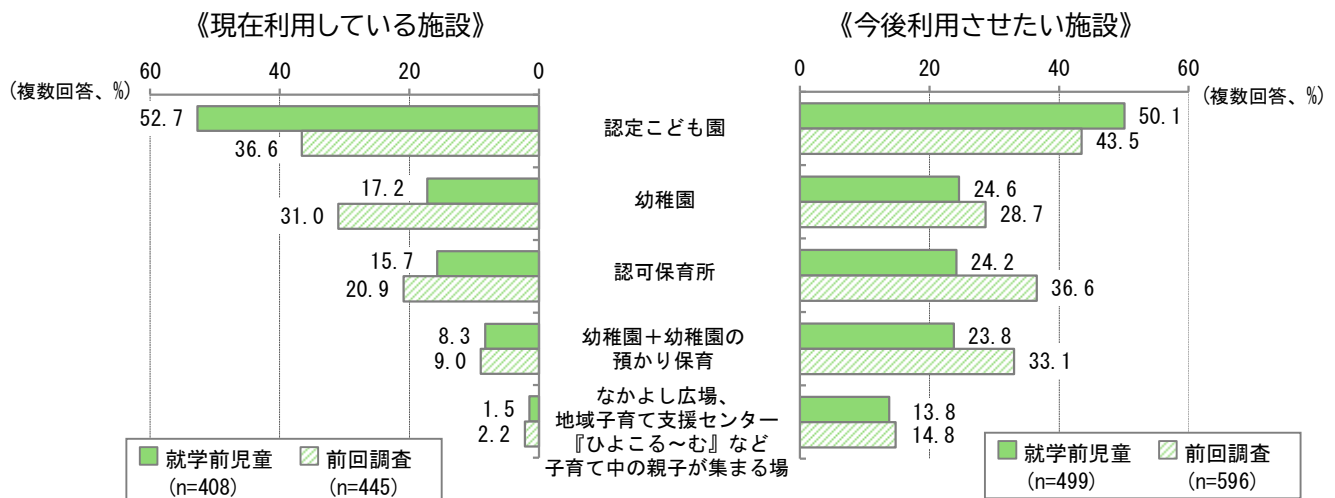


《育児休業の取得期間:父親》



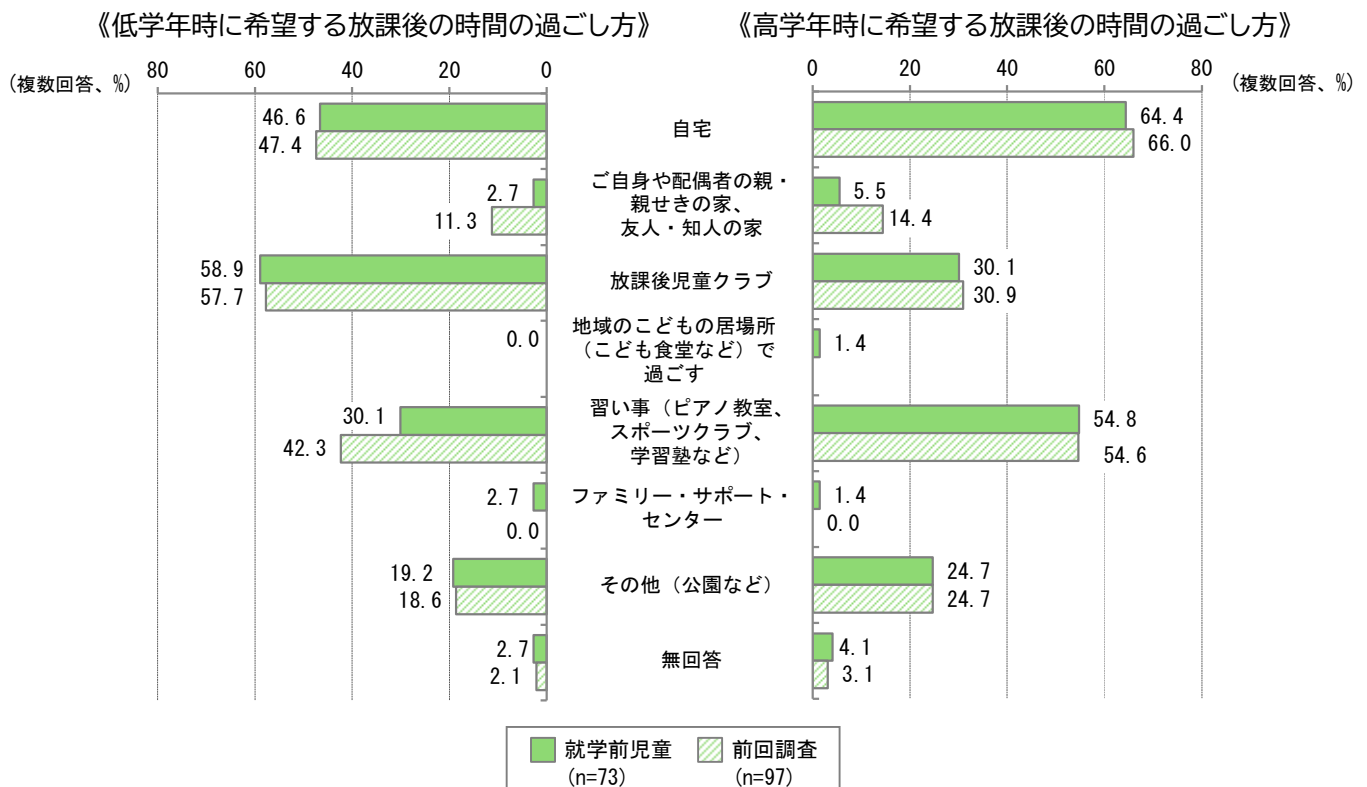
④教育・保育事業の利用状況と利用希望(上位5項目)

- ・現在利用している施設、今後利用させたい施設ともに、認定こども園を選んだ人が50%台と最も多く、その割合も前回調査に比べて増加しています。



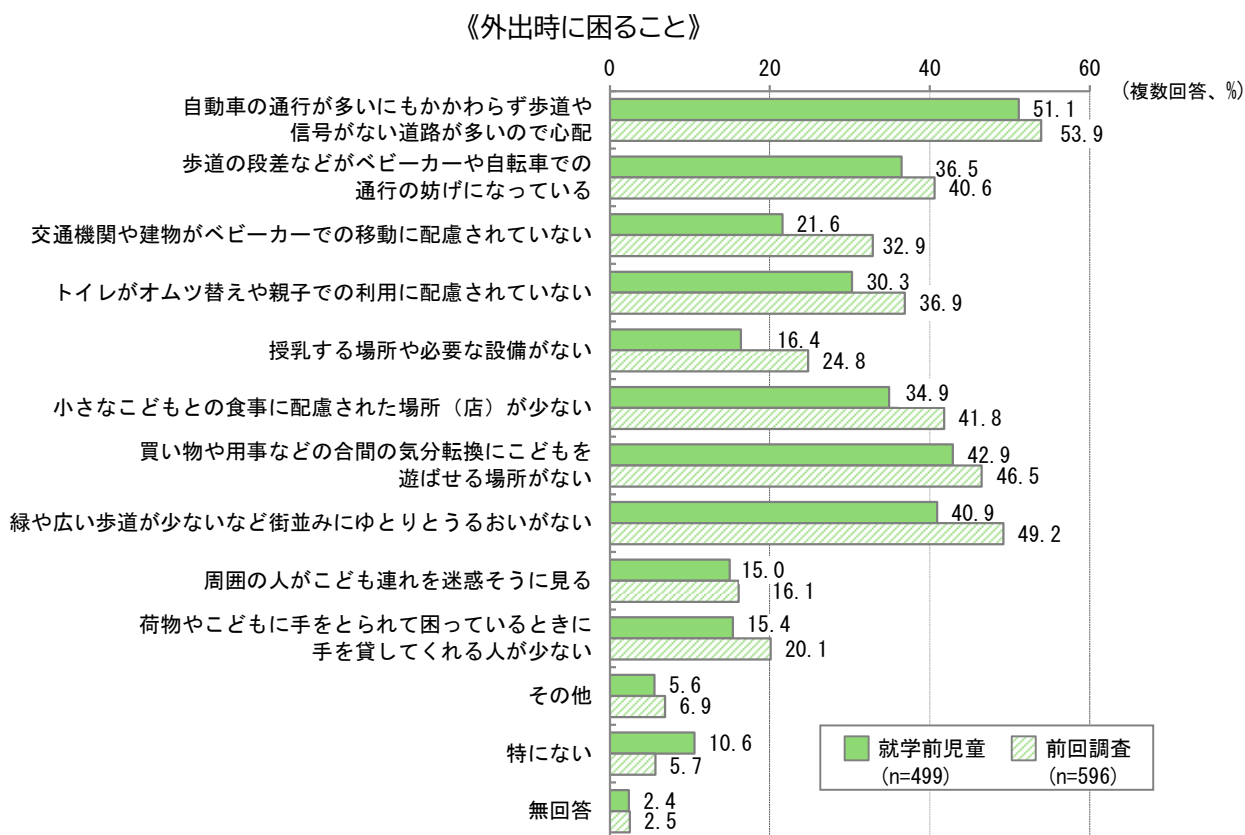
⑤小学校就学後に希望する放課後の過ごし方

- ・就学前児童(5歳児)の保護者に、小学校低学年時(1～3年生)の放課後の時間の過ごし方の希望をたずねたところ、「放課後児童クラブ」が58.9%と最も多く、次いで、「自宅」が46.6%、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が30.1%となっています。
- ・小学校高学年時(4～6年生)では「自宅」が64.4%と最も多く、次いで、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が54.8%、「放課後児童クラブ」が30.1%となっています。



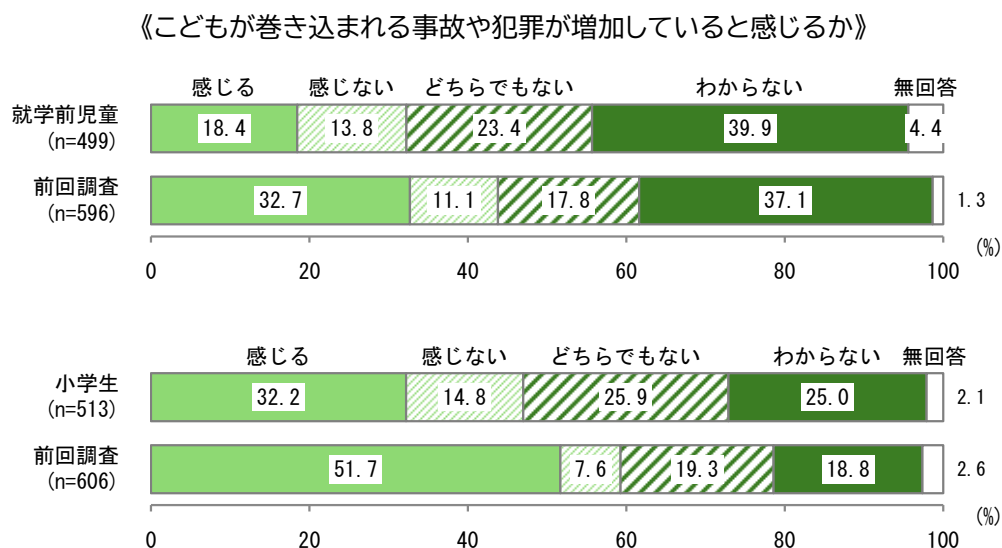
⑥こどもとの外出時に困ること

・就学前児童の保護者が外出時に困と感じていることは、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」が51.1%と最も多くなっています。



⑦こどもが巻き込まれる事故や犯罪について

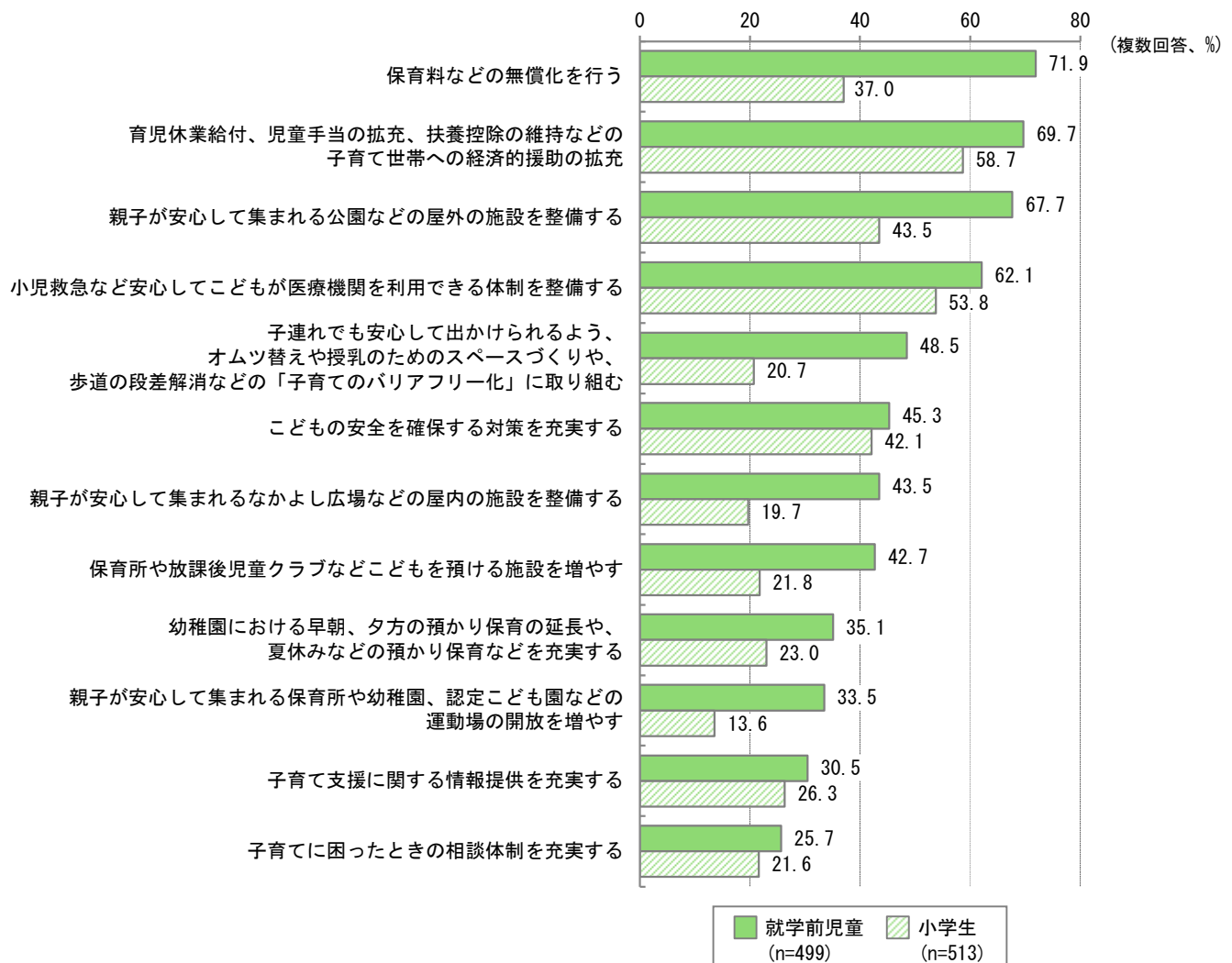
・こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると「感じる」人は、前回調査に比べると減少していますが、就学前児童の保護者の18.4%に対して、小学生の保護者は32.2%と多くなっています。



⑧充実してほしい子育て支援策

- ・就学前児童の保護者では、「保育料などの無償化を行う」が71.9%と最も多くなっており、次いで、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が69.7%、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が67.7%となっています。
- ・小学生の保護者では、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が58.7%と最も多くなっており、次いで、「小児救急など安心してこどもが医療機関を利用できる体制を整備する」が53.8%、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が43.5%となっています。

《充実してほしい子育て支援策(上位12項目)》

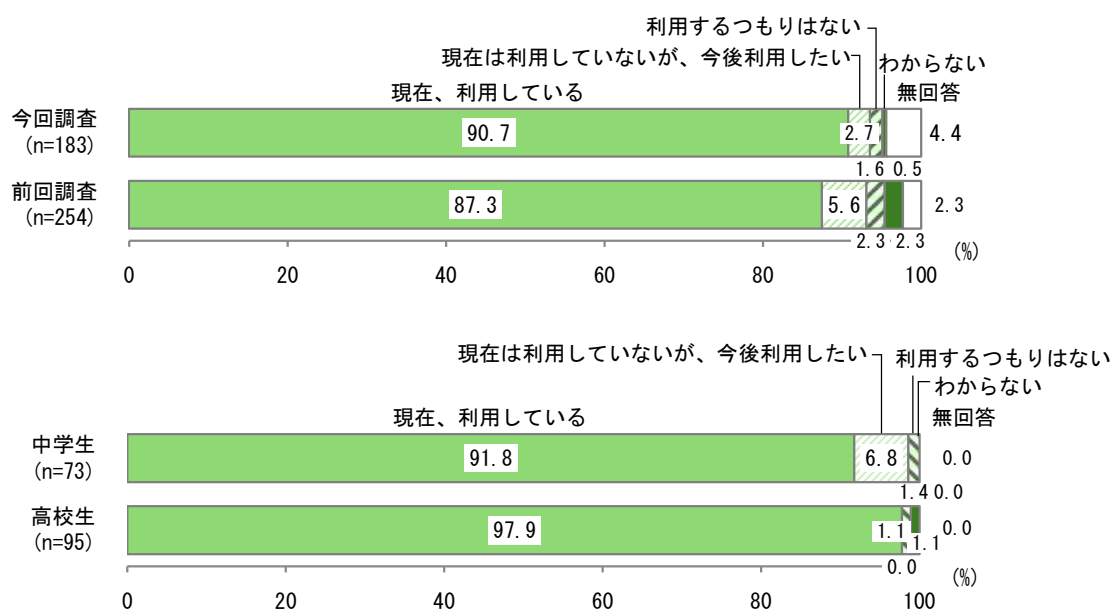


(2)13～18歳の市民への調査

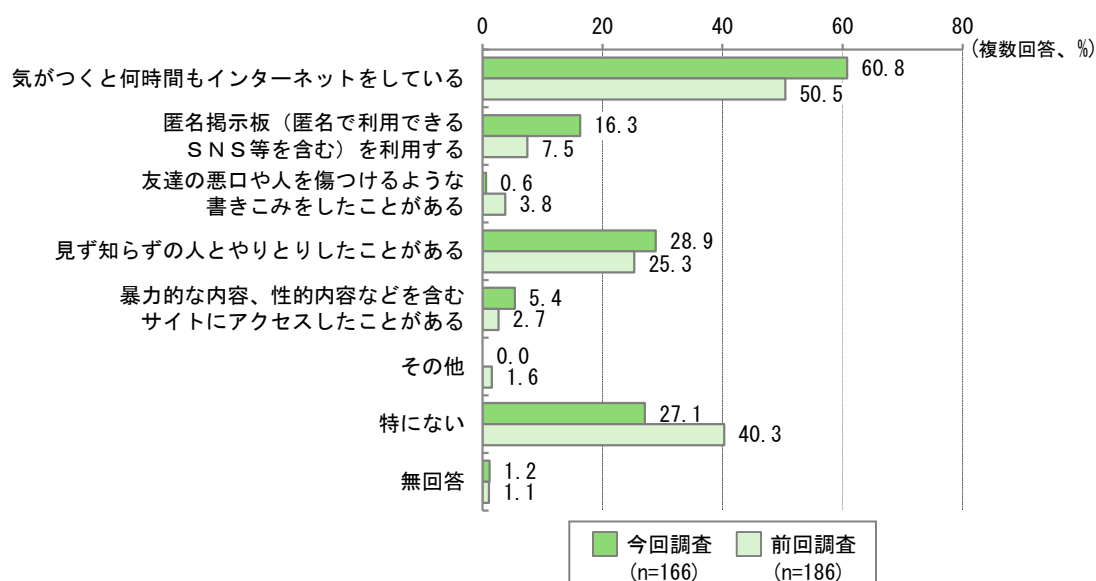
①メールやインターネットの利用状況

- ・メールやインターネットを「現在、利用している」は全体で90.7%と前回調査に比べて増加しており、中学生は91.8%、高校生は97.9%となっています。
- ・「気がつくとも時間インターネットをしている」は60.8%と多く、「見ず知らずの人とやりとりしたことがある」は28.9%、「匿名掲示板(匿名で利用できるSNS等を含む)を利用する」は16.3%と、いずれも前回調査に比べて増加しています。

《メールやインターネットの利用状況》

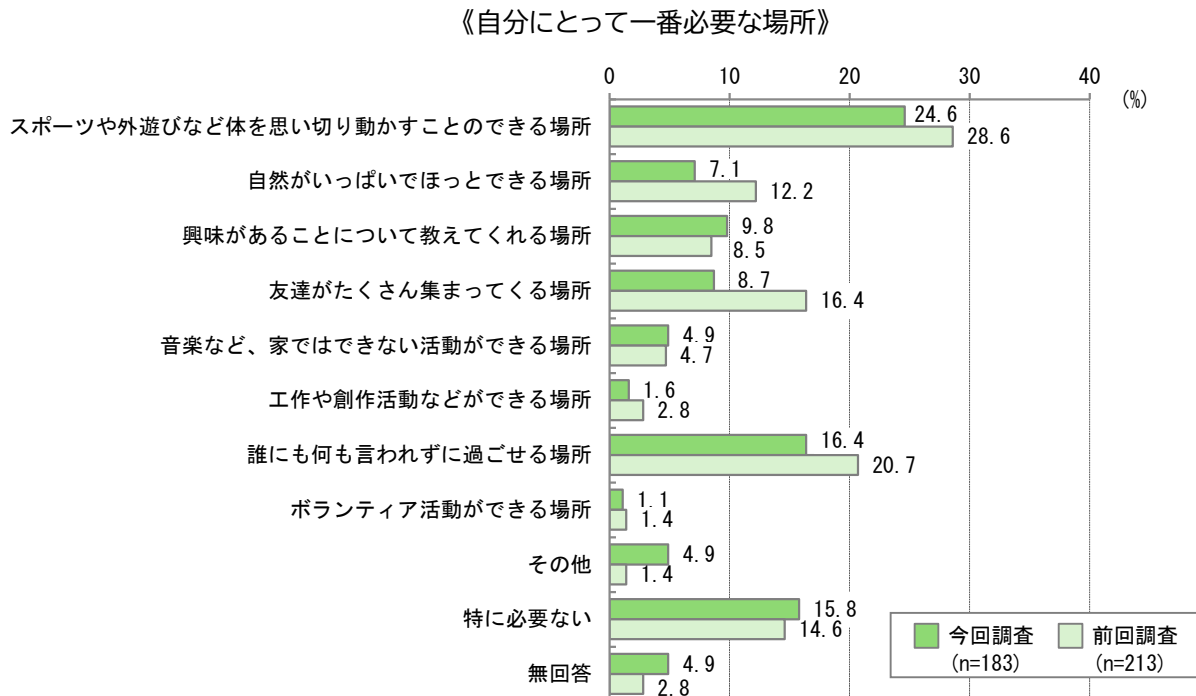


《メールやインターネットを利用する中で経験したこと》



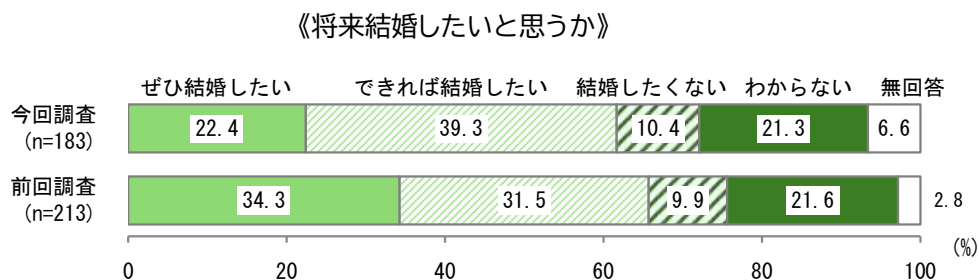
②自分にとって一番必要な場所

- ・自分にとって一番必要な場所については、「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことのできる場所」が24.6%と最も多く、次いで、「誰にも何も言われずに過ごせる場所」が16.4%、「興味があることについて教えてくれる場所」が9.8%となっています。



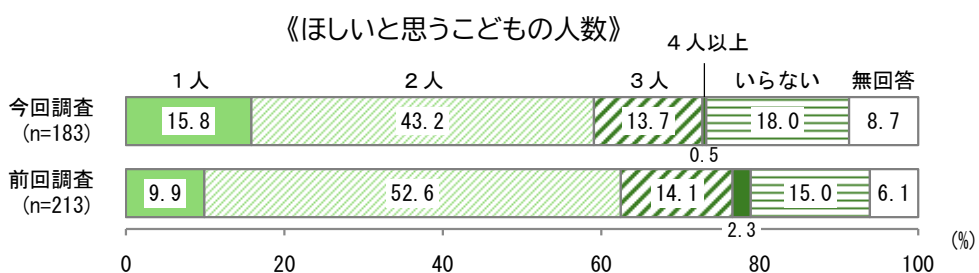
③将来結婚したいと思うか

- ・「ぜひ結婚したい」と「できれば結婚したい」の合計は61.7%となっていますが、「ぜひ結婚したい」については前回調査に比べて11.9ポイント減少しています。



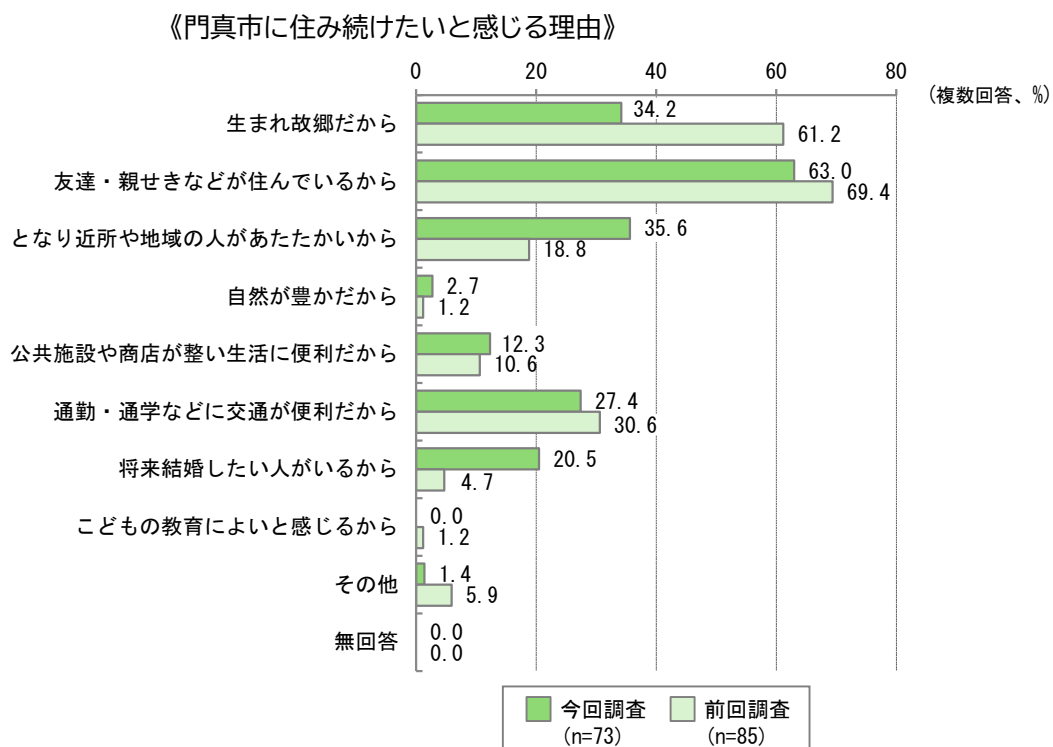
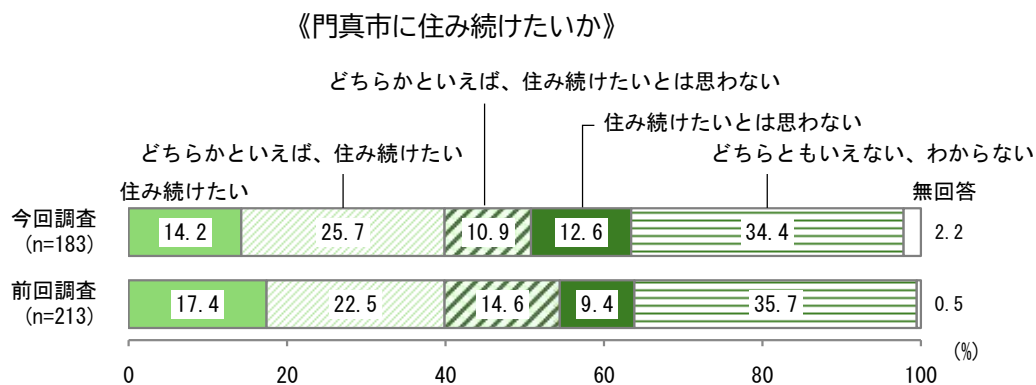
④こどもは何人くらいほしいと思うか

- ・ほしいと思うこどもの数を前回調査と比べると、「1人」が15.8%、「いない」が18.0%に増加しており、「2人」が43.2%、「3人」が13.7%、「4人以上」が0.5%に減少しています。



⑤門真市に住み続けたいか

- ・門真市に住み続けたいと思うかについては、「住み続けたい」、「どちらかといえば、住み続けたい」を合わせると39.9%となっています。
- ・門真市に住み続けたいと感じる理由については、「友達・親せきなどが住んでいるから」が63.0%と最も多く、次いで、「となり近所や地域の人があたたかいから」が35.6%、「生まれ故郷だから」が34.2%となっています。前回調査と比べると、「将来結婚したい人がいるから」が15.8ポイント、「となり近所や地域の人があたたかいから」が16.8ポイント増加し、「生まれ故郷だから」が27.0ポイント減少しています。



4 門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第2期計画において定めた基本目標等に基づき、計画期間である令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間で、さまざまなこども・子育て支援の取組を進めました。

基本目標1 一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくり

- 第1期計画期間において就学前教育・保育施設等の施設整備を進めた結果、平成31(2019)年4月時点で待機児童は解消しましたが、第2期計画期間においても、希望する幼稚園を認定こども園へ移行するなど、待機児童が生じることがないように、引き続き保育定員の確保に努めました。
- 保育所等の施設に通園する児童の副食費の補助対象を拡充し、2号認定の児童だけでなく、1号認定の児童及び私学助成幼稚園に在園する児童も補助対象とすることで、就学前教育・保育施設の利用にかかる経済的負担を軽減しました。
- 保育士等に市内の施設で教育・保育や子育て支援に長く携わってもらうことを目的に、雇用開始から一定年数までの保育士等に対する給付金の支給や、施設が保育士等用の宿舍を借り上げる費用の一部の補助、保育士等のこどもにかかる保育料の無償化などを実施し、保育士等の確保に努めました。
- 教育・保育へのニーズの多様化や就学前児童人口の減少に対応していくために、将来を見据えた公立園の配置やあり方を定めた「門真市公立園最適化基本方針」に基づき、国道163号を境として南北の各区域に1園へと公立園を再編するための取組を進めたほか、市全体で障がいのあるこども等をより受け入れやすい体制を構築するため、就学前教育・保育施設への補助制度を拡充しました。
- 令和の日本型学校教育の実現に向けて、教職員の授業力向上をめざし、学習指導要領の内容を確実に身に付けるための授業づくり指針である「門真市版授業ベーシック」等を活用しながら、「こども主体の学び」と「探究的な学び」を推進する研修や指導助言を教育センター指導主事を中心に行いました。
- 市内全小学校で放課後児童クラブを実施し、放課後に児童が安心・安全に過ごすことができ、適切な遊びと生活の場を確保するとともに、地域、企業、団体等の協力のもと、放課後子ども教室を実施することでスポーツ・文化芸術などのさまざまな分野の体験プログラム等を提供しました。
- 門真市立こども発達支援センターで実施している個別療育について、令和2(2020)年度時点では10歳までとしていた対象年齢を段階的に拡充し、令和6(2024)年度には15歳まで対象とするとともに、実施回数の確保と増回にも取り組んでいます。また、市内の全小中学校に通級指導教室を設置することで、児童生徒が自校で通級指導を受けることができるようにするなど、障がいのあるこどもや配慮が必要なこどもへの支援を充実しました。

- 通学路の交通安全対策の一環として、市内各所において歩道防護柵や道路反射鏡、道路照明灯、カラー舗装、区画線等の整備を行うとともに、警察等との共催により市内小中学校で交通安全教室を実施するなど、こどもの交通安全への意識を高めました。また、公園において、老朽化した遊具の更新や安全性が低いと評価された遊具を撤去し、新たに安全性の高い遊具を導入するなど、公園を安全に利用できるようにするための整備を行いました。

基本目標2 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

- 就労等の理由で、病気や病気回復期のこどもを保護者が保育できない場合にこどもを預けることができる病児・病後児保育事業について、利用する際に必要としていた市への事前登録を廃止したほか、利用料を1日2,000円から500円に引き下げるなど、利用を促進するための環境整備を図りました。
- お母さんの妊娠経過やこどもの成長の記録をはじめ、予防接種のスケジュール管理、こどもの成長記録を家族同士で共有する機能や市の子育て情報を受け取ることができる子育て支援アプリ「かどぴよ」の運用により、妊娠から出産、子育てまでのサポートをしています。また、「かどま子育て支援まっぷ」や「子育て応援サイトすくすくひよこナビ」などを活用し、子育て支援施策等を周知しました。
- かどまママパパ教室(妊婦教室)や離乳食講習会への参加につなげるため、健診等を通じてイベントの周知を行ったほか、Webでの予約受付を開始するなど、利便性の向上を図りました。また、父親の妊婦体験による父親の育児参加の推進や、沐浴の実施方法の動画の配信などによる参加者以外への育児知識の普及に努めました。
- 助産師などの専門職による妊娠届出時の全数面接や妊娠8か月アンケート、出産後の電話による様子確認、産後うつを予防するための産後ケア事業など、妊娠期から子育て期における伴走型の相談支援を実施するとともに、出産・子育て応援給付金の給付により出産・子育てにかかる経済的負担を軽減することで、より効果的な支援を実施しました。
- 児童手当の支給やこどもにかかる医療費の一部助成、就学援助費の支給、学校給食費の無償化などにより、子育てに関する経済的な負担の軽減を図りました。また、新型コロナウイルスの感染拡大による子育て世帯の経済的負担を軽減するため、門真市おうち時間応援給付金、産後ママ育児パパ応援給付金などの給付を行いました。
- 母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の相談に応じ、ひとり親家庭等を支援するためのさまざまな経済的支援や就労支援、養育費の確保に向けた支援など、各種支援制度及びサービス等に関する情報提供や、それらを利用するにあたり必要な調整を関係機関や団体等と行い、ひとり親家庭の自立を支援しました。

基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

- 地域における犯罪を防止するため、自治会などの地域団体と協力して防犯カメラの設置を進め、令和5(2023)年度時点で514台(令和元(2019)年度時点で346台)となりました。また、地域におけるLED型防犯灯の設置費用を補助することで、防犯灯のLED化率は令和5(2023)年度時点で91%を超えるなど、こどもや子育て家庭にも安全・安心なまちづくりを進めました。
- 要保護・要支援児童及びその保護者、特定妊婦等、家事・育児に不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭の養育環境を整えるため、子育て世帯訪問支援事業を令和6(2024)年度より開始し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援をしました。
- 赤ちゃんの駅の設置施設をインターネット上から調べることができる「赤ちゃんの駅マップ」(大阪府が運営)に位置情報等を掲載したほか、令和3(2021)年度には民間の店舗内に初めて赤ちゃんの駅を設置するなど、利用者の利便性の向上に努めました。
- 地域会議や校区福祉委員会による子育てサロンや世代間交流など、地域団体により子育ての孤立化を防ぐための取組が行われています。本市ではこれらの取組を行う地域団体と連携するとともに、公立園や小中学校、地域子育て支援拠点においても地域住民と交流することができる機会を設けるなど、こどもや保護者が地域とつながることができる取組を推進しました。
- 支援の必要なこどもがもれなく救われるようセーフティネットを強化するため、子どもの未来応援ネットワーク事業を実施しました。この事業では、地域でこどもを見守るボランティアの「子どもの未来応援団員」から寄せられた情報に基づき、子どもの未来応援推進員やソーシャルワーカー等が支援の必要性や方向性を検討し、必要に応じてアウトリーチなどにより支援を行いました。なお、子どもの未来応援団員は令和5(2023)年度末時点で1,662人となっています。
- 公設のこどもの居場所として、市北部地域に「子どもLOBBY」、市南部地域に「子どもTERRACE」を設置し、地域のこどもを見守ることで、支援を必要とするこどもの早期発見につなげました。また、「子どもLOBBY」では、保護者の相談支援や企業・団体等との連携によるキャリア教育イベントを実施したほか、不登校児童の支援の場としても活用しました。

5 本市の取り組むべき課題

本市では、国の傾向と同様に少子高齢化が進んでおり、その要因の1つとして子育て世代の転出超過があげられます。

子育て世代の転出を抑制するためには、子育てに関する相談等の場をワンストップで提供できる拠点づくりなど、市民ニーズを踏まえた事業に積極的に取り組むとともに、市が行っている事業や取組を、子育て世帯や今後こどもを持つようとしている世帯にアピールする必要があります。

本計画を策定するにあたり実施した市民ニーズ等調査では、充実してほしい子育て支援策として、保育料の無償化をはじめとする子育て世帯への経済的支援や親子が安心して集まれる公園などの屋外施設の整備、小児救急など安心してこどもが医療機関を利用しやすい体制の整備などを希望する声が多く、気になる点としては、自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多い、買い物や用事などの合間の気分転換にこどもを遊ばせる場所がない、緑や広い歩道が少ないなど街並みにゆとりやうるおいがないなどがあげられています。

また、門真市子ども・子育て会議では、こどもの数の減少に歯止めをかけるために魅力的なまちづくりを行い、その情報発信をしていく必要があることや就学前教育・保育施設において保育を必要とするこどもを受け入れることができる体制が維持されるよう、保育士等の確保に向けた施策が必要であることが提言されています。

これらの意見を本市が解消すべき課題として受け止め、さらなる子育て支援施策の推進や子育て環境の改善に取り組むとともに、それらの取組を市内外に発信することで、本市が安心して子育てできるまちとして認識されるようイメージアップにつなげていきます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画では、これまでの計画の基本理念・基本目標を継承し、引き続き地域社会全体で「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども・子育てに優しい環境づくりができるよう、こども・子育て家庭を支える取組を推進していきます。

基本理念

あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま

こどもは地域の宝であり、また、次代の親となり、未来を担っていく存在です。

そのため、門真市で育つこどもの未来が輝かしいものとなるよう、また何よりこどもたち自身が将来への明るい希望を持って笑顔で育つことができるよう、こどもをまんなかに置き、地域社会全体でこどもの育ちや子育てを支援していくため、「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」をこの計画の基本理念として掲げます。

2 基本的な視点

① こどもの育ちの視点

こどもは、社会の希望、未来をつくる力であり、家族の愛情のもとに養育され、成長する環境を整えることが必要です。

こどもの健やかな発達が保障され「こどもの最善の利益」が実現されるよう、こどもの育ちを重視した取組を進めます。

② 家庭での子育ての視点

家庭における子育ての孤立感や負担感を解消するためには、すべてのこども及び子育て家庭を対象として、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

家庭での子育ての視点に立ち、豊かで愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した子育て支援に取り組めます。

③ 地域での支え合いの視点

こどもの成長にとってより良い地域環境としていくためには、地域社会全体が、こども・子育て支援への理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

地域での支え合いの視点に立ち、地域の人材、施設などの福祉・教育資源を活かし、こどもや子育てを地域で見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組めます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

視点① こどもの育ちの視点

基本目標1 一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくり

乳幼児期は、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな人間性を育むためには、幼児期からの教育・保育環境を整えることが重要です。

就学前における質の高い教育・保育の提供や、就学後における「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」の育成のために必要な環境の整備を行うとともに、こどもの発達や学びの連続性を確保するため、教育・保育施設と小学校の連携を強化します。

また、すべてのこどもが一人ひとりの個性を伸ばし健やかに成長できるよう、就学前教育・保育施設や学校だけでなく、家庭や地域が一体となり、多様な体験の機会を提供するほか、配慮が必要なこどもそれぞれの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。

視点② 家庭での子育ての視点

基本目標2 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

妊娠から出産、子育ての時期にある保護者は、身体的・経済的・精神的に不安を感じやすくなります。保護者の不安をなくし、安心して子育てができるよう、母子保健の充実などの健康面の支援や、各種の経済的支援を行うとともに、不安な心情を和らげるための相談体制の充実を図ります。また、非正規雇用の増加など、就労形態が複雑化している社会においても、保護者が働きながら安心してこどもを産み育てることができるよう、多様なニーズに柔軟に対応していきます。

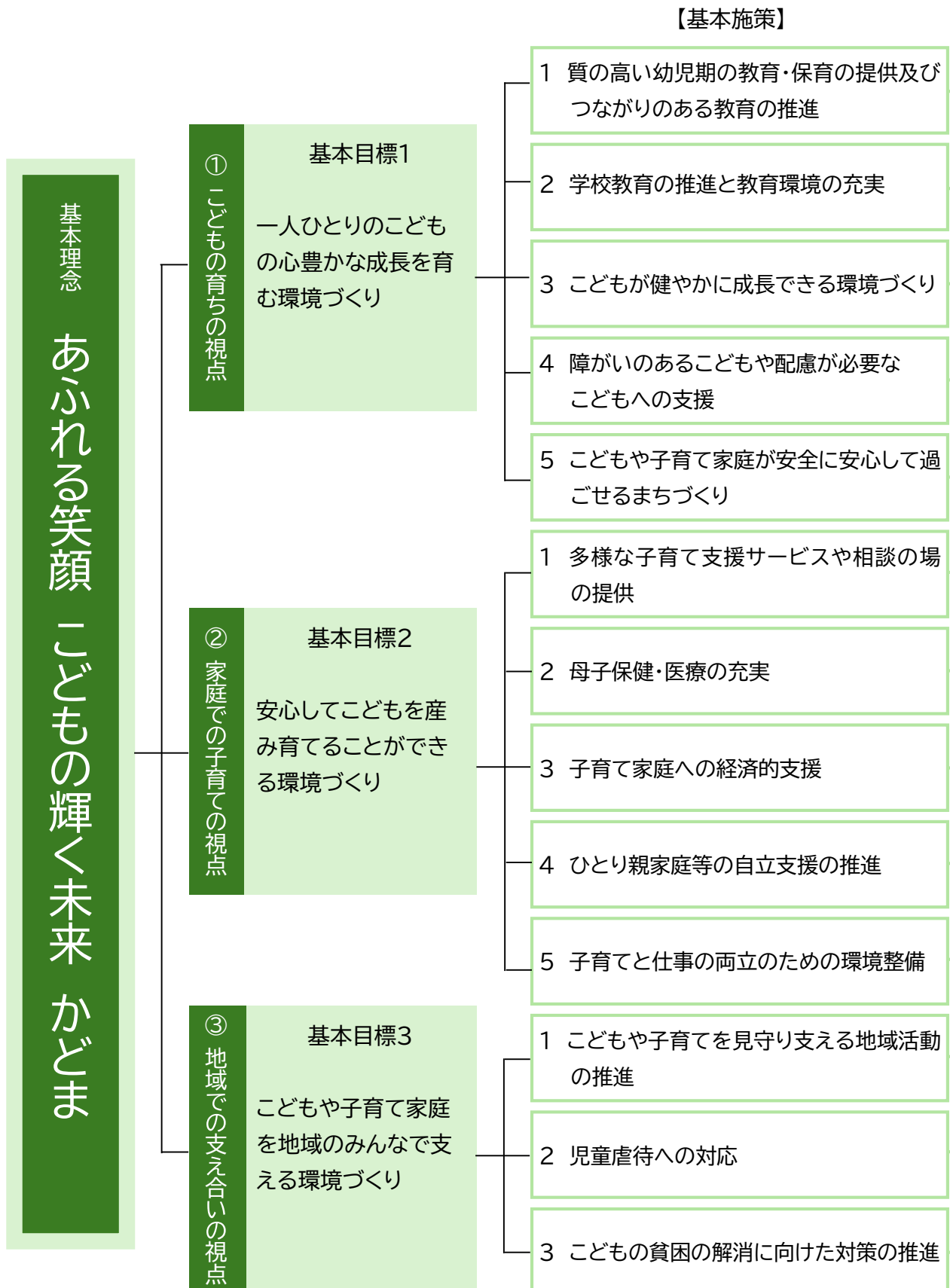
視点③ 地域での支え合いの視点

基本目標3 こどもや子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域でのこどもの安全確保や育児の孤立化を防止するためには、地域における日常的な見守りが必要です。地域全体でこどもや子育て家庭を見守り、支えるための取組を進めます。

また、児童虐待をはじめとするあらゆるこどもの貧困を解消するため、地域との連携により、支援を必要とするこどもや子育て家庭の早期発見・早期対応へつなげるための取組を推進します。

4 施策の体系



【個別施策】

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 総合的な幼児教育・保育の提供 | 2 幼稚園教諭・保育士等の確保と資質の向上 |
| 3 教育・保育施設の環境整備 | 4 幼児教育・保育と小学校との交流・連携の強化 |

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| 1 教育環境の充実 | 2 確かな学力の育成 | 3 豊かな心の育成 |
| 4 思春期保健対策の充実 | 5 食育の推進 | 6 環境学習の充実 など |

- | | | |
|--------------------|------------|---------------------|
| 1 健やかな体の育成 | 2 文化活動の推進 | 3 公共施設を活用した体験・講座の充実 |
| 4 こどもの心に関する相談体制の充実 | 5 青少年の健全育成 | など |

- | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------------|
| 1 障がいの早期発見・相談支援 | 2 療育体制の充実 | 3 障がい福祉サービス等の提供 |
| 4 障がいのあるこどもや配慮が必要なこどもへの教育・保育の充実 | など | |

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 長期的な視点を持った子育て支援施設の再編・整備 | 2 良質な居住環境の確保 |
| 3 公園等の整備 | 4 安全・安心な道路交通環境の整備 など |

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 子育て支援施策の周知 | 2 地域子育て相談機関の設置 |
| 3 こども家庭センターでの相談支援 | 4 保育コンシェルジュの配置 など |

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 妊産婦の健康診査の受診を促進 | 2 妊産婦の健康診査等の費用負担を軽減 |
| 3 伴走型相談支援と妊娠・出産に伴う経済的支援 | 4 産後ケア事業 など |

- | | | |
|-------------------|-------------|-----------------|
| 1 子育てに関する給付 | 2 こども医療費の助成 | 3 産前産後における経済的支援 |
| 4 幼児教育・保育・療育の無償化等 | 5 学校給食の無償化 | など |

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| 1 ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援 | |
| 2 ひとり親家庭等における就労支援の充実 | 3 ひとり親家庭等への経済的支援 など |

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 子育てと仕事の両立に向けた環境整備 | 2 父親の育児参加の推進 |
| 3 女性の再就職の支援 | |

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1 子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備 | 2 世代間交流や地域での交流活動の推進 |
| 3 家庭や地域の教育力の向上 | 4 こどもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進 など |

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 子育て家庭への総合的な相談・訪問支援 | 2 虐待の対応・連携体制の整備 |
| 3 ドメスティック・バイオレンスの防止 | |

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1 こどもの健やかな育ちと学習・体験の機会の確保 | 2 子育ての負担を軽減する子育て支援の提供 |
| 3 家庭の生活を安定させる支援の充実 | 4 こどもの未来を見守り支える体制や地域づくりの推進 |

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

視点① こどもの育ちの視点

基本目標1 一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前のこどもの豊かな育ちや生きる力の基礎を培う教育・保育を総合的に充実させていくことが必要です。

本市では、教育・保育ニーズの変化へ適切に対応していくとともに、就学前の教育・保育施設を一体的に捉え、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたいこどもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくために策定した「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を通じ、一人ひとりのこどもの発達に応じた質の高い教育・保育を提供します。

また、「小1プロブレム」などの問題を解消し、こどもが教育・保育施設から小学校へ円滑に移行できるよう、就学前後の交流・連携を深めることで、こどもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	総合的な幼児教育・保育の提供	乳幼児期のこどもに対し、保育の必要性和必要量に応じた保育を提供するとともに、発達段階に応じた豊かな感性を養い基本的な生活習慣を身につけるなど、人格形成の基礎を培うための総合的な幼児教育・保育を提供します。 また、幼児教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園の普及を促進します。
2	幼稚園教諭・保育士等の確保と資質の向上	教育・保育の質を高めていくため、幼稚園教諭・保育士等の確保に向けた取組を進めるほか、資質及び専門性の向上を図るための研修の受講を促進します。 また、就学前の教育・保育施設を一体的に捉え、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたいこどもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を実践します。
3	教育・保育施設の環境整備	教育・保育施設におけるこどもの安全を確保するため、施設の老朽化や改善点等を踏まえ、計画的な環境整備を行い、安全・安心な教育・保育の場の確保に努めます。

個別施策		取組内容
4	幼児教育・保育と小学校との交流・連携の強化	総合的な幼児教育・保育を行うため、合同研修やさまざまな交流の場を確保し、幼稚園・保育所・認定こども園等での連携を深めます。 また、小学校へ円滑に移行できるよう、合同研修や幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の情報交換や課題検討等の機会を通じて、5歳児と小学1年生の架け橋期におけるカリキュラムを策定し、就学前後の途切れのない育ちの確保に努めます。

基本施策2 学校教育の推進と教育環境の充実

小中学校学習指導要領では、こどもの知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」としていくため、これまでの教育実践の蓄積に基づき、授業の工夫・改善を進め、言語能力の確実な育成や、理数教育・外国語教育・体験活動等の充実を図ることとされています。

本市では、こどもの発達や学習の連続性を重視するとともに、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進することで、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備します。

また、本市の特徴を生かした教育を推進しつつ、こども一人ひとりの悩みや不安を解消できるよう関係機関と連携を図りながら、教育内容や指導・相談体制を充実することで、本市のめざすこども像である「将来の自立をめざして自分の生き方を見つけるこども」の育成に努めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	教育環境の充実	こどもたちを取り巻く環境や教育内容の大きな変化に対応していくため、「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」に基づき、学校の統合や校区の見直し、義務教育学校の設置などによる新たな学校づくりを進め、児童・生徒が安心して過ごせる教育環境の整備に努めます。 また、学校と地域、家庭等との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
2	確かな学力の育成	児童・生徒の「主体的に学びに向かう力」「課題を発見・解決する力」を伸ばすため、令和の日本型学校教育の実現に向けて、市内全校への伴走チームによる授業改善や校内研修のサポートを実施し、「こども主体の学び」と「探究的な学び」を推進します。
3	豊かな心の育成	生命を大切にし、他人を思いやる心や公正さを重んじる心、伝統や文化を尊重する心など、人格形成の基盤となる豊かな心を育成するため、学習指導要領に則り、「特別の教科 道徳」において各学年の発達段階に応じた道徳教育を推進するとともに、さまざまな体験活動の一層の充実を図ります。
4	思春期保健対策の充実	予期しない妊娠等が増加する中、学習指導要領に則った性に関する指導を始めとする、正しい知識の啓発につながる性教育に努めます。 また、20歳未満の飲酒や喫煙を防止、薬物乱用防止に関する教育の実施や知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携した思春期の保健対策の充実を図ります。
5	食育の推進	学習指導要領及び学校において策定する「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭等による出前授業を実施するなど、児童・生徒に対する食育の推進に努めます。

個別施策		取組内容
6	環境学習の充実	学校や地域、家庭、職場等のさまざまな場所で、デコ活など身近にできる取り組みや再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれらを活かす取り組みについて、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図り、各主体の行動変容を促進します。
7	「グローバル」な人材の育成	国際社会において、本市から世界に通用する「グローバル」な人材を育成するため、ALT(外国語指導助手)や小学校英語専科教員等による英語教育を推進します。
8	キャリア教育の推進	本市のめざすこども像である「将来の自立をめざして自分の生き方を見つけるこども」の育成に向けた教育を推進するため、「門真市キャリア教育指針」に基づき、小中学校9年間の連続した学びの中で、将来の自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を実施します。
9	教育ICT環境の整備	ICT技術を活用し、多様な課題に対して、必要な情報を収集する力や自ら解決に向かう思考や力を育むほか、一人ひとりに応じた個別最適化された学びを実現するため、小中学校において児童生徒が1人1台のパソコンを十分に活用できる環境を整備するとともに、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを進めます。
10	地域とともにある学校づくりの推進	地域とともにこどもたちの成長に向けた共通の目標や見通しを持ち、各学校で「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、学校運営への保護者・地域住民等の声の反映や、学校の方針や実情をもとに保護者・地域住民と共に学校への支援活動を推進するなど、連携・協働することで、より充実した教育につなげます。

基本施策3 こどもが健やかに成長できる環境づくり

こどもが地域の中で健やかに育ち、「生きる力」を身につけるためには、多様な体験をとoshした豊かな学びの機会をつくることが求められます。

地域住民や団体・企業などと連携し、地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、公共施設などにおいても、さまざまな機会を捉えて多様な学びや創造性を育むための文化・学習活動や、健やかな体の育成につながるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

また、こどもが地域で安全に安心して過ごすことができるよう、犯罪の防止や交通安全の確保に努めるとともに、社会環境における有害な情報から守るための取組を実施するほか、放課後等において、こどもの健全な育成が図られるよう、放課後児童クラブをはじめとしたこどもの居場所づくりに努めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	健やかな体の育成	こどもの体力低下傾向が進む中、さまざまな機会を通じてこどもがスポーツに積極的に触れる機会を増やし、健康の増進や体力の向上を図ります。 また、門真市生涯スポーツ推進協議会をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション団体との協働により、こどもへのスポーツの振興に取り組むことで、こどもの健やかな体の育成に努めます。
2	文化活動の推進	文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する中で、まちなかでの音楽イベントや文化活動団体と学校との連携、クラブ活動の支援等の取組を通じ、こどもが文化芸術に触れる機会の充実に努めます。 また、すべての赤ちゃんと保護者に、絵本に親しむきっかけとしてもらうとともに、図書館情報を直接届けるブックスタートに取り組むほか、ボランティアによる絵本の読み聞かせやおはなし会、えほんのひろば、図書館見学・一日図書館員等の取組を通して、こどもが本と出会える機会と場の提供に努めます。
3	公共施設を活用した体験・講座の充実	放課後等に学校施設を活用した放課後子ども教室を実施し、企業・団体等の協力を得て、個々の学校の児童の状況を踏まえたスポーツ・文化芸術等さまざまな分野の体験プログラムを提供するほか、市立公民館や市民プラザにおいてこども向けの講座を実施するなど、こどもの学びや成長につながる体験・講座の充実に努めます。
4	こどもの心に関する相談体制の充実	子ども悩み相談サポートチームや教育支援ルーム「かがやき」などの積極的な活用を通して、不登校をはじめとしたこどもの心の問題の解決を図るとともに、関係機関との連携を密にし、一人ひとりに対応できる相談体制の充実に努めます。

個別施策		取組内容
5	青少年の健全育成	青少年指導員や青少年育成協議会等の関係機関と連携を図り、パトロールを実施するなど、地域に根ざした少年非行対策を講じます。 また、有害サイトによる被害や有害情報環境から子どもを守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)の周知を行うなど、学校やPTA協議会等と連携し、子どもが被害に遭わないための周知・啓発に努めます。
6	放課後のこどもの居場所づくり	市内の全小学校において放課後児童クラブを実施し、適切な遊びと生活の確保や異学年との交流を通じた集団活動を推進することにより、放課後における児童の健全育成を図ります。 また、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに対応するため、開設時間の延長や待機児童の解消を図るための取組を実施するなど、より良い環境での保育の提供に努めます。
7	人権にかかる意識の醸成	こどもの人権に関わる問題は、いじめや児童虐待、児童ポルノ等の性被害、体罰など依然として厳しい状況にあり、近年ではインターネットなどICTの発展に伴い、複雑化・多様化しています。 こども自身や保護者、そして市民全体に対してこどもの権利に対する意識啓発をするため、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組めます。 また、こどもたちにこどもの人権だけでなく、多くの人権課題があることを知ってもらうため、こども版「かどま男女共同参画プラン」を作成しており、人権や性別にかかわらず多様な選択ができる意識の醸成につなげます。
8	こどもの交通安全の確保	こどもの交通安全への意識を高めるため、公立認定こども園・小学校において、警察等との共催による交通安全教室を実施します。民間保育所等に対しては、国からの通知などを適切に周知し、啓発に努めます。 また、自転車事故を防止するため、小学生を主な対象として交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ「こども自転車運転免許証交付講習会」を実施するとともに、自転車を安全に利用する意識の向上を目的として「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」の更なる周知に取り組めます。

基本施策4 障がいのあるこどもや配慮が必要なこどもへの支援

障がいのあるこどもの健やかな育成を支援するためには、就学前教育・保育施設、小中学校、療育関係機関などとの連携により、一人ひとりの障がいの状況や特性などを把握し、成長段階に応じたきめ細かな支援体制を構築することが必要です。

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な療育支援を行う障がい児通所支援や医療的ケア児等への支援などの充実を図るとともに、地域社会への参加や「共に学び、共に育つ」教育環境の充実に努め、乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

主な取組

個別施策		取組内容
1	障がいの早期発見・相談支援	乳幼児健康診査を通じて発達障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、こども家庭センターやこども発達支援センターなどにおいてこどもの発達に不安を持つ保護者の相談に応じ、関係機関へつなぐなど、支援の充実をめざします。 また、こども発達支援センターにおいて、相談会や保護者同士の交流などを行うなど、保護者の不安や悩みを和らげる取組も進めます。
2	療育体制の充実	こども発達支援センターにおいて、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じて集団療育や機能回復訓練、作業療法、言語療法等の療育を提供するほか、民間事業所の活用などにより、社会的な自立をめざした療育の充実を図ります。 療育に関しては、主に就学前のこどもに対しては児童発達支援、就学後のこどもに対しては放課後等デイサービス、重度の障がいの状態等のために外出が困難なこどもに対しては居宅型児童発達支援の提供に努めます。 また、発達に課題のあるこどもに対しては、個別療育やグループ療育を実施し、社会適応能力の向上を支援します。
3	障がい福祉サービス等の提供	障がいのあるこどもに対し、居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う居宅介護、外出時の介助等を行う行動援護、日常生活における基本的動作の習得などの療育等を行う障がい児通所支援、介護ができない場合に短期間預かる短期入所や、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などのサービスを提供します。

個別施策	取組内容
4 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実	集団の中で障がいのある子どもの発達を保障し、個々の状態に応じて可能性を伸ばすことができるよう、公立認定子ども園において、必要な職員の配置、研修の充実等に努め、体制の整備を図ります。民間園に対しては、障がい児等を保育するにあたり必要となる経費に対する補助を行い、障がい児等の受け入れ体制の強化を図ります。小中学校においても、支援教育支援員や介助員、看護師等の配置に努めるほか、支援教育に関する研修等の充実を図ります。 また、保育所・幼稚園・認定子ども園・小中学校等に通う子どもの行動観察と所属する機関の職員の相談に応じる巡回相談を行うほか、子どもの集団生活への適応に向けた専門的な支援等を行う保育所等訪問支援の実施に努めます。
5 地域における障がい児支援の充実	障がいのある子どもが身近な地域で安心して暮らせるように、子ども発達支援センターにおいて、保護者の相談支援や地域の保育所等に通う児童への支援を行う保育所等訪問支援を実施します。 また、学校現場をはじめとした関係機関と連携し、切れ目のない支援をめざします。
6 障がい児に関係する機関のネットワーク体制の充実	障がいの早期発見から支援に至るまで、個々の状況に応じた総合的な支援を行うため、福祉・教育・医療等の各関係機関が課題等の情報共有や、ケース会議等を通じて、必要となる取組についての相互の連携強化に努めます。
7 障がいのある子どものいる家庭への経済的支援	障がいのある子どものいる家庭を対象に特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある子どもの福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。 また、障がいのある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、経済的負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。
8 医療的ケア児等に対する支援の拡充	関係機関や民間の障がい福祉サービス事業者等と医療的ケア児等に関する課題共有を図るとともに、子ども発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置します。 また、医療機関や医療型障がい児入所施設等へ短期入所事業の実施を働きかけるなど、支援の充実を図ります。

基本施策5 こどもや子育て家庭が安全に安心して過ごせるまちづくり

本市では、全国的な傾向と同様に人口減少や高齢化が進んでおり、特に子育てをしている、またはこれから子育てをする若い世代の転出傾向が続いており、子育て世代の定住促進が課題となっています。

門真市都市計画マスタープランでは、「子どもが育ち 魅力が育つまち 門真」を都市づくりの将来像として掲げ、子育て・教育のイメージ向上や職住近接のまちづくり、市街地の防災対策等を重点プロジェクトとしており、現在、京阪古川橋駅北側に整備を進めている生涯学習複合施設においても「地域とともにコミュニティを育む文化・学習の交流拠点」をコンセプトとし、こどもや子育て家庭も気兼ねなく利用できるエリアを設けるなど、こどもがいきいきと学び・育つ環境の形成や、子育て世代が暮らしやすい環境の充実に取り組んでいます。

子育て世代の定住や本市への移住を促進するため、計画的にこどもや子育て家庭をはじめ、誰にとってもやさしいまちづくりを進めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	長期的な視点を持った子育て支援施設の再編・整備	本市では、より使いやすい施設への転換や既存施設の有効活用等をコンセプトに公共施設の再編を進めています。 こども発達支援センターをはじめとする子育て支援施設についても長期的な視点をもったサービスの提供を実現するため、門真市公共施設再編計画に基づき、施設の移転・整備等を進めるとともに、機能の見直しなどを行います。
2	良質な居住環境の確保	子育て世帯への公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の確保に向け、大阪府や民間事業者との連携を深めます。
3	公園等の整備	こどもが安心してのびのび遊べるよう、こどもの遊び場としての公園等の整備を行い、必要に応じてこどもたちが事故やけがをしないよう遊具の改善を行うとともに、安全性を確保するため、遊具等の安全点検や更新、樹木の管理等に努めます。
4	安全・安心な道路交通環境の整備	通学路の交通安全対策等、昨今の重点的な課題を踏まえながら、交通安全対策の一環としての道路交通安全施設(道路反射鏡や道路照明灯、カラー舗装、区画線、路面シート等)の設置及び改良等を実施します。
5	犯罪を未然に防止するまちづくり	こどもたちを街頭犯罪から守るため、「門真市防犯カメラ設置事業基本方針」に基づき防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯灯の設置及びLED化を促進することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちをめざします。

個別施策		取組内容
6	災害に備えた取組の充実	災害発生時に、子育て家庭に配慮した避難所運営ができるよう、授乳室の設置や乳児用の粉ミルク、液体ミルクやほ乳瓶、おむつなどの備蓄物資の充実を図ります。 また、こどもへの防災知識の普及啓発のため、学校教育等あらゆる機会を通じて、児童・生徒に対する防災教育を実施します。

視点② 家庭での子育ての視点

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策1 多様な子育て支援サービスや相談の場の提供

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のもと、すべての子育て世帯が安心して、妊娠・出産、子育てができるよう、身近な場所で気軽に育児等に関する相談や保護者同士の交流及び仲間づくりなどができる場を設けるほか、きめ細かく柔軟な子育て支援サービスを展開することで、保護者の子育てにかかる不安や負担の軽減に努めます。

また、保護者が必要とする支援やサービスを適切に利用できるよう、さまざまな機会を捉えて子育て支援情報を発信するとともに、市役所窓口等において各種子育て支援サービスを丁寧に案内するなど、円滑な利用に向けた支援を行います。

主な取組

個別施策		取組内容
1	子育て支援施策の周知	子育てに関する支援やサービスを必要とする人が適切に利用できるよう、広報紙のほか「かどま子育て支援まっぷ」による支援内容の周知や、「門真市子育て応援サイトすくすくひよこナビ」、「門真市子育て支援アプリかどぴよ」を通じて情報発信を行うなど、さまざまな媒体や機会を通じて、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。
2	地域子育て相談機関の設置	市民に身近な子育て相談機関の設置により、すべての妊産婦及び子どもとその家庭の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげるとともに、こども家庭センターや関係機関と共同して継続的な地域での見守りを行います。
3	こども家庭センターでの相談支援	こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援及び児童虐待への予防的な対応を行うことができる相談支援体制を強化するとともに、関係機関によるネットワークづくりに努めます。
4	保育コンシェルジュの配置	保護者のニーズに応じて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用をはじめ、さまざまな子育て支援サービスの円滑な利用に向けた支援を行うため、市役所窓口に専門相談員を配置します。
5	外国につながる子ども・保護者への支援	こどもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育むよう努めるほか、外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対し、状況に応じて個別の支援を行うよう配慮します。

個別施策		取組内容
6	地域子育て支援拠点事業	本市全域(北部:ひよこる〜む、南部:なかよし広場)で遊びの場の提供や子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施することで保護者やこどもが仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供するとともに、子育てに関する悩み事に対し相談支援を実施し、必要に応じた助言や情報提供を行います。
7	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病や育児疲れ等の理由で、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により親子を緊急一時的に保護することが必要な場合等に児童養護施設等において、一定期間養育・保護を行う「ショートステイ」、保護者が仕事などの理由で平日の夜間または休日に保護する「トワイライトステイ」を実施します。
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	幼稚園・保育所・認定こども園や放課後児童クラブの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人(協力会員)と援助を必要とする人(依頼会員)の相互支援活動を推進するファミリー・サポート・センターの運営を行います。また、支援ニーズに応じてコーディネートを行うなど、活動の充実に努めます。
9	一時預かり事業	保護者のリフレッシュや冠婚葬祭、疾病などにより、一時的に保育を必要とするこどもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園等において一時預かりを実施します。
10	病児・病後児保育事業	就労等の事情で病気(病児)や病気の回復期(病後児)にあるこどもを家庭において保育することが困難な場合に、看護師、保育士等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の家庭と就労の両立を支援する病児・病後児保育を実施します。 また、市全体における病児・病後児保育事業の利用状況や利用ニーズを踏まえ、施設整備等について検討するなど、適切な提供体制の確保に努めます。
11	育児サポートセンター事業	乳幼児健診等を通じて、こどもの発育・発達のつまずきなどを早期発見し、支援の必要性が認められた幼児やその保護者を対象に、集団保育の場を通じて、育児に対する助言や指導等を行います。
12	教育・保育施設における相談機能等の充実	保育所、認定こども園等において、地域の子育て家庭に対する相談、情報発信等の機会を充実し、身近な地域での相談機能の強化を図るほか、地域の親子が交流できる場を確保します。
13	女性の悩み解決のサポート	女性サポートステーションWESSにおいて、子育てを含む、女性が抱えるさまざまな悩みや問題を解決するための支援を行うとともに、女性の働き方や自己実現に応じた保育サービスなどの必要な情報を提供します。

基本施策2 母子保健・医療の充実

妊娠から出産、子育てまで、母子ともに健やかに過ごすことができる環境づくりが求められています。

安心して出産・子育てができるよう、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施し、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて母子の健康を確保するとともに、地域における支援体制の充実や医療機関等との連携強化を図ります。

主な取組

個別施策		取組内容
1	妊産婦の健康診査の受診を促進	妊娠期の高血圧症の予防や飛び込み出産のリスクを防止し、安心して出産を迎えてもらうために実施する妊婦健康診査や、産後まもない時期の疲労や育児に伴う身体的・精神的な負担が大きい時期の母親の体調を確認するための産婦健康診査の受診をさまざまな機会を通じて促します。 また、各健診を通じて、支援が必要な母子を把握し、保健師による支援を行うとともに、適切なフォローを展開するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。
2	妊産婦の健康診査等の費用負担を軽減	妊婦健康診査や産婦健康診査による経済的負担を軽減するため、受診にかかる費用の一部を助成するほか、妊婦歯科健康診査の費用を全額公費負担します。 また、住民税非課税世帯又は同程度の所得水準にある妊婦が、経済的負担を理由に受診を控えることがないように、初回の産科受診料を支援します。
3	伴走型相談支援と妊娠・出産に伴う経済的支援	妊娠期から子育て期までの切れ目のないきめ細かな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成し、育児に関する不安や負担を軽減するとともに、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防や早期発見につなげます。 合わせて、妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用にかかる費用負担の軽減を図るための経済的支援を実施します。
4	産後ケア事業	退院直後から出産後4か月未満の産婦及び乳児を対象とする宿泊型・デイ型、また退院直後から出産後1年未満の産婦及び乳児を対象とするアウトリーチ型のケアを提供することで、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

個別施策		取組内容
5	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持・増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児(歯科)・3歳6か月児に対する健康診査を実施するとともに、乳児期に医療機関で受診ができるよう、乳児一般(1か月児)健診・後期健診の受診券を交付します。健診において経過観察が必要な場合には、発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。
6	予防接種事業	乳幼児の感染症を予防し、健やかな成長を育むため、各種予防接種の費用を助成します。事業の周知に努めるとともに、予防接種を受けやすい環境の整備に努め、ワクチンの接種率の向上を図ります。
7	不安を解消し交流の場となる相談・講習等の充実	妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうとともに、妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、かどまママパパ教室(妊婦教室)を実施するほか、栄養に関する知識を深め、正しい食生活や食習慣を身につけてもらうため、乳幼児の保護者を対象に離乳食の調理実演や試食を行う講習会を開催します。
8	不妊に悩まれる方への支援の周知	おおさか性と健康の相談センターcaran-coron(ドーンセンター内)で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府の不妊に悩む方への助成事業などの啓発を行います。
9	孤立を防ぐ訪問活動の充実	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)として、生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談及び助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、育児の孤立化を防ぎます。 また、支援が必要な乳幼児や保護者に対して助産師、保健師等により家庭訪問を実施します。発育や発達面のつまずきや虐待の早期発見を目的に健診未受診者の家庭訪問も行います。
10	小児医療・救急体制の充実	医療機関と連携し、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、門真市保健福祉センター診療所並びに北河内こども夜間救急センターの体制整備等に努めます。

基本施策3 子育て家庭への経済的支援

国際的な原材料価格の上昇や円安の進行などに伴う日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇により、子育て家庭の家計への負担は増大しています。

経済的な不安を受けることなく、安心して出産・子育てができるよう、子育て等にかかる費用負担を軽減するための支援を適切に実施するとともに、家庭の状況に応じて必要な支援を円滑に受けることができるよう、分かりやすい情報提供や丁寧な相談支援に努めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	子育てに関する給付	高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)の児童を養育している方に対し、児童手当を支給するとともに、制度の情報提供に努めます。
2	こども医療費の助成	こどもの健全育成及び児童福祉の向上を図るため、こどもにかかる医療費の一部を助成します。 また、国・大阪府及び府内各市町村の動向を勘案しつつ、財政状況等を踏まえ、制度の拡充について検討し、充実に努めます。
3	産前産後における経済的支援	子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から産前産後期間における国民健康保険料の一部を軽減します。 また、出産のために必要となる費用負担を軽減するため、門真市国民健康保険に加入している人を対象に出産育児一時金を支給します。
4	幼児教育・保育・療育の無償化等	幼児教育・保育・療育の無償化を適切に実施するとともに、無償化に伴い、幼児教育・保育施設において実費徴収となった副食費に対しても市独自で補助を行うことで、すべてのこどもが質の高い幼児教育・保育・療育を受けることができる環境を整えます。
5	学校給食の無償化	自校調理方式で提供している公立小中学校の学校給食にかかる費用を無償とすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減しつつ、こどもたちに安全・安心で、栄養バランスを考えたおいしい給食を提供します。
6	経済的理由により就学が難しい児童・生徒への支援	すべてのこどもが等しく学ぶ機会を得られるよう、経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を支給します。 また、向学心に富みながら経済的理由により高等学校等への就学が困難なこどもの進路選択を支援するため、奨学金制度や学費等に関する相談を受け付けます。

基本施策4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等(母子家庭、父子家庭、寡婦)の親と子が社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、こどもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭等の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

また、ひとり親家庭等のこどもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、こどもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心してこどもを育てることができるまちづくりをめざします。

主な取組

個別施策		取組内容
1	ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援	ひとり親家庭等が必要とする制度やサービスを円滑に利用できるための情報提供の充実や、子育てや健康、就業に関することなど、多様な不安や悩み、相談に対応するための相談支援体制のさらなる充実を図ります。 また、こどもの健やかな成長に向け、ひとり親家庭等にとっての養育費の必要性を周知・啓発するとともに、養育費の取り決めや継続的な履行確保に向けた相談や支援を行います。
2	ひとり親家庭等における就労支援の充実	ひとり親家庭等が自立し安定した暮らしを送るための就労の促進に向け、関係機関や関係団体等と連携し、就労に関する相談支援や情報提供を行うとともに、就労支援体制を拡充します。
3	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的支援に関する各種制度の情報提供と利用促進を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策と連携しつつ、手当の適正な給付や資金の貸付業務、医療費助成の推進を図ります。
4	ひとり親家庭等への生活支援	生活全般において、子育て支援事業の優先的な提供、日常生活の支援、親子の健康づくりに向けた各種事業の実施、住まいの確保など、ひとり親家庭等のための支援体制の充実を促進します。 また、こどもの教育の機会均等を図るため、就学支援や学習支援を推進するとともに、居場所づくりやこども自身の将来を見据えた取り組みを充実します。

個別施策		取組内容
5	ひとり親家庭等を支えるまちづくり	ひとり親家庭等がひとつの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等といった人権侵害を受けないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざし、人権教育・啓発を推進します。

※ひとり親家庭等の自立支援に関する施策について、詳しくは第6章に掲載しています。

基本施策5 子育てと仕事の両立のための環境整備

社会情勢の変化により共働き世帯が増加する中、近年においては男性の育児休業取得率が上昇傾向にあり、家庭における男性の育児参加が進みつつあります。

父母がともに子育てを行う環境づくりをさらに推進していくため、男性の子育てへの理解を促すための取組を実施するほか、育児休業の取得促進や子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する周知・啓発に努めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	子育てと仕事の両立に向けた環境整備	産休・育休中の方への各種制度についての情報提供や、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすく、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりに向けた啓発に努めます。 また、就労等でこどもの保育を必要とする保護者を対象に就学前教育・保育施設等の利用申請を受け付けるとともに、育児休業からの復帰が円滑となるよう、就学前教育・保育施設等の利用調整時において加点を行います。
2	父親の育児参加の推進	父親の育児参加を促進するため、かどまママパパ教室(妊婦教室)、育児サポートセンターに通う幼児とその保護者を対象とした「おとうさんといっしょ」及びパパびよ(0歳から1歳半前後の赤ちゃんとおとうさんの集い)等の取組により、妊娠や育児への父親の理解を促すとともに、育児参加の大切さを啓発します。
3	女性の再就職の支援	求職中の女性に対し、就労サポートとして就労相談やキャリアカウンセリングを実施するとともに、就労支援機関の情報提供や再就職セミナーの実施など女性の再就職の支援に努めます。

視点③ 地域での支え合いの視点

基本目標3 こどもや子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

基本施策1 こどもや子育てを見守り支える地域活動の推進

子育ての孤立化を防止するためには、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが求められます。

地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくりを進めるため、地域で活動している団体、市民ボランティア等の養成や充実を図るとともに、世代間の理解を深める交流活動を推進するなど、家庭だけでなく地域における子育て支援や教育力の向上に向けた取組を進めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備	乳児を抱える保護者等が気軽におむつ替えや授乳等ができ、安心して赤ちゃんとの外出を楽しむことができるよう、市内に設置している「赤ちゃんの駅」の充実に努めるとともに、設置の促進に努めます。
2	世代間交流や地域での交流活動の推進	こどもたちが地域の大人と交流することにより社会性を身につけ、地域に愛着を持つことができるよう、認定こども園や学校、地域子育て支援拠点等において、身近な地域の高齢者をはじめさまざまな世代との交流を促進します。 また、地域会議や校区福祉委員会での「子育てサロン」の取組等、子育てに関する意見・情報の交換ができ、地域における育児の孤立化を防ぐための交流活動を推進します。
3	家庭や地域の教育力の向上	市民プラザ等において家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、地域で活動する市民や地域学校協働本部等の団体が知識や技術を活かし、学校の要望に合わせた取り組みを行うことで、地域ぐるみでこどもの育ちや子育てに積極的に関わり、支援する地域づくりを進めます。 また、家庭学習を推進するため、PTAと共同で作成した「門真市学びのススメ」を普及し、保護者や地域も含めたこどもの学習や育みを推進します。

個別施策		取組内容
4	こどもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進	青色防犯パトロールの巡回、地域の方々の協力による「キッズサポーター」、「こども110番の家」を推進するほか、新小学校1年生に防犯ブザーを配付することにより、登下校時のこどもの安全を確保するとともに、門真市防犯協議会による地域での夜間パトロールや啓発キャンペーン等の取組を促進することで防犯意識の高揚を図り、こどもに対する犯罪の抑止・防止に努めます。 また、自治会等地域の団体が連携した街頭啓発運動、大阪府警の安まちメールの活用などにより、地域やこども自身の防犯意識を高めるとともに、警察との連携を図ります。
5	子育て支援ボランティア等の養成	子育て支援の仕事に関心を持つ人に対し、必要な知識や技能を習得するための「子育て支援員研修」を実施し、地域における子育て支援の担い手を養成するとともに、こどもに対する絵本の読み聞かせ等、子育てに関わるボランティアの養成を図ります。

基本施策2 児童虐待への対応

児童虐待は、こどもの人権を侵害し、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものであり、迅速かつ丁寧な対応が求められます。

国においても児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4(2022)年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援を行うこども家庭センターの設置などの体制強化が求められています。

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会を捉えて家庭の状況を把握し、早期に保護者の育児不安や悩みが解消されるよう訪問等による援助・育児指導等の対応を行うとともに、児童虐待の早期発見につなげるため、地域や関係機関との連携強化を図ります。

主な取組

個別施策		取組内容
1	子育て家庭への総合的な相談・訪問支援	すべての児童が健全に育つことができるよう、家庭児童相談センターにおいて、18歳未満のこどものいる家庭におけるあらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じ、関係機関等と連携の上、適切な支援等を行います。 また、養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを行い、適切な養育環境の確保に努めます。
2	虐待の対応・連携体制の整備	地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期の発見・対応に努めます。児童虐待の予防と早期発見・早期援助のための連携を深めるため、こどもに関わる関係機関等や団体を構成員とする門真市要保護児童連絡調整会議を設置し、スーパーバイザーの助言のもと、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行います。 また、令和7(2025)年4月よりこども家庭センターを新たに開設し、児童福祉及び母子保健に関する一体的な相談支援を行い、多様化する事案に対応していけるよう連携強化を図ります。
3	ドメスティック・バイオレンスの防止	保護者によるドメスティック・バイオレンス(DV)を目の当たりにするといった面前DVが、こどもへの心理的虐待となることから、広報などのさまざまな機会を通じて、DVの防止等に関する啓発活動に努めます。

基本施策3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困を解消するためには、「現在」の暮らしや家計を改善し、安定させていくための支援だけでなく、こどもが心身ともに健全に成長し、「将来」の自立に向けて必要な力を育めるようにすることが必要です。

こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなくさまざまな生き方を選択し、実現できるよう、学習や体験の機会の確保、子育ての負担軽減、生活の安定のための施策を充実するとともに、支援を必要とするこどもや子育て家庭を早期に発見し、早期に適切な支援へとつなげるため、地域社会全体で見守り支える体制を構築するなど、こどもが夢や希望を持ち、自らの未来を切り拓いていくために必要な取組を総合的かつ包括的に推進します。

主な取組

個別施策		取組内容
1	こどもの健やかな育ちと学習・体験の機会の確保	こどもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されないようにするためには、こどもの夢や目標に向かってチャレンジする意欲を引き出し、知識と感性の涵養につなげるなど、能力や可能性を最大限に伸ばしていくことが求められます。 その機会を適切に確保するため、年齢や発達に応じた質の高い幼児教育・保育の提供や学力を保障するためのきめ細かな指導体制の構築、文化・スポーツなど多様な体験活動の提供に向けた取組を進めます。
2	子育ての負担を軽減する子育て支援の提供	伴走型相談支援をはじめとする妊娠・出産期から子育て期にわたるまでの相談支援体制の構築や子育てを支えるサービスの提供、保護者が仲間づくりや交流をする場の確保などの保護者の子育てにかかる負担の軽減や、社会的孤立を防ぐための取組など、こどもが心身ともに健全に成長できる環境を整えるための支援を充実します。
3	家庭の生活を安定させる支援の充実	保護者の健康状態や就労状況に関わらず生活を安定させることができる経済的支援を行うだけでなく、家庭の経済的基盤の確保のための就労支援や生活習慣や育成環境を改善するための支援、家計を改善するための支援など、こどもや保護者の社会的な自立に向けた包括的な支援を行います。
4	こどもの未来を見守り支える体制や地域づくりの推進	近年では、社会情勢の変化により地域のつながりが希薄化しており、支援を必要とするこどもや家庭が社会的に孤立し、必要な支援を受けられない状況や、支援が必要であることを自覚できない状況にあることも少なくありません。 児童虐待はもとより、あらゆるこどもの貧困を早期に発見し、早期に適切な支援へとつなげるため、行政や学校、地域の連携をさらに深め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を見守り支援する体制の推進を図ります。

※こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する施策について、詳しくは第7章に掲載しています。

第5章

量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

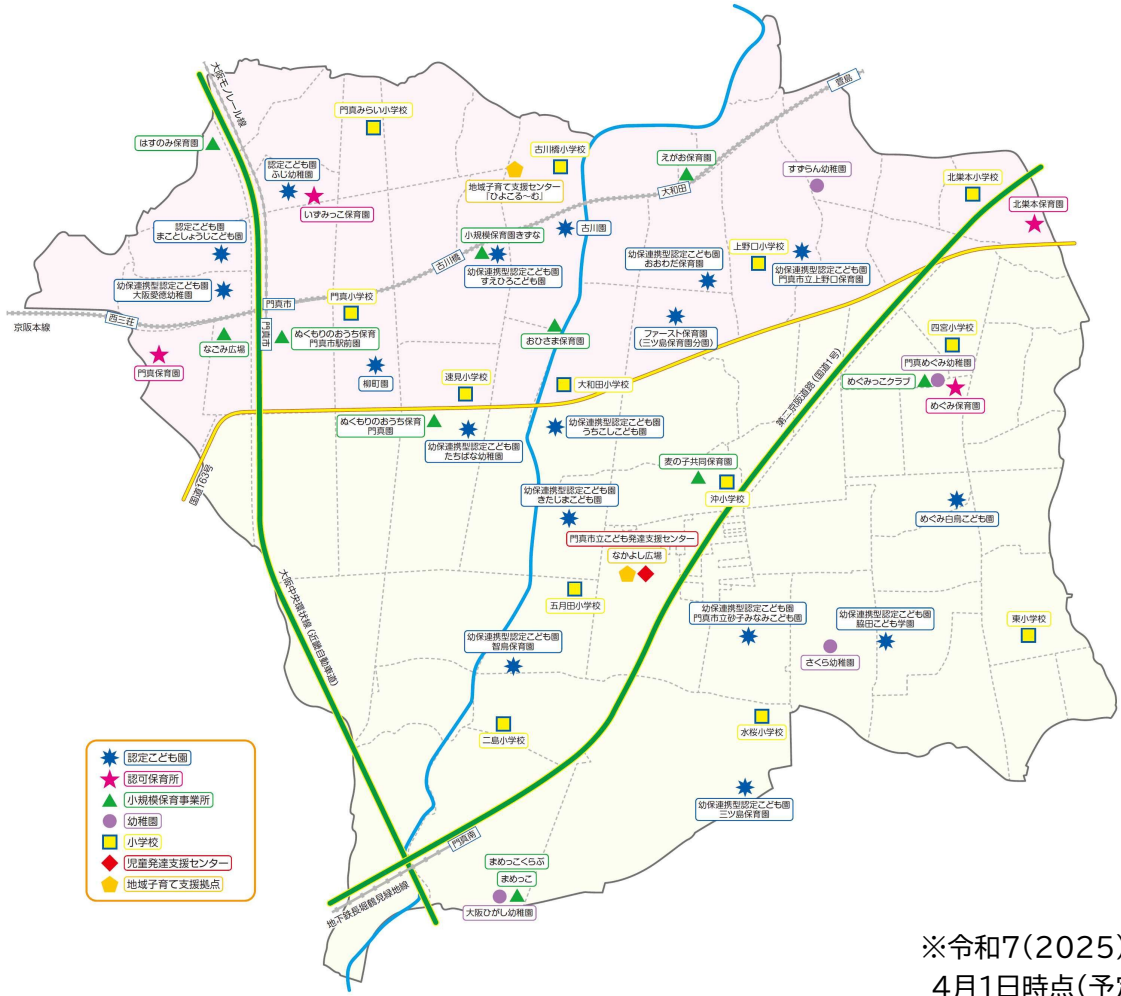
子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、市町村が定める提供区域ごとに幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(ニーズ量)と「確保方策」(提供量や提供体制、実施時期など)を定めることとされています。

(1)教育・保育の提供区域

国が示している「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、市町村は教育・保育の量の見込みと確保方策を定めるにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

これまでの計画では、教育・保育提供区域を区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、「国道163号を境に南北に区割りした2区域」と定めていました。

本計画においても引き続き同様の区域に設定します。



※令和7(2025)年
4月1日時点(予定)

(2)地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育と同様に提供区域を定める必要があります。

第2期計画で提供区域を設定している事業は、本計画においても引き続き同様の区域に設定し、本計画より新たに追加する事業は、今後の事業展開を考慮したうえで区域を設定しています。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業名		区域	区域設定の考え方
1	利用者支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
2	地域子育て支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
3	妊婦健康診査	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
5	養育支援訪問事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
6	子育て世帯訪問支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
9	一時預かり事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
10	時間外保育事業(延長保育事業)	2区域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定
11	病児・病後児保育事業	2区域	地域性を考慮した事業展開の必要性があるため、「教育・保育」の提供区域と同様に設定
12	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	全域	各小学校区単位で設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うため

事業名		区域	区域設定の考え方
13	児童育成支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
14	親子関係形成支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
15	妊産婦等包括相談支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
16	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
17	産後ケア事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの考え方

幼児期の教育・保育については、子ども・子育て支援新制度により「保育の必要性の認定（認定区分）」が導入されているため、認定区分ごとに量の見込み等を算出します。

【幼児期の教育・保育】

認定区分		対象	利用が想定される施設・事業
1号認定	教育標準時間認定	3～5歳児	認定こども園・幼稚園
2号認定	保育認定	3～5歳児	認定こども園・保育所
3号認定	保育認定	0～2歳児	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

※教育標準時間：1日3～4時間の幼児教育の時間。

※保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。

※保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定）

(2) 確保方策の方向性

第1期計画、第2期計画の期間において施設整備を進めてきた結果、現在は既存の施設で幼児期の教育・保育ニーズを満たすことができていると考えられます。

しかしながら、共働き世帯の増加や子ども・子育てにかかる制度の変更等の社会情勢の変化、本市のまちづくりの進展等により、教育・保育ニーズは随時変化していくことが予想されます。

本計画で示している推計児童数や教育・保育のニーズ量が実態と異なる場合は、計画の中間年度（令和9（2027）年度）を目途に、適切なニーズ量への見直しを検討し、状況に応じて新たな確保方策の必要性についても判断していきます。

(3)量の見込みと確保方策

●1号認定の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	618	589	580	549	552
②確保方策	特定教育・保育施設	人	1,412	1,412	1,412	1,412	1,412
	確認を受けない幼稚園	人	245	245	245	245	245
	合計	人	1,657	1,657	1,657	1,657	1,657
過不足(②－①)		人	1,039	1,068	1,077	1,108	1,105

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	278	272	275	266	270
②確保方策	特定教育・保育施設	人	595	595	595	595	595
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
	合計	人	595	595	595	595	595
過不足(②－①)		人	317	323	320	329	325

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	340	317	305	283	282
②確保方策	特定教育・保育施設	人	817	817	817	817	817
	確認を受けない幼稚園	人	245	245	245	245	245
	合計	人	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062
過不足(②－①)		人	722	745	757	779	780

●2号認定の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	235	225	223	212	214
	上記以外	人	944	902	890	848	854
	合計	人	1,179	1,127	1,113	1,060	1,068
②確保方策		人	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372
	特定教育・保育施設	人	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372
過不足(②－①)		人	193	245	259	312	304

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	128	125	127	123	125
	上記以外	人	514	502	506	491	499
	合計	人	642	627	633	614	624
②確保方策		人	708	708	708	708	708
	特定教育・保育施設	人	708	708	708	708	708
過不足(②－①)		人	66	81	75	94	84

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	107	100	96	89	89
	上記以外	人	430	400	384	357	355
	合計	人	537	500	480	446	444
②確保方策		人	664	664	664	664	664
	特定教育・保育施設	人	664	664	664	664	664
過不足(②－①)		人	127	164	184	218	220

●3号認定(1・2歳)の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1歳	人	343	335	346	341	336
	2歳	人	373	380	383	385	380
	合計	人	716	715	729	726	716
②確保方策	特定教育・保育施設	人	721	721	721	721	721
	特定地域型保育事業	人	131	131	131	131	131
	合計	人	852	852	852	852	852
過不足数(②-①)		人	136	137	123	126	136

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1歳	人	190	189	204	204	202
	2歳	人	217	213	223	230	230
	合計	人	407	402	427	434	432
②確保方策	特定教育・保育施設	人	349	349	349	349	349
	特定地域型保育事業	人	53	53	53	53	53
	合計	人	402	402	402	402	402
過不足数(②-①)		人	-5	0	-25	-32	-30

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1歳	人	153	146	142	137	134
	2歳	人	156	167	160	155	150
	合計	人	309	313	302	292	284
②確保方策	特定教育・保育施設	人	372	372	372	372	372
	特定地域型保育事業	人	78	78	78	78	78
	合計	人	450	450	450	450	450
過不足数(②-①)		人	141	137	148	158	166

●3号認定(0歳)の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	132	129	135	133	131
②確保方策	特定教育・保育施設	人	208	208	208	208	208
	特定地域型保育事業	人	32	32	32	32	32
	合計	人	240	240	240	240	240
過不足数(②-①)		人	108	111	105	107	109

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	83	81	89	88	87
②確保方策	特定教育・保育施設	人	99	99	99	99	99
	特定地域型保育事業	人	19	19	19	19	19
	合計	人	118	118	118	118	118
過不足数(②-①)		人	35	37	29	30	31

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	49	48	46	45	44
②確保方策	特定教育・保育施設	人	109	109	109	109	109
	特定地域型保育事業	人	13	13	13	13	13
	合計	人	122	122	122	122	122
過不足数(②-①)		人	73	74	76	77	78

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

●量の見込み及び確保方策

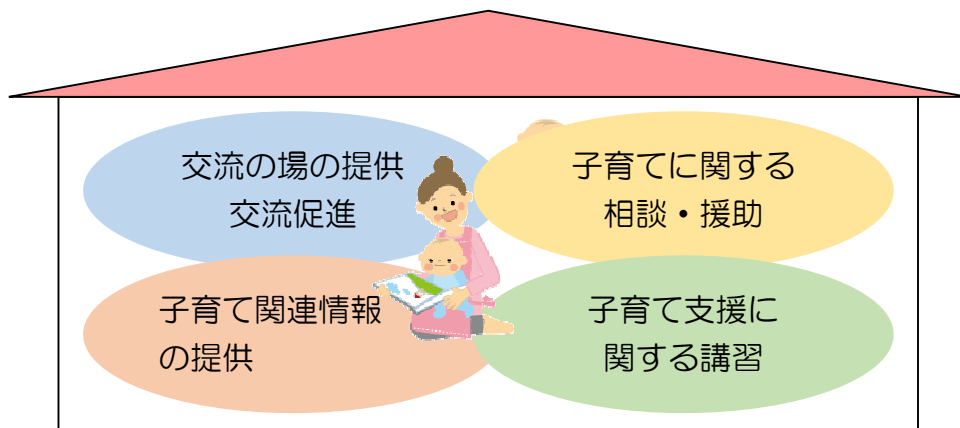
区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基本型 (内、子育て支援相談 機関)	量の見込み	箇所	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	確保方策	箇所	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
特定型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基本型	箇所	1	1	1	1
特定型	箇所	1	1	1	1
母子保健型	箇所	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	15,395	15,248	15,681	15,542	15,292
確保方策(実施箇所数)	箇所	2	2	2	2	2

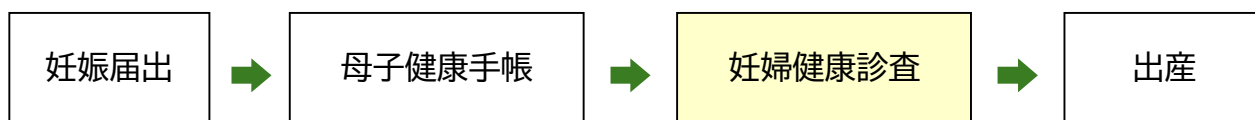
※類似事業として公立認定こども園での地域子育て支援事業を実施(量の見込みと確保方策には含んでいません。)

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	4,129	3,531	11,338	16,640

(3)妊婦健康診査

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。



※市が行っている事業概要としては、母と子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査受診費用の一部を助成しています。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ受診回数)	人回	8,330	8,134	8,498	8,344	8,190
確保方策(実施体制)	-	【実施機関】 大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関(大阪府以外の医療機関で受診した場合、償還払いで対応可) 【検査内容】 ・健康状態の把握(問診、診査など) ・血圧、体重測定 ・血液検査 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・子宮頸がん検査 ・B群溶血性レンサ球菌、クラミジア検査				

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ受診回数	人回	9,319	8,854	8,156	8,400

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。この事業と新生児訪問を併せて全戸を訪問しています。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	294	288	300	295	290
確保方策(実施体制)	-	【実施体制】 約10人の訪問員により対象家庭を訪問 【実施方法】 市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施				

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数	人	393	380	313	289

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	3	3	3	3	3
確保方策(利用実人数)	人	3	3	3	3	3

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数	人	8	5	3	3

(6)子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育にかかる援助その他の必要な支援を行う事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	159	154	151	147	143
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	159	154	151	147	143

(7)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により親子を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、当該児童を一定期間、養育し、又は保護する事業です。

	対象者	利用日数等
ショートステイ	次の事由に該当する家庭の児童 ・疾病、出産、看護、事故、災害、失そう等家庭養育上の事由 ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由 ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体的又は精神的な事由 次の事由に該当する親子 ・レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要な場合 ・経済的な問題等により緊急一時的に保護が必要な場合	1回の利用につき7日以内 各年度3回以内
トワイライトステイ	児童の保護者が仕事等により、平日の夜間または休日に不在となる児童	各年度30日以内

●量の見込み及び確保方策

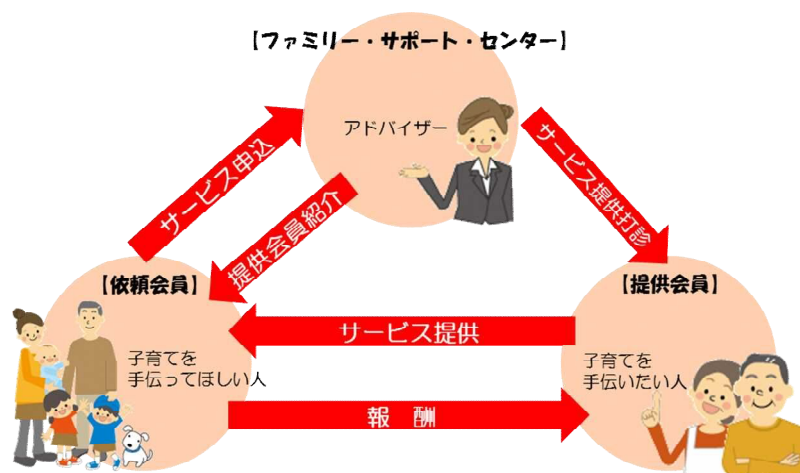
区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	66	64	64	63	62
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	66	64	64	63	62

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	23	19	40	68

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、お互いに助け合う(有償)相互援助活動事業です。



●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	458	442	431	422	403
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	458	442	431	422	403

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	180	250	305	497

(9)一時預かり事業

【幼稚園型】

幼稚園等が在園児を対象に、教育時間の前後や長期休暇期間等に一時的な預かりを実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	31,078	29,694	29,308	27,893	28,086
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	31,078	29,694	29,308	27,893	28,086

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	25,512	32,609	29,333	30,965

【幼稚園型を除く】

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とするこどもに対して一時預かりを実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	5,941	5,776	5,618	5,403	5,322
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	5,941	5,776	5,618	5,403	5,322

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	1,154	1,025	1,860	1,932

(10)時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
全域	量の見込み(利用実人数)	人	586	570	574	558	555
	確保方策(利用実人数)	人	586	570	574	558	555
北部	量の見込み(利用実人数)	人	327	321	334	330	331
	確保方策(利用実人数)	人	327	321	334	330	331
南部	量の見込み(利用実人数)	人	259	249	240	228	224
	確保方策(利用実人数)	人	259	249	240	228	224

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分		単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
全域	利用実人数	人	642	716	681	657
北部	利用実人数	人	336	376	339	345
南部	利用実人数	人	306	340	342	312

(11)病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)		人日	8,869	8,622	8,685	8,436	8,396
確保方策(年間のべ利用人数)		人日	2,880	2,880	2,880	4,320	4,320
確保方策(実施箇所数)	北部	箇所	病児保育事業 2箇所 病後児保育事業 1箇所				
	南部	箇所	病児保育事業 1箇所 病後児保育事業 1箇所				

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分		単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数		人日	80	681	653	973
実施箇所数		箇所	病児保育事業:北部1箇所 病後児保育事業:南部1箇所			

(12)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内の全小学校で実施しています。

事業名	対象者	
放課後児童クラブ	小学校に通う1～6年生の児童のうち、主に保護者が就労・病気等により放課後家庭で保育することができない児童	
開設日及び 開設時間	平日(月～金)	長期休業期間等
	下校時から午後6時まで (延長利用の場合は午後7時まで)	午前8時30分から午後6時まで (延長利用の場合は午後7時まで)

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(登録児童数)	人	1,292	1,248	1,215	1,190	1,137
確保方策(登録児童数)	人	1,292	1,248	1,215	1,190	1,137

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
登録児童数	人	1,562	1,400	1,381	1,403

【放課後子ども教室】

保護者の就労などに関わらず、小学校に通うすべての児童を対象として、学校の余裕教室等を活用し、体験型学習などを実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(実施回数)	回	26	24	24	24	24
確保方策(実施回数)	回	26	24	24	24	24

(参考)第2期計画期間の実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施回数	回	-	-	28	28

※令和4(2022)年度から実施

(13)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場で、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	5	5	5	4	4
確保方策(利用実人数)	人	0	5	5	4	4

(14)親子関係形成支援事業

保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	5	5	5	4	4
確保方策(利用実人数)	人	0	5	5	4	4

(15)妊産婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面接等を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

●量の見込み及び確保方策

区分	項目	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	妊娠届出数	件	715	715	715	715	715
	1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施回数	回	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145
確保方策(面談実施回数)		回	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145

(16)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等において、6か月から満3歳未満のこども(保育所等に入所している者等を除く)に就労要件等を問わず月10時間を上限に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	量の見込み(必要定員数)	人	14	13	14	14	13
	確保方策(定員数)	人	0	7	10	13	13
1歳児	量の見込み(必要定員数)	人	15	15	15	15	15
	確保方策(定員数)	人	0	8	11	14	15
2歳児	量の見込み(必要定員数)	人	12	13	13	13	13
	確保方策(定員数)	人	0	7	9	12	13

(17)産後ケア事業

出生後4か月未満の乳児及びその母親が、事業を委託している市内産科医療機関において宿泊型及びデイ型(日帰り型)で心身のケア・沐浴・授乳等の指導及び育児相談、乳房のケアなどを受けることにより、出産後も安心して育児ができるよう支援します。また、出生後1歳未満の乳児及びその母親にはアウトリーチ型(訪問型)によるケア等の利用により、引き続き育児を支援します。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	201	197	205	202	198
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	201	197	205	202	198

第6章

ひとり親家庭等の支援

第6章 ひとり親家庭等の支援

1 ひとり親家庭等を取り巻く状況

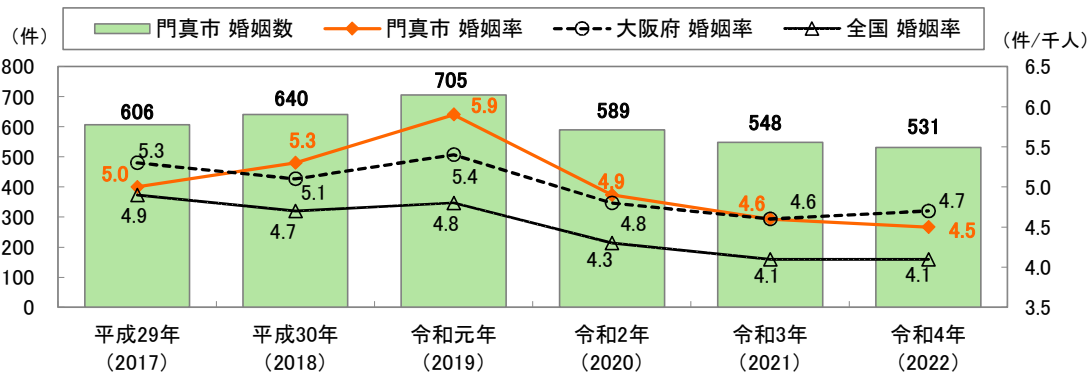
母子家庭・父子家庭・寡婦それぞれの定義については次のとおりです。

母子家庭	離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚、死別等により配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
寡 婦	配偶者のいない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

(1)婚姻・離婚の状況

本市の近年の婚姻数は増加傾向から、令和2(2020)年に減少傾向に転じ、婚姻率も同様の動きとなっています。令和4(2022)年の婚姻率は大阪府の値より低く、全国値より高くなっています。

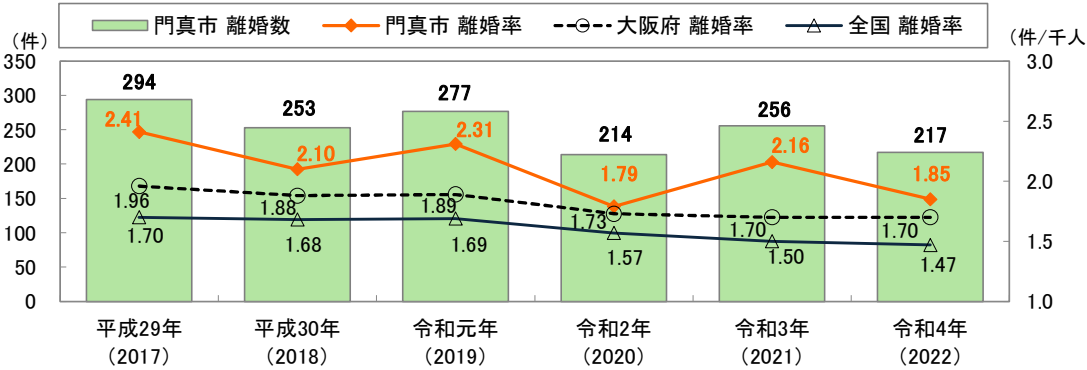
門真市の婚姻数・婚姻率の推移と国・府比較



資料:大阪府人口動態調査

本市における近年の離婚数は年による変動を経て、令和4(2022)年に217件となっています。離婚率も年による変動が見られますが、大阪府や全国よりも高い値で推移しています。

門真市の離婚数・離婚率の推移と国・府比較



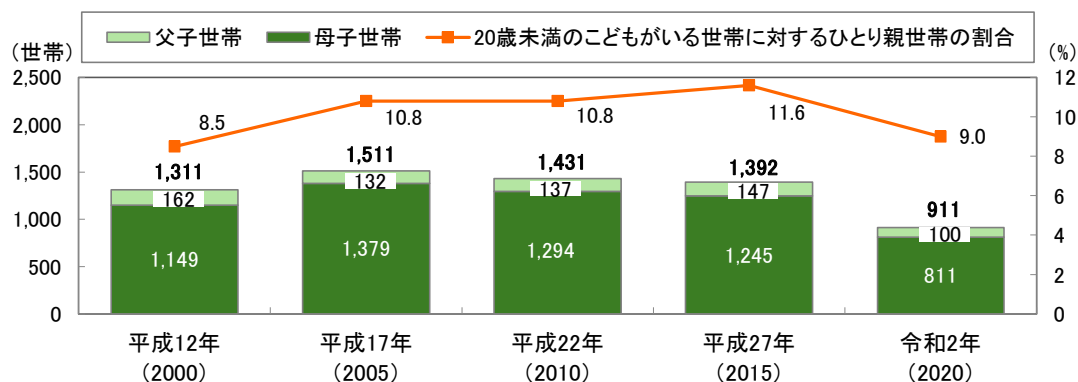
資料:大阪府人口動態調査

(2)ひとり親家庭等の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満のこどものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。

母子世帯・父子世帯それぞれの推移を見ると、母子世帯は平成17(2005)年以降減少が続いており、父子世帯は微増傾向から令和2(2020)年に減少に転じています。また、20歳未満のこどもがいる世帯に対するひとり親世帯の割合は平成27(2015)年までは増加傾向にありましたが、令和2(2020)年は減少しています。

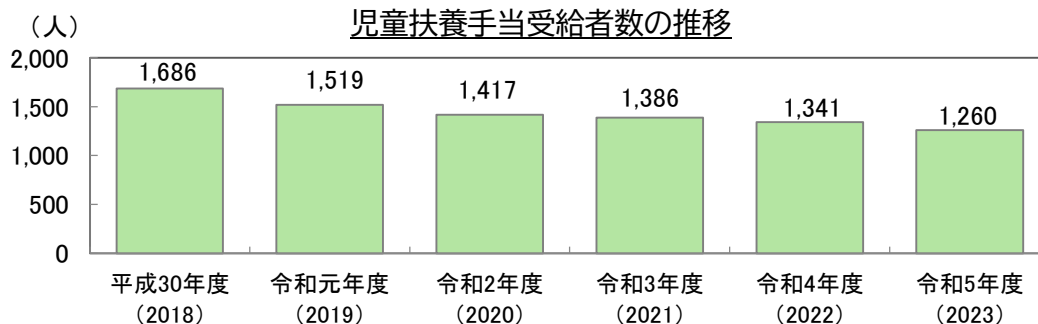
母子世帯・父子世帯の推移



資料:国勢調査

ひとり親家庭等を対象とした児童扶養手当の受給者数の状況を見ると、平成30(2018)年度以降減少傾向が続いています。

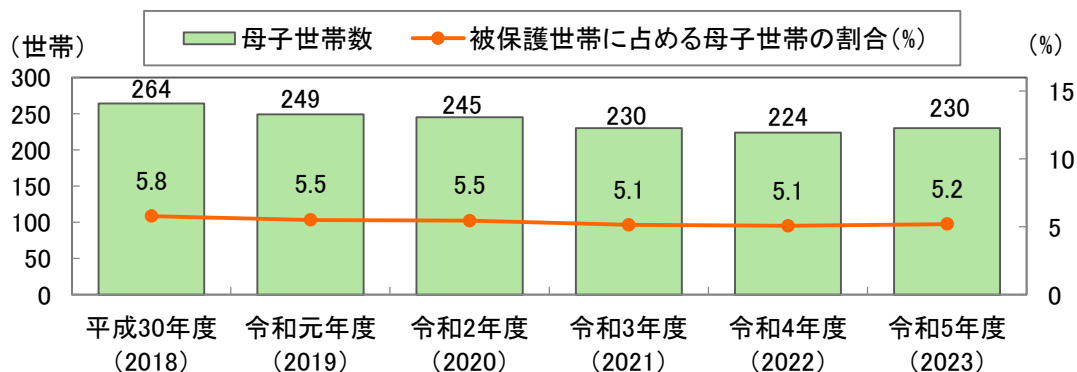
児童扶養手当受給者数の推移



資料:こども政策課

生活保護を受けている母子世帯は減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年度に増加に転じています。全保護世帯に占める割合も同様の動きを示しています。

被保護世帯における母子世帯の推移



資料:保護課

(3)ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

主な取組について整理すると次のとおりとなります。

基本方向	ひとり親家庭等を対象とした取組	関連する主な取組
相談・情報提供による支援	○ひとり親家庭等相談 ○門真市母子寡婦福祉会による相談事業 ○母子父子福祉推進委員(大阪府委嘱)による相談事業 ○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子・父子福祉センターによる相談事業	○各種相談事業(家庭児童相談、健康や発育等に関する各種相談、保育所等における育児相談、人権相談、女性のための相談、無料法律相談等) ○民生委員・児童委員、主任児童委員*等による相談事業 ○各種媒体や窓口等による支援制度・サービス等に関する情報提供
就労への支援	○母子・父子自立支援員*による就労相談 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ○ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金 ○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	○就労困難者を対象とした地域就労支援事業(相談、講習会・セミナーの開催等) ○生活保護受給者等就労支援事業 ○生活困窮者就労準備支援事業
子育て等生活面への支援	(ひとり親家庭等も含め、子育て家庭全般を対象とした取組として施策・事業を実施しています。)	○各種保育事業 ○放課後健全育成事業 ○市民の健康づくり、食育の推進に向けた各種事業 ○進路選択支援事業 ○住宅相談、市営住宅「子育て世帯」優先枠による募集 など
養育費の確保に向けた支援	○母子・父子自立支援員による離婚前相談、養育費に関する相談	○各種相談事業
経済的な支援	○児童扶養手当の給付 ○ひとり親家庭医療費助成事業 ○母子・父子・寡婦福祉資金*	○生活困窮者を対象とした生活保護制度 ○門真市社会福祉協議会による生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付) ○就学援助費の給付 ○門真市奨学金の支給
人権尊重のまちづくり	(ひとり親家庭等も含め、市民全般を対象とした取組として施策・事業を実施しています。)	○人権教育・人権啓発の推進 ○民間企業や事業所、宅地建物取引業者等に対する啓発 ○児童虐待の発生予防、早期発見体制の充実

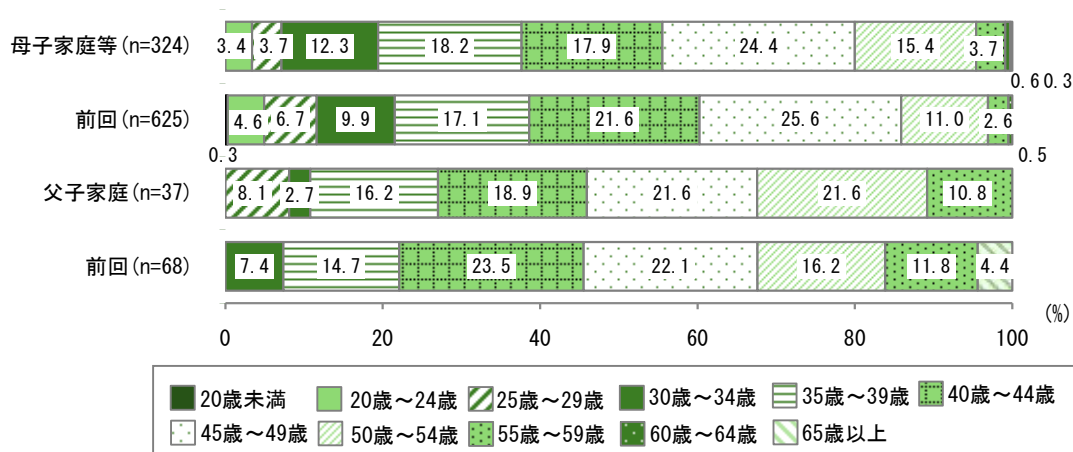
(4)ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査の結果

調査概要	
調査対象	市内のひとり親家庭等から 2200 人を無作為抽出
調査方法	郵送により配布・郵送とWEBで回収
調査期間	令和6(2024)年3月9日～3月 29 日 ※締め切り後の返送も集計終了まで有効回答として取り扱い
回収状況	有効回収数 585 件／有効回収率 26.6%(前回 27.9%) (世帯の種別が母子家庭、父子家庭、寡婦のいずれにもあてはまらないが 224 通あった)

※前回調査:令和元(2019)年5月～6月実施

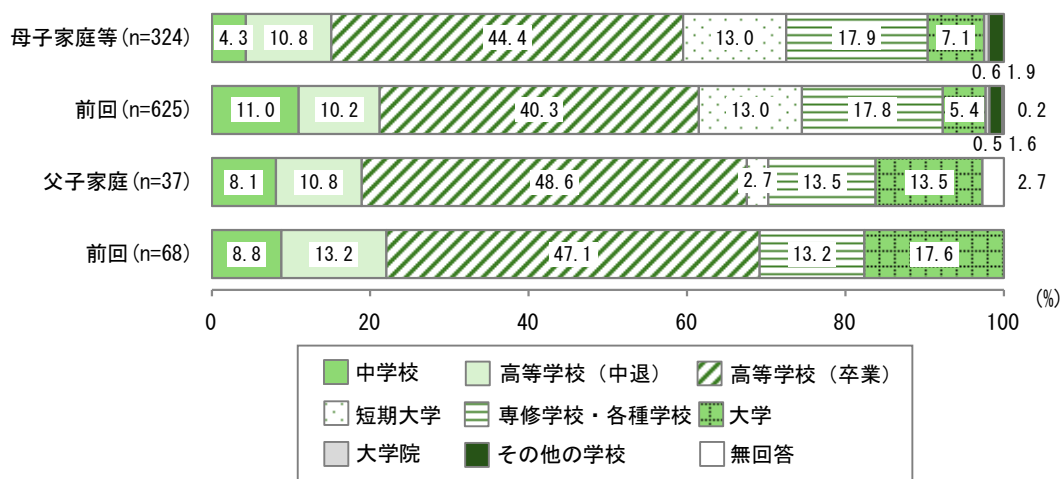
①回答者の年齢

- ・母子家庭等(母子家庭及び寡婦)、父子家庭ともに40歳代の回答者が多くを占めています。
- ・父子家庭については、全体に回答者の年齢が高くなっている様子がうかがえます。



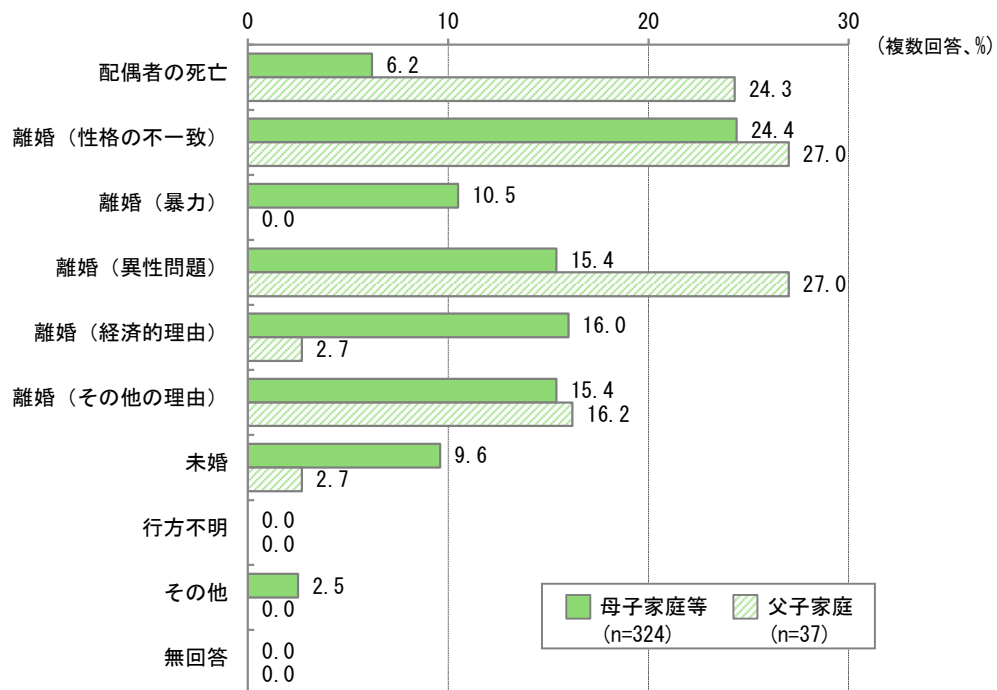
②回答者(ひとり親家庭等の親)の最終学歴

- ・父子家庭の父親の48.6%、母子家庭等の母親の44.4%が高等学校卒業と答えており、「中学校卒業」と「高等学校(中退)」を合わせた割合は母子家庭等・父子家庭とも約15～19%となっています。



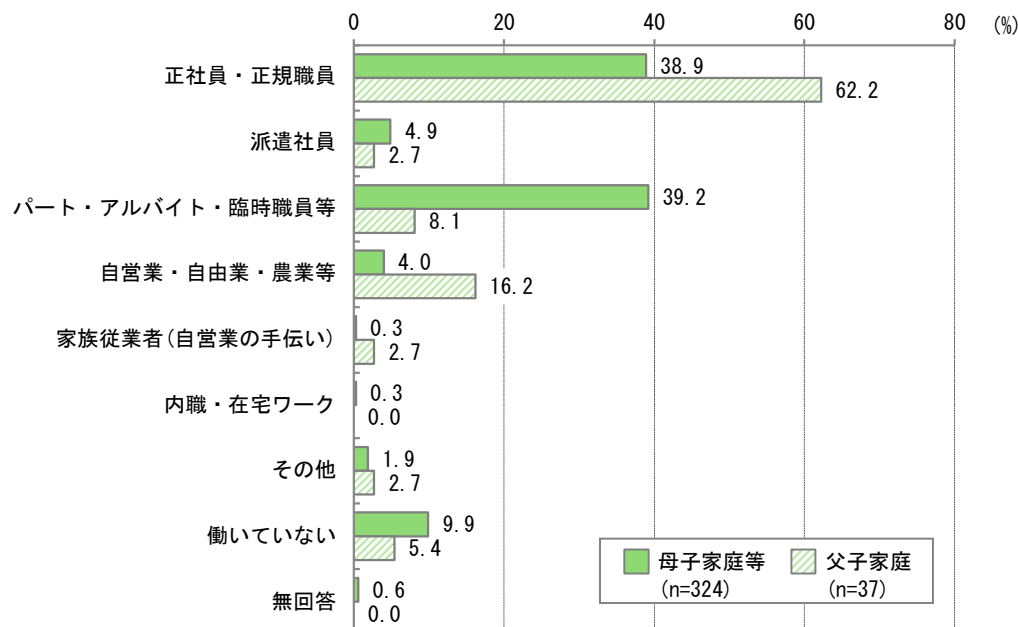
③ひとり親家庭等となった理由

- ・母子家庭等については、性格の不一致や経済的な理由等による離婚が多くを占めています。
- ・父子家庭については、異性問題や性格の不一致等による離婚、配偶者の死亡が多くを占めています。



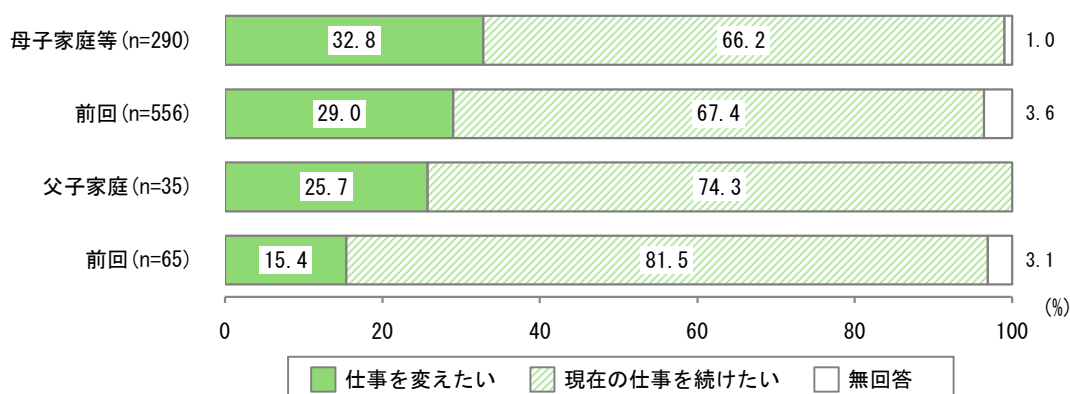
④回答者(ひとり親家庭等の親)の現在の就業状況

- ・母子家庭等の母親の89.5%、父子家庭の父親の94.6%が何らかの形態で働いています。



⑤転職の意向

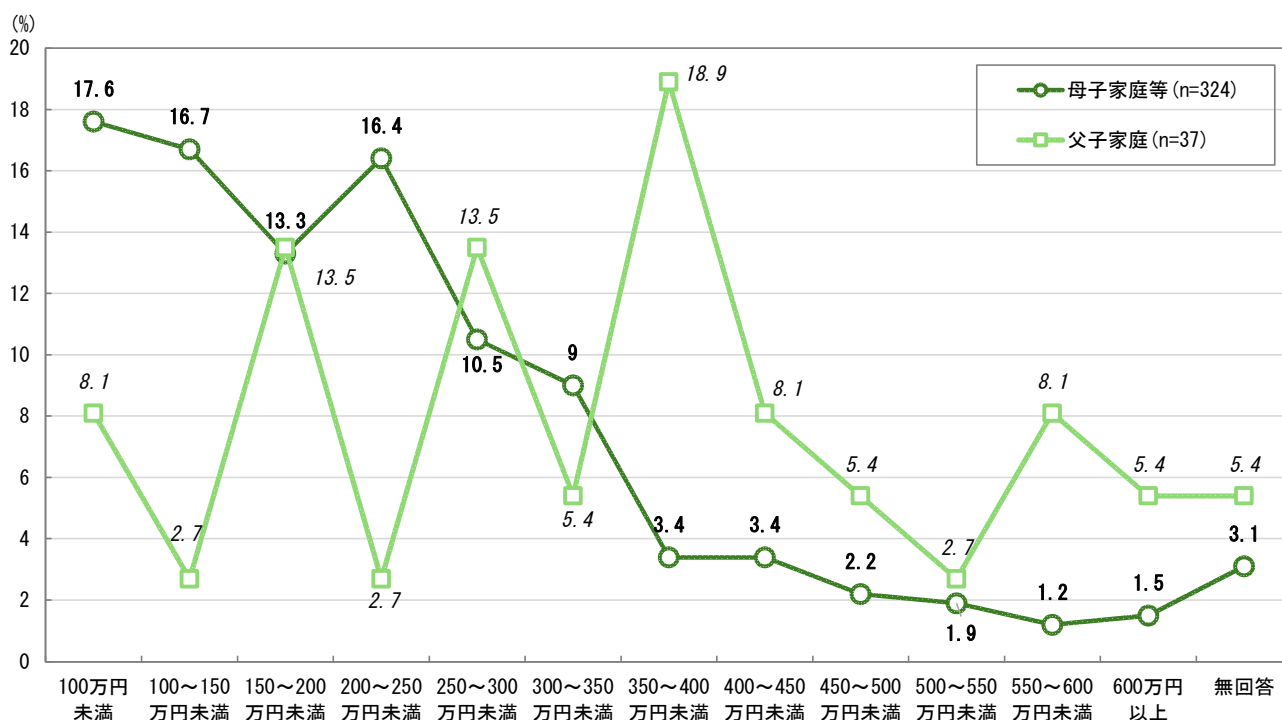
・母子家庭等の母親、父子家庭の父親ともに「仕事を変えたい」と答える人が増加しています。



⑥回答者(ひとり親家庭等の親)の年間総収入額

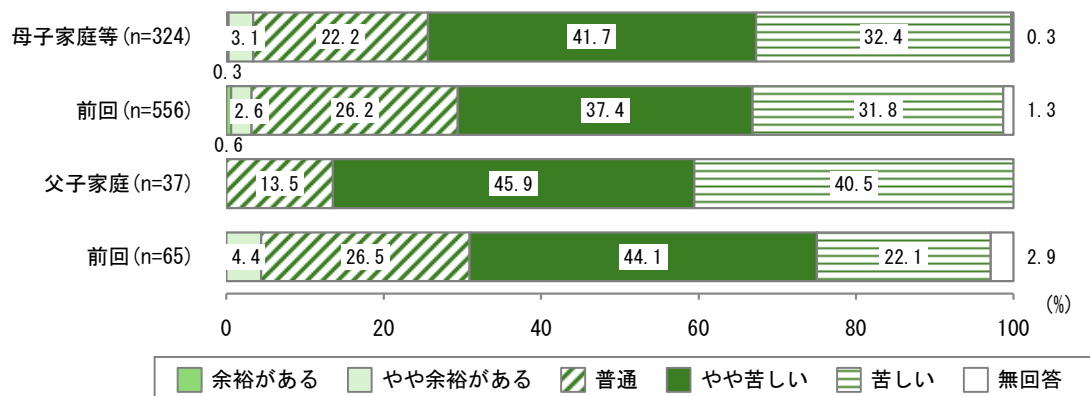
・母子家庭等については、年間収入200万円未満の家庭が47.6%を占めており、前回調査と比べて「100万円未満」の家庭が19.8%から17.6%へ減少し、「100～150万円未満」の家庭が14.9%から16.7%へ増加しています。

・父子家庭では、前回調査と比べて「350～400万円未満」の家庭が11.8%から18.9%へ増加し、「600万円以上」の家庭が13.2%から5.4%へ減少しています。



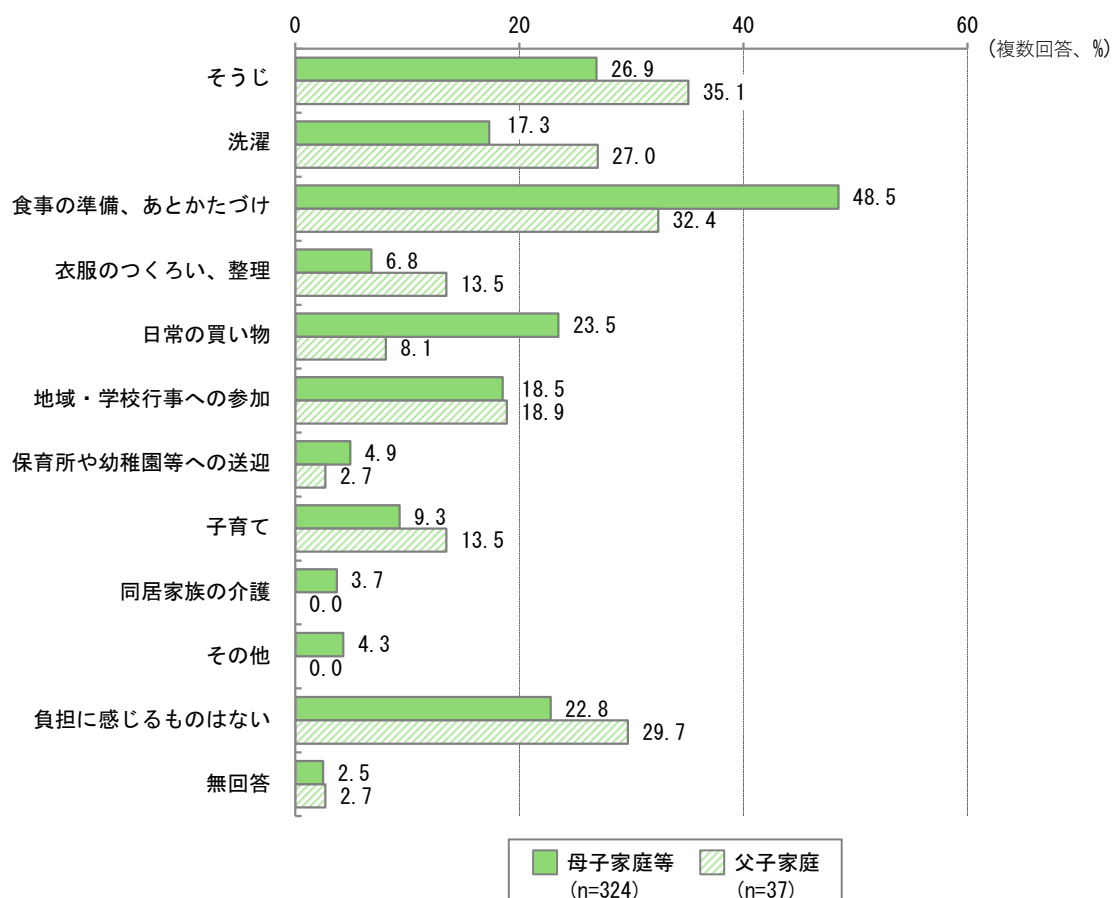
⑦経済的な生活状況についての意識

- ・現在の経済的な生活状況について「苦しい」「やや苦しい」と感じている人は、母子家庭等の74.1%、父子家庭の86.4%で、ともに前回調査の割合を上回っており、父子家庭では大きく増加しています。



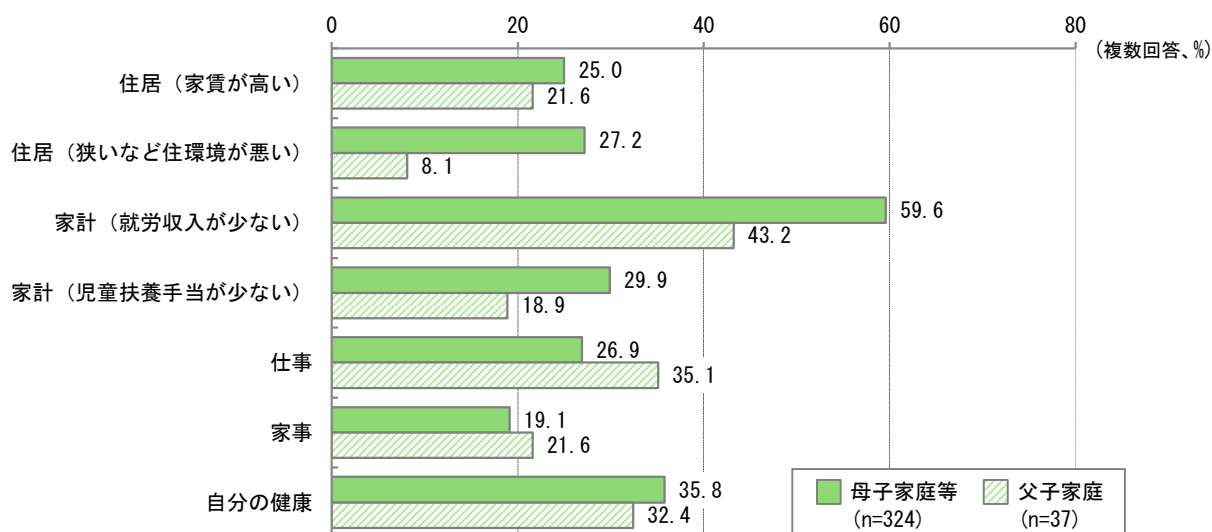
⑧日常生活で負担になっていること

- ・母子家庭等では、「食事の準備、あとかたづけ」が48.5%、父子家庭では、「そうじ」が35.1%と多くなっています。



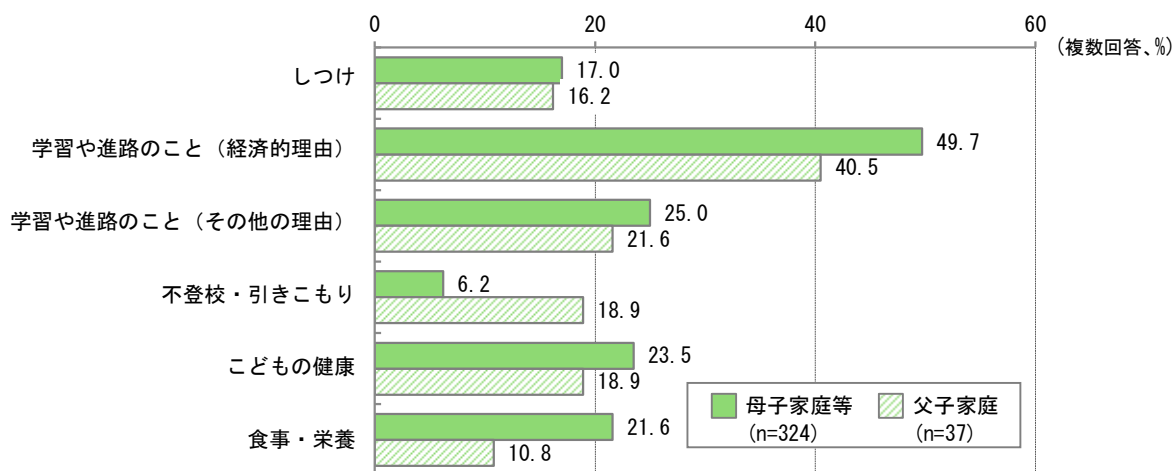
⑨自分のことで困っていること(母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの)

- ・母子家庭等・父子家庭とも就労収入が少ないことをあげる人が最も多く、特に母子家庭等では59.6%と半数を超えています。



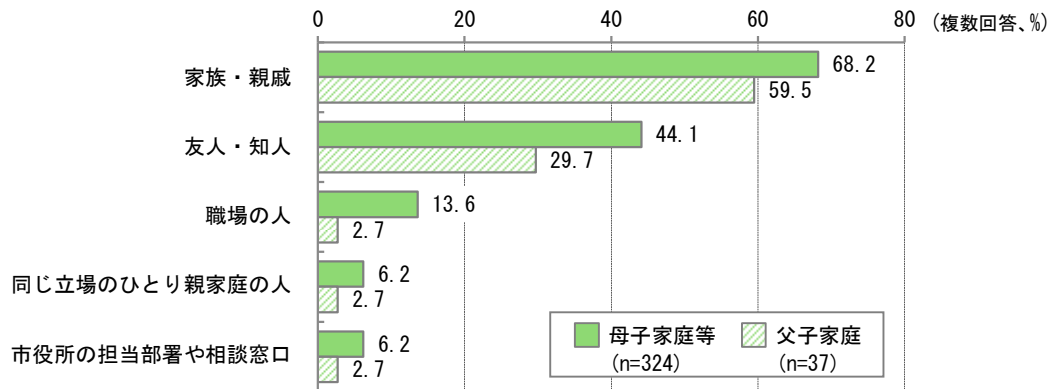
⑩こどものことで困っていること(母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの)

- ・母子家庭等・父子家庭とも、「学習や進路のこと」や「こどもの健康」について困っている人が多く見られます。
- ・父子家庭については、「不登校・引きこもり」で困っている人が18.9%と母子家庭等に比べ多くなっています。



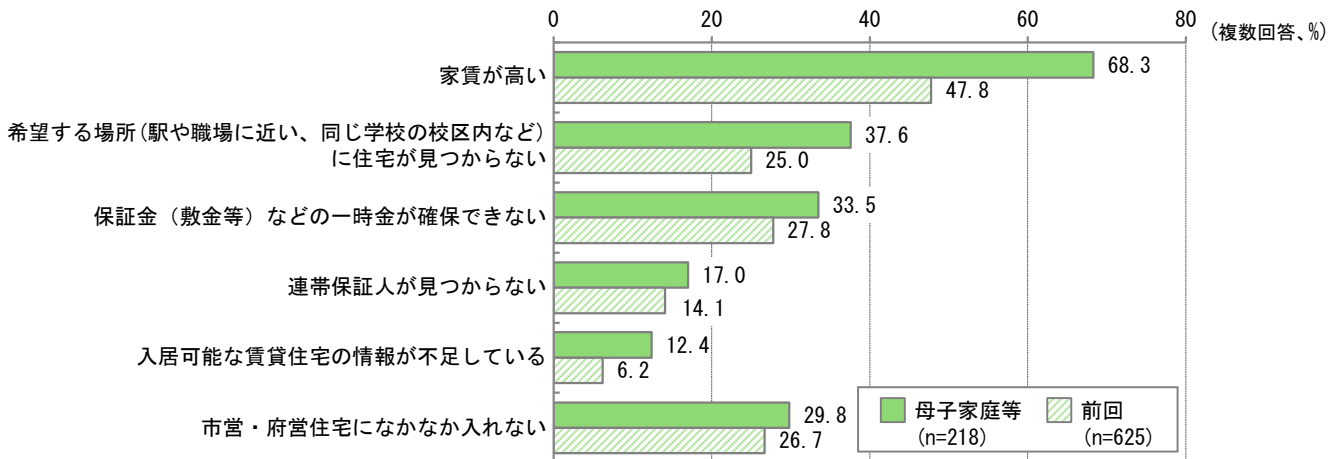
⑪困ったときの相談先(母子家庭等・父子家庭のいずれかで5%を超えるもの)

・母子家庭等・父子家庭とも「家族・親戚」、「友人・知人」の順で多くなっています。



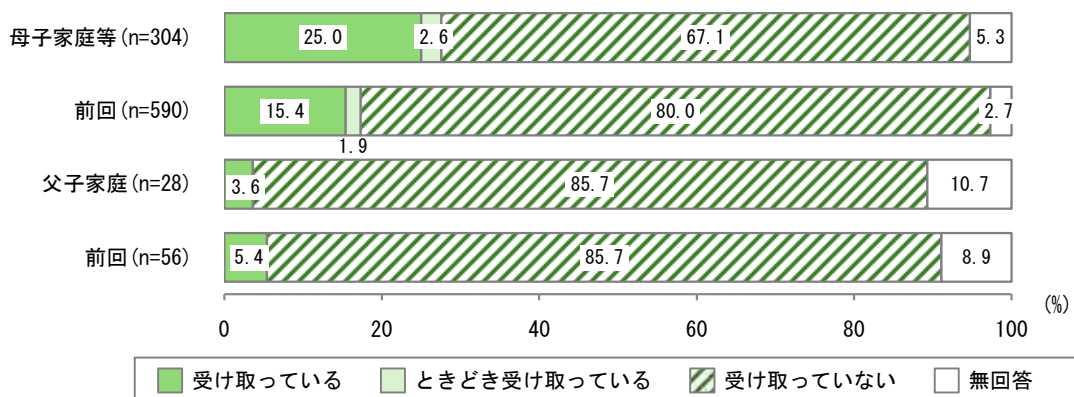
⑫住居を探したり入居するときに困ったこと(母子家庭等で10%を超えるもの)

・前回調査と比べると、「家賃が高い」が47.8%から68.3%、「希望する場所に住宅が見つからない」が25.0%から37.6%と大きく増加しています。



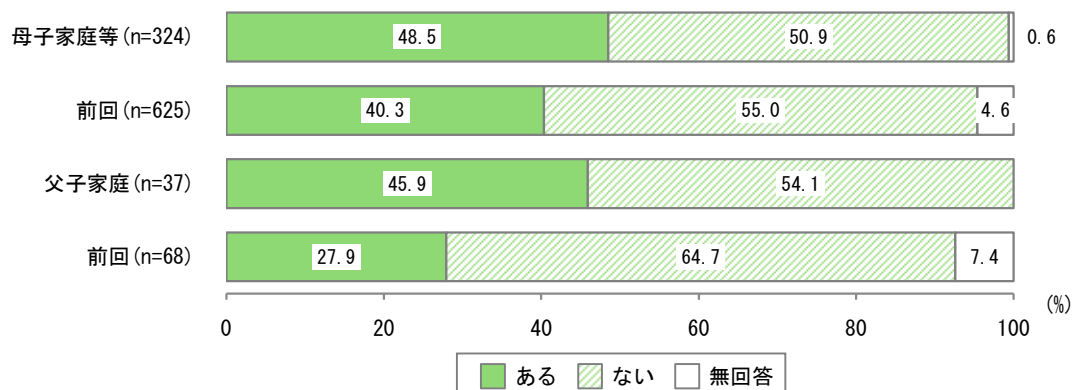
⑬養育費の受け取り状況

・離別した配偶者から養育費を何らかの形で受け取っている家庭は、母子家庭等の27.6%と前回調査より増加しています。



⑭ひとり親家庭等であるために嫌な思いをした経験

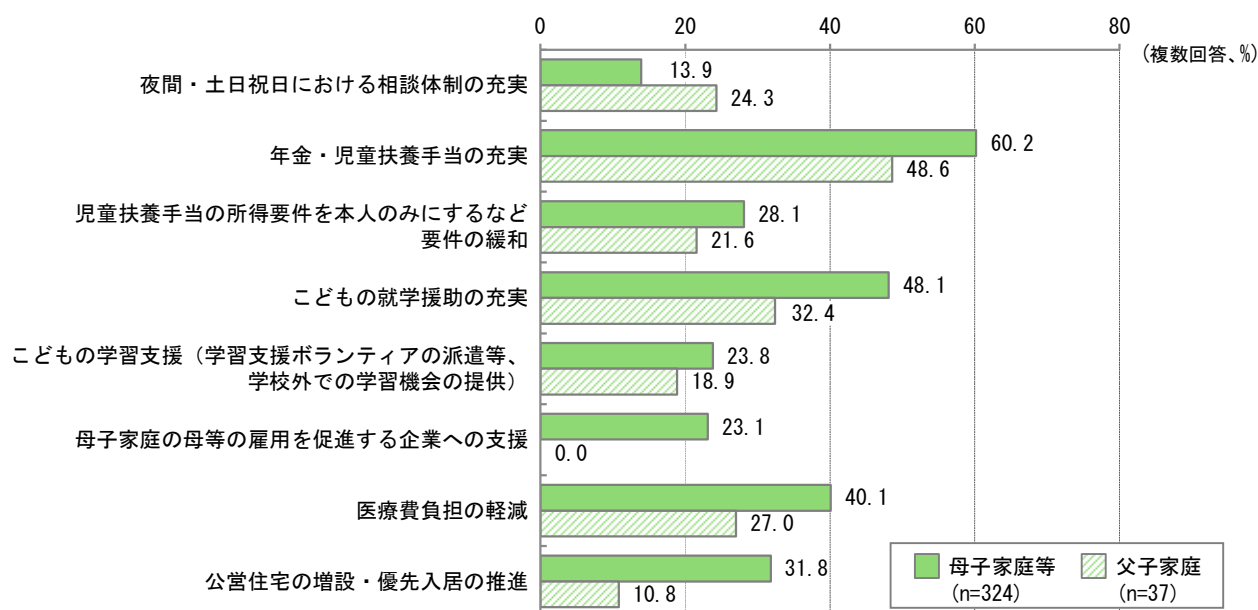
・嫌な思いをした経験があるという人は、母子家庭等の48.5%、父子家庭の45.9%と前回調査より増加しています。



⑮ひとり親家庭等の自立や生活の安定を図るための支援策として望むこと

(母子家庭等・父子家庭のいずれかで20%を超えるもの)

・ひとり親家庭等に関わる支援策として、「年金・児童扶養手当の充実」や「こどもの就学援助の充実」、「医療費負担の軽減」など経済的支援に関するものに高い関心が寄せられています。



「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」では、計画推進のポイントとなる項目を「施策の進捗状況を測る指標」として掲げました。これに関して、今回のアンケート調査の結果を整理すると、次のとおりとなります。

項目	評価の目安		指標	結果	評価
①母子・父子自立支援員のことを知っている人の割合	増加	母子家庭等	35.1%	24.7%	×
		父子家庭	17.3%	13.5%	×
②母子寡婦福祉会のことを知っている人の割合	増加	母子家庭等	12.7%	24.7%	○
		父子家庭	4.9%	10.8%	○
③困ったときの相談先がないという人の割合	減少	母子家庭等	10.7%	16.0%	×
		父子家庭	12.3%	27.0%	×
④正社員・正規職員として働いている人の割合	増加	母子家庭等	28.3%	38.9%	○
		父子家庭	56.8%	62.2%	○
⑤年間総収入額が200万円未満である人の割合	減少	母子家庭等	56.3%	47.6%	○
		父子家庭	19.7%	24.3%	×
⑥子育てにいらだちを感じている人の割合	減少	母子家庭等	13.5%	13.3%	△
		父子家庭	13.6%	5.4%	○
⑦離別した人のうち養育費を受け取っている人の割合	増加	母子家庭等	15.5%	25.0%	○
		父子家庭	3.0%	3.6%	△
⑧ひとり親家庭等であるために嫌な思いをした経験のある人の割合	減少	母子家庭等	49.9%	48.5%	○
		父子家庭	33.3%	45.9%	×

※評価 ○:策定時(の調査値)より改善 △:策定時と変わらず ×:策定時より悪化

2 支援にあたっての基本的な考え方

① ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重

ひとり親家庭や寡婦など家庭の状況によって不利益を被るようなことがあってはなりません。母子家庭や父子家庭、寡婦に対する偏見や差別のない地域社会の実現に向け、未婚、離婚や死別、別居など家族の多様性に関する理解を促すとともに、人権や生き方を尊重しつつ、必要な支援を充実していくことが大切です。

ひとり親家庭等をはじめ、すべての市民が平等で幸福な生活を送れるように、市民一人ひとりが、他者に尊厳を持ち、かけがえのない存在として認めあい、人々がともに支えあうような地域社会を築いていくことが重要です。

このため、ひとり親家庭等に対する理解を促進しつつ、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。

② 生活全般にわたる自立の促進・支援

ひとり親家庭等の親と子が、社会的・経済的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、それぞれの家庭の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われる必要があります。就労や住まいの確保をはじめ、親子の健康増進、子育て環境の整備、こどもへの公平な教育、地域での居場所の確保まで、ひとり親家庭等の生活課題の解決や自立に向けた総合的かつ計画的な支援が重要となります。

また、親子のライフステージを通して、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を充実していくことが望まれます。

このため、教育機関はもとより、企業や事業所、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体でひとり親家庭等の自立を支援する仕組みづくりや相談支援体制の充実と普及啓発に努めます。

③ 親子が健やかに育つ環境づくり

こどもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯は貧困化する傾向が高く、こどもへの貧困の連鎖を断ち切るためにも、こどもの貧困対策は極めて重要であり、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮しながら、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要があります。未来を担う主人公として、こどもの能力と個性が存分に発揮され、次代に向かう希望や豊かさを得るには、多忙なひとり親の「時間の貧困」をも解消し、親子で心穏やかに過ごす必要があります。

また、ひとり親家庭等のこどもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、すべての子育て家庭においてこどもたち一人ひとりの可能性が最大限に尊重される施策の展開が必要となります。

このため、ひとり親家庭等の自立支援は、親が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、地域のさまざまなステークホルダー（関与者）が、連携・協働し、安心・安全な親子の交流を推進しながら、良好で健やかな成育環境づくりに努めます。

3 基本方針と施策の展開

(1)ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援

①情報提供・相談支援の充実

ひとり親家庭等が、必要とする制度やサービスを円滑に利用できるための情報提供を充実します。また、子育てや健康、就業に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等への活動支援や連携等、地域と一体となった支援体制を強化します。大阪府やハローワーク等の関係機関等に適切につなぐ相談機能の拡充や、各種の専門家による相談事業の推進に努めます。

主な取組

個別施策(細目)	取組内容
1 情報提供の充実	ひとり親家庭等が、支援制度やサービス等を必要な時に利用することができるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、各種制度・サービス、相談窓口等の周知を行います。 また、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の更新時等のさまざまな機会を活用することなどにより、事業の周知や制度等の利用促進に努めます。
2 母子・父子自立支援員による相談事業の推進	ひとり親家庭等となる前に、関係機関、団体等と連携し、悩みや不安などの相談にきめ細かに対応するとともに、離婚等によりひとり親家庭等になった後の生活設計についての助言など、各種支援制度及びサービス等に関する情報提供や利用にあたっての支援・調整を行います。 また、大阪府やハローワーク等関係機関・団体等と連携するとともに、母子・父子自立支援員が就労支援や養育費等の相談にきめ細かに対応するため、事例や対応方法等の研修に参加し、スキルアップを図ります。
3 各種相談事業の推進	家庭児童相談をはじめ、行政各部門や関係機関・団体で実施する相談事業の周知を図るとともに、連携強化に努めます。 また、門真市母子寡婦福祉会において、毎月実施している相談事業の周知に努めます。
4 身近な地域での見守り・支援の推進	ひとり親家庭等の相談支援の充実を図るため、身近な地域の相談窓口となる民生委員・児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の校区福祉委員会、門真市母子寡婦福祉会等の活動等との連携強化に努めます。

②養育費の確保及び面会交流に向けた支援

こどもの健やかな成長に向け、ひとり親家庭等にとっての養育費の必要性を周知・啓発するとともに、養育費の取り決めや継続的な履行確保に向けた相談や支援を行います。また、こどもと離れて暮らす親との面会交流の取り決めや手続き等について、支援員への相談を実施し適切な助言を行います。

主な取組

個別施策(細目)	取組内容
1 養育費に関する広報・啓発活動の推進	ひとり親家庭等及び離婚を考える親が養育費に関する理解を深め、適切な対応が行えるよう、国の養育費相談支援センター等と連携し、児童扶養手当現況届の提出時などさまざまな機会を捉え、養育費に関する情報提供を行うとともに、養育費を確保することの大切さを説明していきます。
2 養育費の確保に向けた相談支援	母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための取り決めや、離婚後の履行確保など、適切な相談支援に努めます。また、そのために、研修等を通じて知識・技能の向上に努めることで、相談機能の強化を図ります。 養育費の取り決めやその履行確保など、法律に関する問題については、弁護士による法律相談を実施します。また、婚姻関係の維持または解消、婚姻解消後のこどもの監護に関する紛争については、民間調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターの情報提供に努めます。
3 養育費の受け取りを支援する取組の実施	ひとり親家庭等が養育費の不払いにより生活に困窮することを防ぐため、大阪府及び関係機関と連携し、養育費の受け取りを支援する取組のあり方について検討した上で適切な実施に努めます。
4 面会交流に向けた相談支援	面会交流はこどもの成長にとって重要なものであることから、母子・父子自立支援員が実施する相談において、適切な助言や情報提供が行えるよう、相談機能の強化を図ります。

(2)ひとり親家庭等における就労支援の充実

ひとり親家庭等が自立し安定した暮らしを送るための就労の促進に向け、関係機関・団体等との連携を図りながら、就労に関する相談支援や情報提供を行います。

また、職業訓練や給付による資格取得や能力開発にあたっての支援をはじめ、学びなおしの支援、就労機会創出のための支援など、関係機関や企業・事業所との連携・協力を強化しつつ就労支援体制を拡充します。

主な取組

個別施策(細目)	取組内容
1 就労に向けた相談支援及び情報の提供	ひとり親家庭等の就労を促進するため、ハローワーク、大阪府のひとり親家庭等在宅就業支援センター、大阪府母子寡婦福祉連合会の母子家庭等就業・自立支援センター、守口門真商工会議所など関係機関・団体との連携に努め、求職や雇用に関する情報提供を図るとともに、相談者一人ひとりに対応したきめ細かな相談支援に努めます。 母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、児童扶養手当受給者を対象に生活保護受給者等就労支援事業制度を活用し、きめ細かで継続的な就労・自立支援を行います。
2 就労・能力開発のための支援	ひとり親家庭等が就労に必要な知識や技能の習得を図るため、関係機関等と連携し、各種講座やセミナー等の周知啓発を行うとともに、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等が実施する職業訓練や講習会等について情報提供を行います。 また、資格取得や職業能力開発にあたって経済的支援を図るため、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」、「ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金」の利用を促進するとともに、技能習得期間中における生活安定のため、母子及び寡婦福祉資金貸付金(生活資金)の無利子貸付について、情報提供と相談に努めます。
3 保護者の学び直しの支援	ひとり親家庭等の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていけるよう、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部や、高卒認定試験の受験費用の一部を支給する事業を実施します。
4 就労機会創出のための支援	企業説明会や面接会等を開催するにあたり、ハローワークや守口門真商工会議所、女性サポートステーションWESS、門真市企業人権推進連絡会など関係機関・団体と連携を図ります。また、ひとり親家庭等の親や子の就職の機会均等を保障するため、公正な選考採用が徹底されるよう、企業啓発を推進します。 母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始し自立できるよう、母子寡婦福祉資金貸付金制度の周知を図るとともに、適正な貸付業務を実施します。

(3)ひとり親家庭等への経済的支援

ひとり親家庭等の経済的支援に関する各種制度の情報提供と利用促進を進め、生活の安定と自立を促すとともに、児童福祉の増進を図ります。生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策と連携を図りつつ、手当の適正な給付や資金の貸付業務、医療費助成の推進を図ります。

主な取組

個別施策(細目)		取組内容
1	各種制度の周知と適正な利用促進	ひとり親家庭等の経済的支援に関する制度の周知に努めるとともに、自立に向けた準備期間中の支援であることの趣旨の徹底と適正な利用促進を図ります。
2	児童扶養手当の適正な給付	児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、適正な給付業務を実施します。また、必要に応じて、届出等の機会において母子・父子自立支援員との生活面等の相談を行います。 支給開始後5年を経過または支給要件該当後7年を経過した受給資格者が対象となる一部支給停止措置については、一部支給停止適用除外に該当するよう就労に向けた支援等を行います。
3	母子寡婦福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を実施します。
4	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。

(4)ひとり親家庭等への生活支援

①生活や子育てに対する支援

ひとり親家庭等へのさまざまな生活支援により、子育てや家事と就労の両立、こどもの健全な育成につなげます。生活全般において、子育て支援事業の優先的な提供、日常生活の支援、親子の健康づくりに向けた各種事業の実施、住まいの確保など、ひとり親家庭等のための支援体制の充実を促進します。

主な取組

個別施策(細目)	取組内容
1 子育て支援事業における優先的配慮	本計画に基づき、幼児期の教育・保育事業(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業)、地域子ども・子育て支援事業(時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等)の提供体制の確保と充実に努めます。 ひとり親家庭等の親が就労や職業訓練等を十分に行うことができるよう、幼児期の教育・保育事業の利用にあたっての優先的配慮に努めます。
2 日常生活の支援	ひとり親家庭等の親が病気になったり、技能習得のための講習会の受講、就職活動等、一時的に生活援助や保育、こどもの預かりを必要とする場合に家庭生活支援員の派遣を行う母子家庭等日常生活支援事業について、大阪府と連携してヘルパーの確保を図るなど体制の充実に努めます。 また、18歳未満のこどものいる母子家庭で、こどもの福祉の向上を図る必要があり、施設等の利用を希望する場合、子育てや生活の自立が図れるよう支援します。
3 健康づくり・食育の推進	関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談等の保健事業をきめ細かく実施していくとともに、各種健(検)診の重要性の周知・啓発、受診しやすい環境づくりを進めます。 また、栄養・食生活やこころの健康等に関する正しい知識・情報の周知・啓発など、「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま21～」に基づき、ひとり親家庭等の親子を含め、市民の健康づくり・食育の推進を図ります。
4 住まいの確保	ひとり親家庭等のうち住宅について困っている人の居住の安定確保を図るため、市営住宅の空家募集において「福祉世帯向け」と「若者世帯向け」の優先枠を設けるとともに、府営住宅のひとり親世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「福祉世帯向け」の優先募集について周知を図ります。 また、ひとり親家庭等への公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の確保に向け、大阪府や民間事業者との連携を深めます。

②こどもが健やかに育つ環境づくり

ひとり親家庭等のこどもたちの健やかな成長に向けた環境づくりを行います。世代を超えた貧困の連鎖が起こらないよう、教育の機会均等を図るとともに、就学支援や学習支援を推進しつつ、居場所づくりやこども自身の将来を見据えた取り組みを図ります。

主な取組

個別施策(細目)		取組内容
1	こどもの就学支援	経済的な理由により就学が困難なこどもたちの就学を確保するため、就学援助事業を引き続き実施します。 こどもたちの高校等への進学を支援するため、修学資金や就学支度金(母子寡婦福祉資金)などの貸付制度に関する情報の提供、就学支援に関する相談等を行います。
2	学習支援の推進	児童・生徒の学習習慣の定着を図ることをめざし、放課後や土曜日等における学習支援事業を実施します。 ひとり親家庭等の生活保護世帯で、希望する家庭に対して、こどもの健全育成と将来の生活の安定を図るため、教育経験者等専門員によるこどもの生活指導や進路指導を行います。
3	こどもの居場所づくりの推進	放課後子ども教室や放課後児童クラブの開設を通じて、児童の放課後の安全で安心な居場所づくり、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 親の経済状況や生活状況等により、生活習慣の中に学習を取り入れることが困難になったこどもたちに、公民協働等により学習の機会や生活の場等を提供し、支援することを検討します。
4	次代の親としての教育の推進	次代の親となるこどもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、福祉施設等における体験学習やボランティアの機会の充実を図るとともに、中高生と乳幼児がふれあう機会などの充実に努めます。

(5)ひとり親家庭等を支えるまちづくり

ひとり親家庭等は、ひとつの家族として尊重されるべき社会の構成形態であることを念頭に、就職差別や住居制約等といった人権侵害を受けないよう、こどものいる家庭として、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざした人権教育・啓発を推進します。事業者・企業への啓発、児童虐待の防止、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

主な取組

個別施策(細目)		取組内容
1	人権教育・啓発の推進	ひとり親家庭等が、結婚や離婚、未婚に対する偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、人権教育及び啓発を進めます。 離婚の一因ともなるDVが人権侵害であることの認識を高めることができるよう、周知啓発を図るとともに、女性を対象とした相談支援の充実を図ります。
2	事業者に対する啓発の推進	ひとり親家庭等の雇用に関する人権問題への事業主や従業員の関心を高め、雇用の促進を図れるよう、関係機関や関係団体等と連携し、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などの取組を進めます。
3	児童虐待の防止	こどもを虐待から守るため、関係機関や学校・保育所等、地域等が連携し、見守りや通報等、地域ぐるみの虐待防止に努めます。また、学校・保育所等の教職員等一人ひとりが平素から教育・保育活動や家庭訪問等を通して、児童や家庭への関りを深め、虐待の未然防止、早期発見に努めます。
4	地域で支える子育て支援	ひとり親家庭等をはじめ、保護者が楽しく子育てできるよう、またこどもが安心してのびのび暮らせるよう、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみでこどもの育ちや子育てに積極的に関わり、支援する地域づくりを進めます。 親子同士の交流をはじめ地域の高齢者などさまざまな人々とのふれあいを通して、生活の知恵や子育てに関する適切な知識が得られるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会、地域の諸団体、子育て応援施設等とともに、地域における子育て支援活動を促進します。

第7章

こどもの貧困の解消に向けた対策

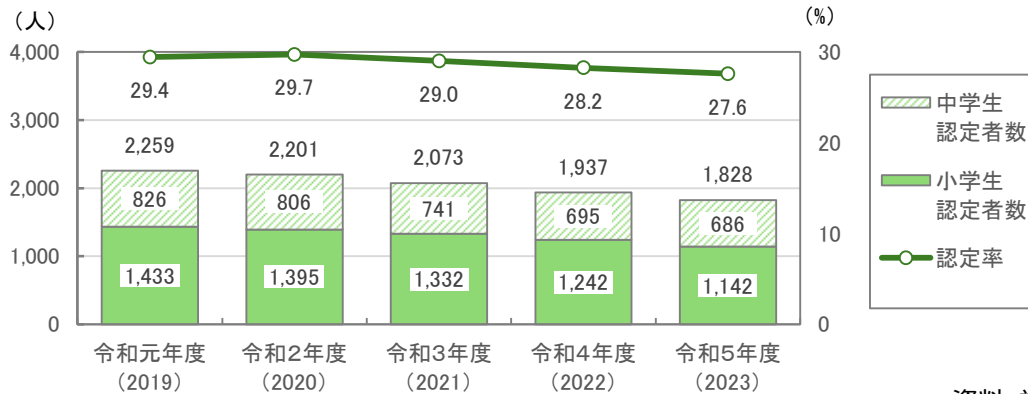
第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1 こどもの貧困を取り巻く状況

1 こどもの貧困を取り巻く状況

①就学援助認定者の推移(小学生・中学生)

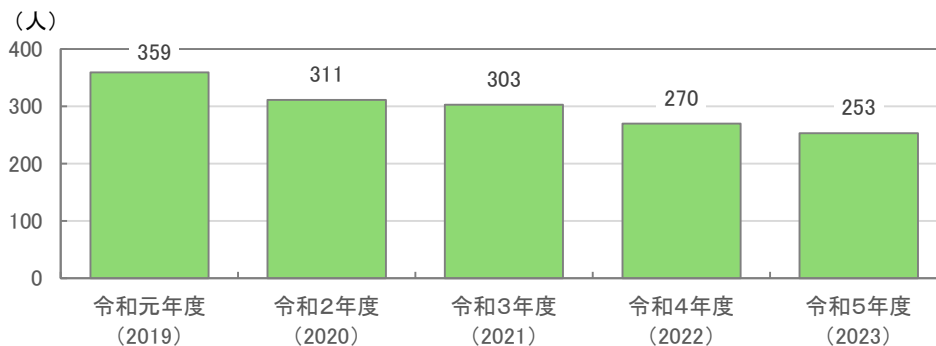
本市の就学援助認定者の推移を見ると、小学生、中学生ともに認定者数は減少傾向にあり、認定率についても令和3(2021)年度以降は減少傾向にあります。



資料:学校教育課

②生活保護制度で教育扶助を受けているこどもの数

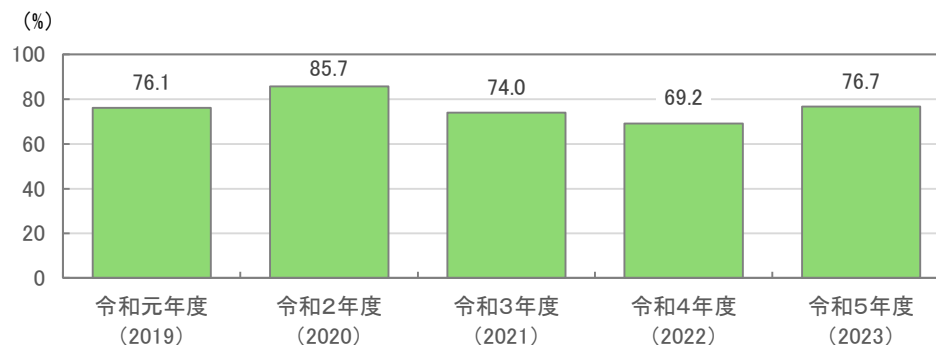
本市の生活保護制度で教育扶助を受けているこどもの数を見ると、減少傾向が続いています。



資料:保護課

③生活保護制度で教育扶助を受けているこどもの高校への進学率

本市の生活保護制度で教育扶助を受けているこどもの高校進学率を見ると、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度にかけては減少傾向にありましたが、令和5(2023)年度は増加しています。

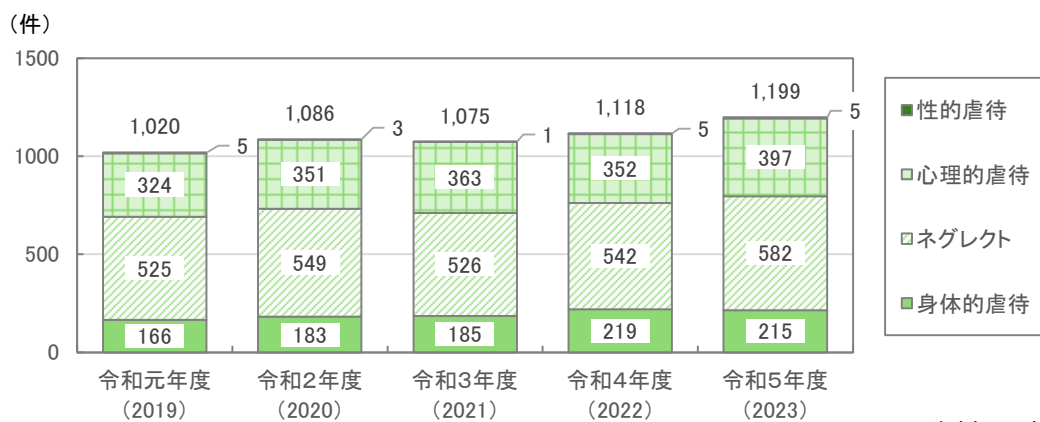


資料:保護課

④児童虐待相談件数の推移

本市の児童虐待相談件数の推移を見ると、減少している年度があるものの、全体としては増加傾向にあります。

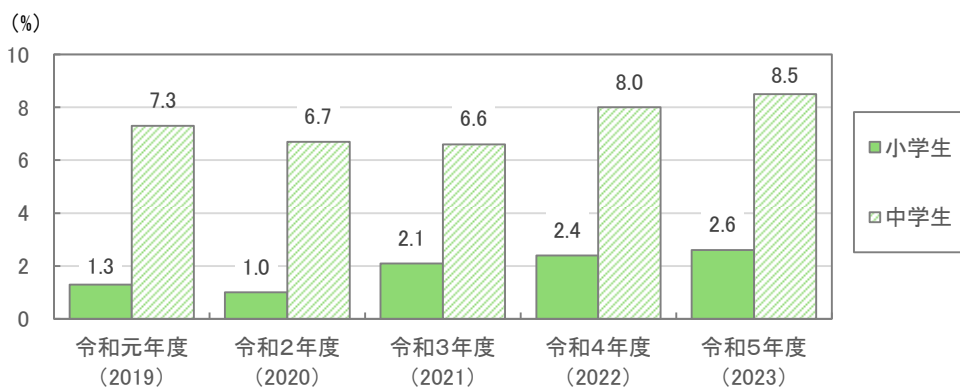
また、虐待の内容はネグレクトの割合が最も多く、約50%を占めています。



資料:子育て支援課

⑤不登校児童の割合の推移

本市の不登校児童の割合の推移を見ると、年度により変動はありますが、小学生・中学生ともに増加傾向にあります。



資料:学校教育課

2 門真市子どもの生活に関する実態調査から見た現状

(1) 調査の概要

この調査は、本市に住む小学5年生と中学2年生及びその保護者を対象に、家庭や生活の状況に関するアンケートを行い、得られた結果より、支援を必要とする子どもや家庭に対する方策を検討することを目的に実施したものです。

○実施期間

令和5(2023)年7月7日～7月20日

○実施結果

	配布数	回収数	回収率
小学5年生	864 通	463 通	53.6%
小学5年生の保護者	864 通	454 通	52.5%
中学2年生	815 通	396 通	48.6%
中学2年生の保護者	815 通	383 通	47.0%
小学5年生・中学2年生の合計	1,679 通	859 通	51.2%
小学5年生保護者・中学2年生保護者の合計	1,679 通	837 通	49.9%
計	3,358 通	1,696 通	50.5%

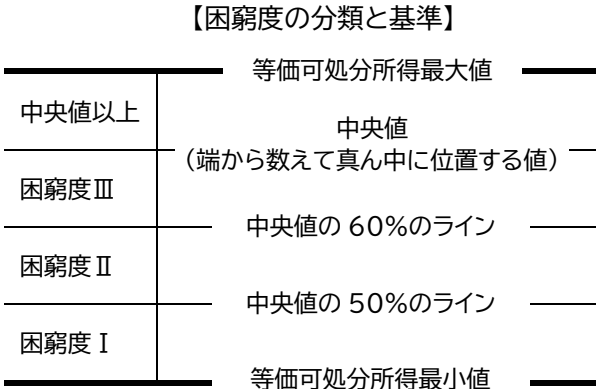
(2) 門真市子どもの生活に関する実態調査の結果

①令和5(2023)年度門真市相対的貧困率

令和5年(2023)度実施した門真市子どもの生活に関する実態調査では、等価可処分所得の中央値は235万円で、国の定める基準で算出した相対的貧困率は15.5%でした。

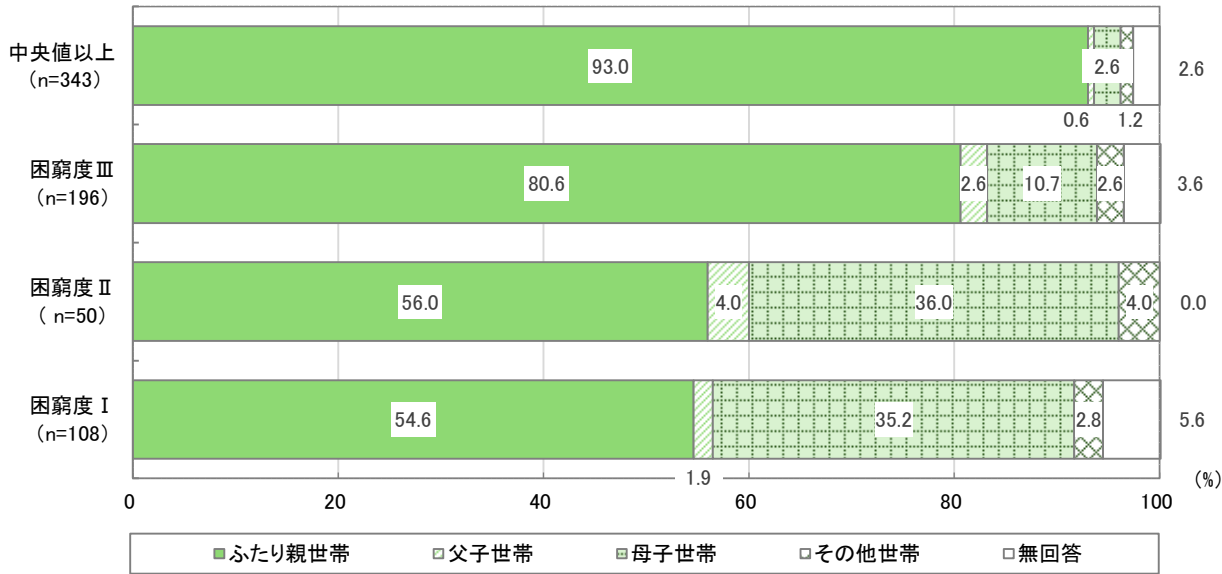
※相対的貧困率とは、等価可処分所得が一定基準を下回る世帯の割合のことで、下表の困窮度Ⅰが該当する層となります。

困窮度	基準	割合
中央値以上	等価可処分所得の中央値	49.2%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得の中央値未満から60%以上の層	28.1%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得の中央値の50%以上から60%未満の層	7.2%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得の中央値の50%未満の層	15.5%



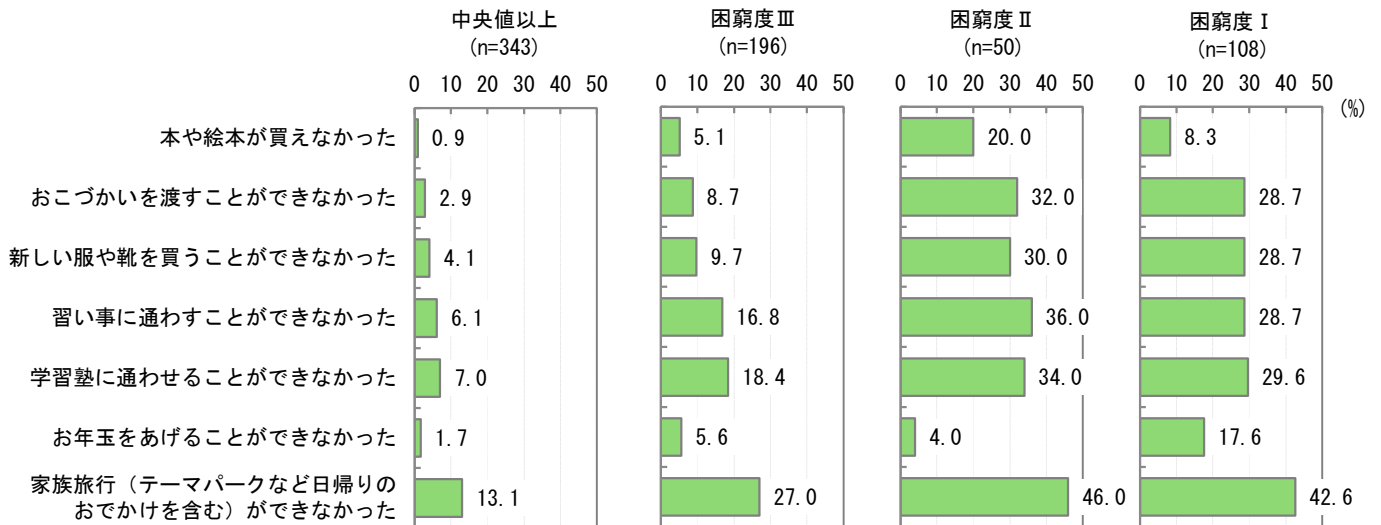
②困窮度別に見た、世帯員の構成

困窮度別に世帯員の構成を見ると、困窮度が高い世帯ほど、「ふたり親世帯」の割合が低くなっています。



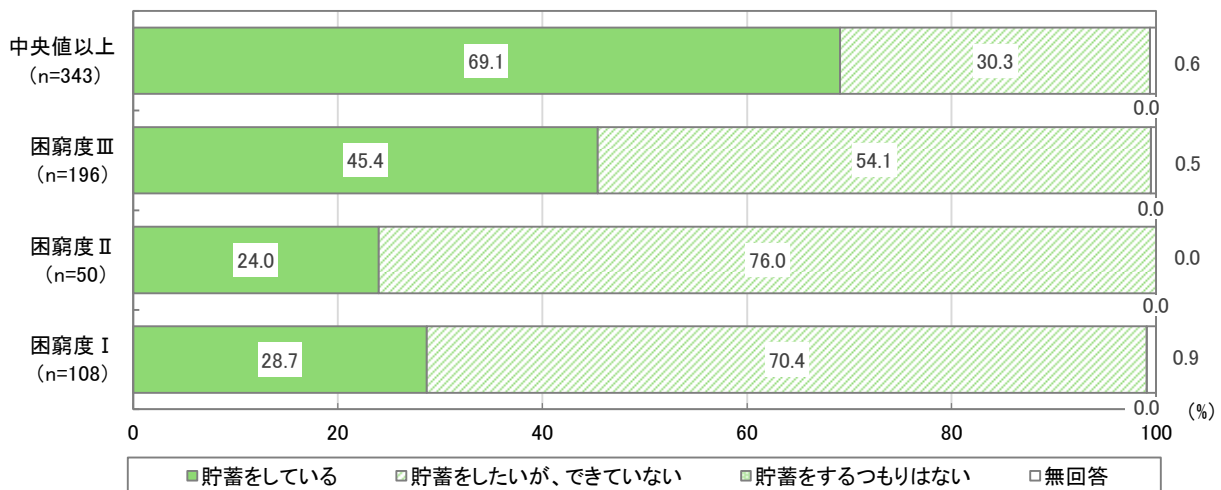
③困窮度別に見た、経済的な理由によりこどもにしてあげられなかったこと(抜粋)

困窮度別に経済的な理由によりこどもにしてあげられなかったことを見ると、困窮度の高い世帯は、「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」や「学習塾に通わせることができなかった」等が多く見られます。



④困窮度別に見た、こどもの将来のための貯蓄状況

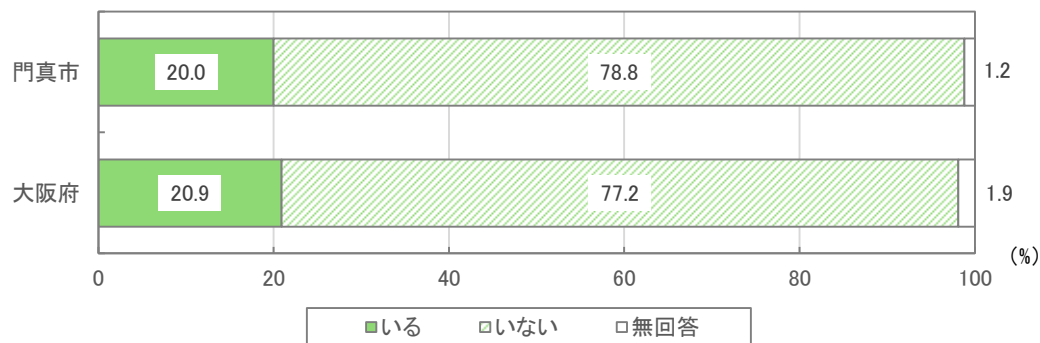
困窮度別にこどもの将来のための貯蓄状況を見ると、困窮度Ⅰ・Ⅱの世帯の「貯蓄をしたいが、できていない」の割合は、中央値以上の世帯と比べると40ポイント以上の差があります。



第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策

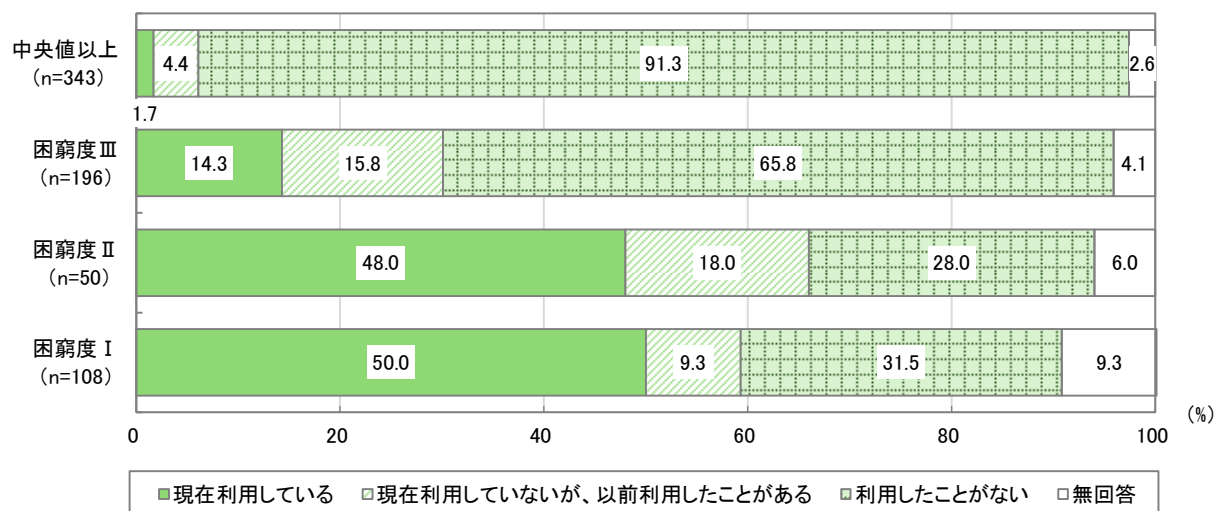
⑤自分が家族等の世話をしている人の有無(こどもを対象とした調査)

自分が家族等の世話をしている人の有無(こどもを対象とした調査)を見ると、門真市では「いる」の割合が20%となっており、大阪府と同程度になっています。



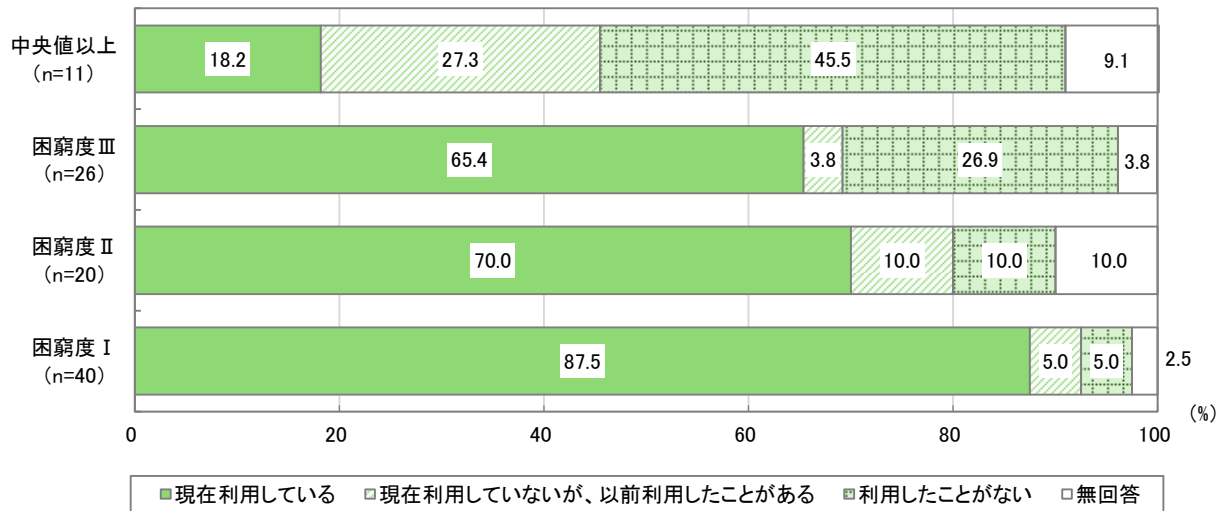
⑥困窮度別に見た、就学援助の利用状況

困窮度別に就学援助の利用状況を見ると、困窮度Ⅰの世帯では、「現在利用している」が50.0%、「利用したことがない」が31.5%となっています。



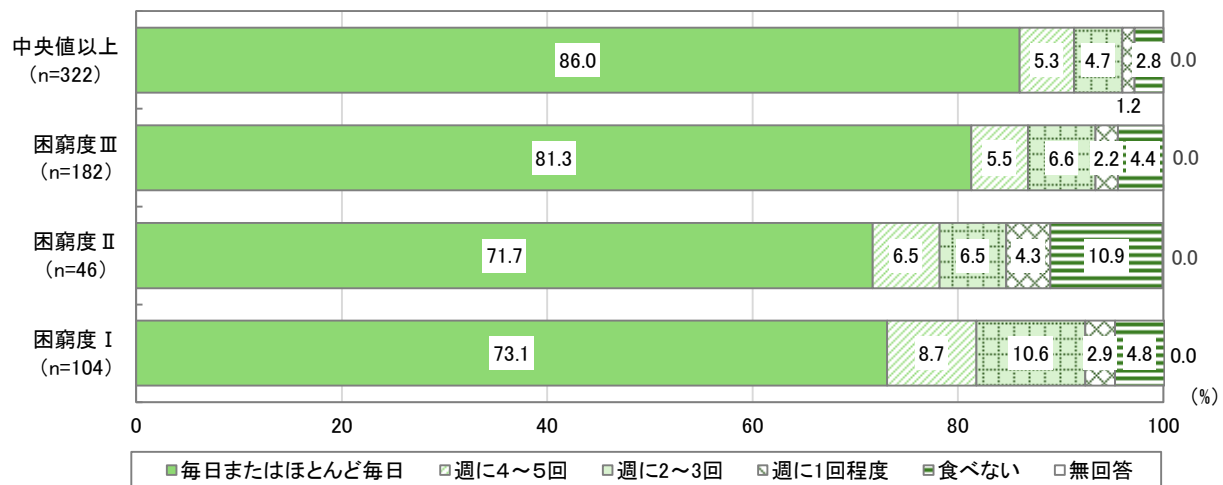
⑦困窮度別に見た、児童扶養手当の利用状況

困窮度別に児童扶養手当の利用状況を見ると、困窮度Ⅰの世帯では、「現在利用している」が87.5%、「利用したことがない」が5.0%となっています。



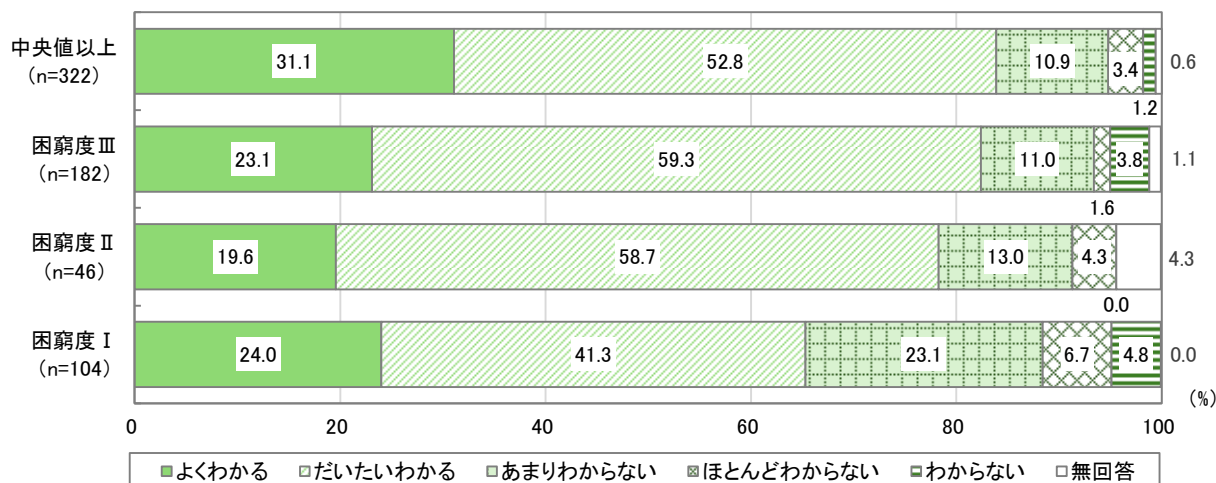
⑧困窮度別に見た、こどもが朝食を食べる頻度

困窮度別にこどもが朝食を食べる頻度を見ると、困窮度Ⅰ・Ⅱの世帯における「毎日またはほとんど毎日」の割合は、中央値以上の世帯と比べると10ポイント以上低くなっています。



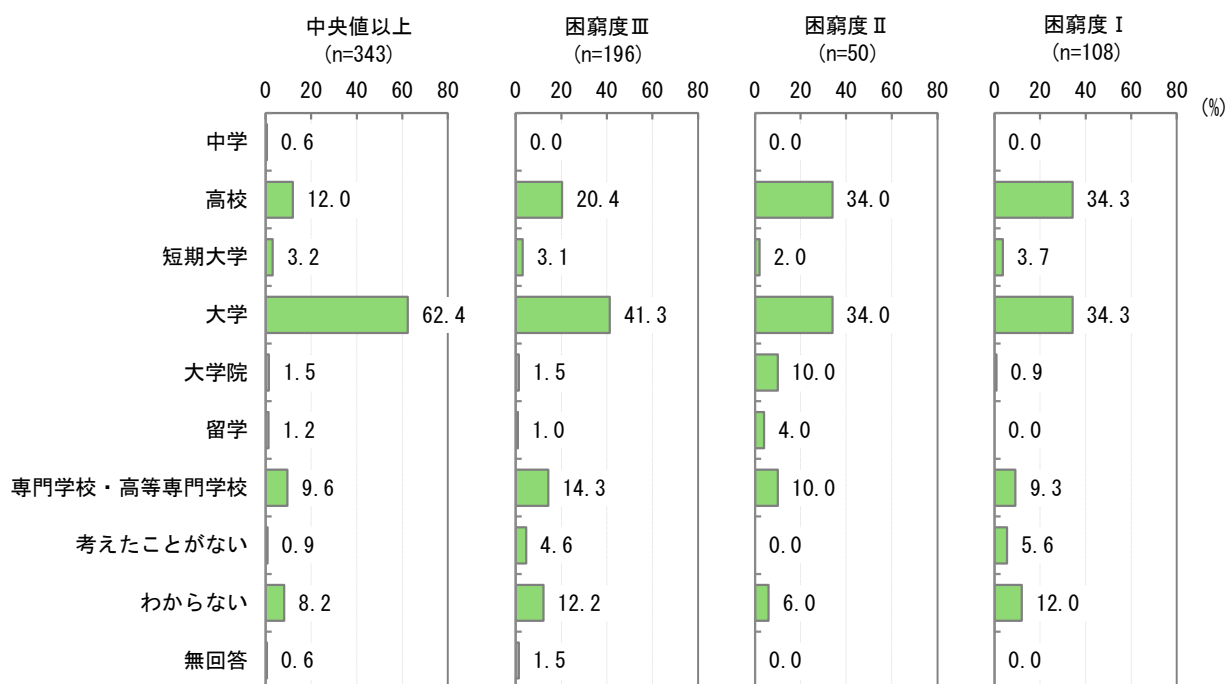
⑨困窮度別に見た、学校の勉強で気持ちに近いもの

困窮度別に学校の勉強で気持ちに近いものを見ると、困窮度が高い世帯ほど、「あまりわからない」、「ほとんどわからない」、「わからない」を合わせた割合が高くなっています。



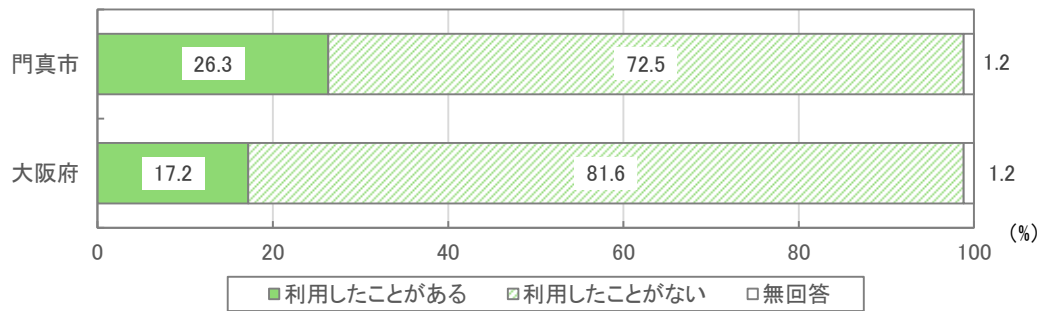
⑩困窮度別に見た、保護者がこどもに希望する進学先

困窮度別に保護者がこどもに希望する進学先を見ると、「大学」の割合は中央値以上の世帯が62.4%と最も高く、困窮度Ⅰ・Ⅱの世帯と比べると28ポイント以上高くなっています。



⑪こどもの居場所の利用経験

こどもの居場所の利用経験の割合を見ると、門真市では「利用したことがある」の割合が26.3%となっており、大阪府と比べると門真市の方が高くなっています。



2 こどもの貧困の解消に向けた基本的な考え方

こどもが困難を有している状況には、経済的な貧困のほか、児童虐待、不登校、ヤングケアラー、ひきこもりなど、さまざまな状況が挙げられますが、それらが生じる原因は、家庭の経済状況や成育環境、保護者の養育能力などの家庭における課題だけでなく、地域のつながりの希薄化に伴う社会からの孤立化をはじめとするさまざまな社会的要因が絡み合い、多様化、複雑化しています。

これらの背景には、こどもが自身の力で克服・解消することが困難であるものも多く、将来への希望や意欲をなくしてしまい、世代を超えた貧困の連鎖につながりかねません。

このようなこどもの貧困を解消するためには、「現在」の暮らしや家計を改善し、安定させていくための支援だけでなく、こどもが心身ともに健全に成長し、「将来」の自立に向けて必要な力を育めるようにすることが必要です。

本市では、こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなくさまざまな生き方を選択し、実現できるよう、学習や体験の機会の確保、子育ての負担軽減、生活の安定のための施策を充実するとともに、支援を必要とするこどもや子育て家庭を早期に発見し、早期に適切な支援へとつなげるため、地域社会全体で見守り支える体制を構築するなど、こどもが夢や希望を持ち、自らの未来を切り拓いていくために必要な取組を総合的かつ包括的に推進します。

3 こどもの貧困の解消に向けた取組

(1) こどもの健やかな育ちと学習・体験の機会の確保

こどもの学習や体験の機会は、こどもの将来に影響を与えるものであり、これらの機会を享受できる環境の格差は、こどもが貧困の連鎖に陥る要因の1つとなっています。

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されないようにするためには、すべてのこどもに対して学習や体験の機会の充実を図り、夢や目標に向かってチャレンジする意欲を引き出し、知識と感性の涵養につなげるなど、能力や可能性を最大限に伸ばしていくことが求められます。

このことから、年齢や発達に応じた質の高い幼児教育・保育の提供や学力を保障するためのきめ細かな指導体制の構築、文化・スポーツなど多様な体験活動の充実に向けた取組を進めます。

主な取組

個別施策	取組内容
1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進	幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前のこどもの豊かな育ちや生きる力の基礎を培う教育・保育を総合的に充実させていくことが必要です。 教育・保育ニーズの変化へ適切に対応していくとともに、就学前の教育・保育施設を一体的に捉え、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたいこどもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくために策定した「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を通じ、一人ひとりのこどもの発達に応じた質の高い教育・保育を提供します。 また、「小1プロブレム」などの問題を解消し、こどもが教育・保育施設から小学校へ円滑に移行できるよう、就学前後の交流・連携を深めることで、こどもの発達や学びの連続性の確保に努めます。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P41 個別施策No.1 総合的な幼児教育・保育の提供 ・P41 個別施策No.2 幼稚園教諭・保育士等の確保と資質の向上 ・P42 個別施策No.4 幼児教育・保育と小学校との交流・連携の強化

個別施策	取組内容
2 学校教育の推進と教育環境の充実	こどもの発達や学習の連続性を重視するとともに、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進することで、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備します。 また、本市の特徴を生かした教育を推進しつつ、こども一人ひとりの悩みや不安を解消できるよう関係機関と連携を図りながら、教育内容や指導・相談体制を充実することで、本市のめざすこども像である「将来の自立をめざして自分の生き方を見つけるこども」の育成に努めます。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P43 個別施策No.1 教育環境の充実 ・P43 個別施策No.2 確かな学力の育成 ・P43 個別施策No.3 豊かな心の育成 ・P44 個別施策No.7 「グローバル」な人材の育成 ・P44 個別施策No.8 キャリア教育の推進 ・P44 個別施策No.10 地域とともにある学校づくりの推進 ・P45 個別施策No.4 こどもの心に関する相談体制の充実
3 多様な体験ができる機会の提供	こどもが地域の中で健やかに育ち、「生きる力」を身につけるためには、多様な体験をとoshした豊かな学びの機会をつくることが求められます。 地域住民や団体・企業などと連携し、地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、公共施設などにおいても、さまざまな機会を捉えて多様な学びや創造性を育むための文化・学習活動や、健やかな体の育成につながるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P45 個別施策No.1 健やかな体の育成 ・P45 個別施策No.2 文化活動の推進 ・P45 個別施策No.3 公共施設を活用した体験・講座の充実
4 外国につながるのある児童生徒等への支援	一人ひとりの日本語能力や学習状況に応じた指導計画を作成し、生活や学習に必要な言語習得を支援する日本語指導を行うとともに、学校のルールや、日本の文化をわかりやすく伝える等、生活指導も行います。 自立支援通訳者を各学校に派遣することにより、学習保障と学校生活の円滑化を図り、母語や文化を尊重し、自己肯定感を育む環境づくりを通してアイデンティティ形成を支援します。また、進路指導や情報提供時に、保護者と学校が正確な情報共有を行えるよう努めることで、適切な進路選択を支援します。

(2)子育ての負担を軽減する子育て支援の提供

こどもの心身の健全な成長のためには、妊娠・出産期から良好な子育ての環境が必要です。しかしながら、貧困の状況にある家庭やこどもは、さまざまな面で制約を受けるだけでなく、社会的に孤立して必要な支援を受けられない状況にあるなど、一層困難な状況に置かれている事例も見受けられます。

伴走型相談支援をはじめとする妊娠・出産期から子育て期にわたるまでの相談支援体制の構築や子育てを支えるサービスの提供、保護者が仲間づくりや交流をする場の確保などの保護者の子育てにかかる負担の軽減や、社会的孤立を防ぐための取組など、こどもが心身ともに健全に成長できる環境を整えます。

主な取組

個別施策	取組内容
1 多様な子育て支援サービスや相談の場の提供	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のもと、すべての子育て世帯が安心して、妊娠・出産、子育てができるよう、身近な場所で気軽に育児等に関する相談や保護者同士の交流及び仲間づくりなどができる場を設けるほか、きめ細かく柔軟な子育て支援サービスを展開することで、保護者の子育てにかかる不安や負担の軽減に努めます。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P51 個別施策No.2 地域子育て相談機関の設置 ・P51 個別施策No.3 こども家庭センターでの相談支援 ・P52 個別施策No.6 地域子育て支援拠点事業 ・P52 個別施策No.7 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・P52 個別施策No.8 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・P52 個別施策No.9 一時預かり事業 ・P52 個別施策No.10 病児・病後児保育事業 ・P52 個別施策No.11 育児サポートセンター事業 ・P52 個別施策No.12 教育・保育施設における相談機能等の充実 ・P52 個別施策No.13 女性の悩み解決のサポート
2 子育て支援にかかる情報提供と円滑な利用に向けた支援	保護者が必要とする支援やサービスを適切に利用できるよう、さまざまな機会を捉えて子育て支援情報を発信するとともに、市役所窓口等において各種子育て支援サービスを丁寧に案内するなど、円滑な利用に向けた支援を行います。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P51 個別施策No.1 子育て支援施策の周知 ・P51 個別施策No.4 保育コンシェルジュの配置

個別施策	取組内容
3 母子保健・医療の充実	妊娠から出産、子育てまで、母子ともに健やかに過ごすことができる環境づくりを進め、安心して出産・子育てができるよう、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かに実施し、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて母子の健康を確保するとともに、地域における支援体制の充実や医療機関等との連携強化を図ります。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P53 個別施策No.1 妊産婦の健康診査の受診を促進 ・P53 個別施策No.2 妊産婦の健康診査等の費用負担を軽減 ・P53 個別施策No.3 伴走型相談支援と妊娠・出産に伴う経済的支援 ・P53 個別施策No.4 産後ケア事業 ・P54 個別施策No.5 乳幼児健康診査 ・P54 個別施策No.6 予防接種事業 ・P54 個別施策No.7 不安を解消し交流の場となる相談・講習等の充実 ・P54 個別施策No.10 小児医療・救急体制の充実

(3)家庭の生活を安定させる支援の充実

家庭で安心してこどもを育てるには、日々の生活を安定させ、自らの暮らしの見通しを立てていくことが大切です。

保護者の健康状態や就労状況に関わらず生活を安定させることができる経済的支援を行うだけでなく、家庭の経済的基盤の確保のための就労支援や生活習慣や育成環境を改善するための支援、家計を改善するための支援など、こどもや保護者の社会的な自立に向けた包括的な支援を行います。

主な取組

個別施策	取組内容
1 子育て家庭への経済的支援	経済的な不安を受けることなく、安心して出産・子育てができるよう、子育て等にかかる費用負担を軽減するための支援を適切に実施するとともに、家庭の状況に応じて必要な支援を円滑に受けられるよう、分かりやすい情報提供や丁寧な相談支援に努めます。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P55 個別施策No.1 子育てに関する給付 ・P55 個別施策No.2 こども医療費の助成 ・P55 個別施策No.3 産前産後における経済的支援 ・P55 個別施策No.4 幼児教育・保育・療育の無償化等 ・P55 個別施策No.5 学校給食の無償化 ・P55 個別施策No.6 経済的理由により就学が難しい児童・生徒への支援
2 保護者の自立支援	門真市社会福祉協議会が窓口となって実施する自立相談支援事業により、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯に対して、状況に応じた支援プランを作成し、個別カウンセリングで就職活動をサポートする就労準備支援事業、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する住居確保給付金、お金のやりくりなどをサポートする家計改善支援事業等により自立に向けた支援を行います。
3 生活保護制度の適切な運用	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、生活保護制度を適切に運用します。 また、こどもの健全育成と将来の生活の安定を図るため、希望する家庭に対して教育経験者専門員によるこどもの生活指導や学習支援を行います。
4 雇用・就労につなげるための支援	働く意欲がありながら就職が困難な人を雇用や就労につなげるため、地域就労支援センターで助言や支援を行うほか、女性に対しては女性サポートステーションWESSにおける就労相談、生活保護世帯等の生活困窮世帯に対してはハローワークと連携した就労支援など、それぞれの状況に応じた支援を実施します。 また、就労を希望する人が、適切な機関に相談することができるよう関係機関が実施しているさまざまな相談窓口の情報提供に努めます。

個別施策		取組内容
5	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の親と子が社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、こどもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭等の自立を総合的に促進・支援します。
		取組の詳細は、「第6章 ひとり親家庭等の支援」(P87～)に記載。

(4)こどもの未来を見守り支える体制や地域づくりの推進

こどもの貧困にかかる課題は、原因や背景が多様化、複雑化しており、個々の状況に応じ、適切な支援へとつないでいく必要があります。

また、近年では、社会情勢の変化により地域のつながりが希薄化しており、支援を必要とするこどもや家庭が社会的に孤立し、必要な支援を受けられない状況や、支援が必要であることを自覚できない状況にあることも少なくありません。

児童虐待はもとより、あらゆるこどもの貧困を早期に発見し、早期に適切な支援へとつなげるため、行政や学校、地域の連携をさらに深め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を見守り支援する体制の推進を図ります。

主な取組

個別施策		取組内容
1	児童虐待への対応	児童虐待は、こどもの人権を侵害し、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものであり、迅速かつ丁寧な対応が求められます。 児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会を捉えて家庭の状況を把握し、早期に保護者の育児不安や悩みが解消されるよう訪問等による援助・育児指導等の対応を行うとともに、児童虐待の早期発見につなげるため、地域や関係機関との連携強化を図ります。 取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P61 個別施策No.1 子育て家庭への総合的な相談・訪問支援 ・P61 個別施策No.2 虐待の対応・連携体制の整備 ・P61 個別施策No.3 ドメスティック・バイオレンスの防止
2	こどもを真ん中においたネットワークづくり	支援の必要なこどもがもれなく救われるようセーフティネットを強化するため、地域でこどもの見守りを行い、気になるこども及び保護者の情報を行政に提供する市民ボランティアの「子どもの未来応援団員(応援団員)」を養成します。 また、応援団員等から提供された情報に基づき、「子どもの未来応援チーム」の支援員やソーシャルワーカーが支援の方向性を検討し、関係機関との連携により、適切な支援へとつなぎます。
3	こどもの居場所による見守り体制の強化	企業や団体等との連携により、地域におけるこどもの見守り拠点として、公民連携こどもの居場所「子どもLOBBY」及び「子どもTERRACE」を運営するとともに、子ども食堂を始めとする地域のこどもの居場所との連携を図ることで、見守り体制を強化します。 また、「子どもLOBBY」では、こどもたちが視野を広げ、将来の目標や夢を持つきっかけとなるよう、企業や団体等の協力のもと、主に小中学生を対象とした職業体験等の機会を提供します。

個別施策		取組内容
4	ヤングケアラーへの支援	こどもの見守りを行う中で、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども(ヤングケアラー)」を発見した場合は、「こども家庭センター」や関係機関が連携し、一人ひとりの意思を十分に尊重しつつ、状況を改善するための支援へとつなぎます。 また、ポスターの掲示やリーフレットの配布等によりヤングケアラーの社会的認知度を向上するための周知啓発に努めます。
5	コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援	いきいきネット相談支援センター(門真市社会福祉協議会内)のコミュニティソーシャルワーカーが「福祉の何でも相談員」として、既存の福祉サービスだけでは対応困難な複合課題を抱えた方や制度の狭間にある方たちなどを発見し、必要に応じて地域の関係機関等と連携を図りながら、適切な支援やサービスにつなぎ、課題解決に向けたサポートを行います。
6	地域活動との連携	地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくりを進めるため、家庭の教育力向上や、こどもの犯罪・事故被害の防止など、地域におけるこどもの育ちや子育てに積極的に関わり、支援していく取組との連携を図ります。 ※取組の詳細は、「第4章 施策の展開」における下記の項目に記載。 ・P59 個別施策No.3 家庭や地域の教育力の向上 ・P60 個別施策No.4 こどもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進 ・P60 個別施策No.5 子育て支援ボランティア等の養成

第8章

計画の推進

第8章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、本市のこども・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため、こどもの育成や子育て支援に関係する部門のみならず全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、計画に掲げる取組については、専門的かつ広域的な取組も含まれることから、国や府、関係機関等と連携しながら推進します。

2 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て(Plan)、実施(Do)、その進行状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取り組みに反映する(Act)、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

具体的には、各分野の施策や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況を定期的に整理し、それをもとに「門真市子ども・子育て会議」において点検・評価を行い、結果を公表するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

資料編

計画の策定に関する事項

計画の策定に関する事項

1 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	項目	主な内容
令和5(2023)年 11月8日	第1回門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会	・計画策定の概要について ・市民ニーズ等調査について
令和5(2023)年 11月15日	令和5(2023)年度第1回門真市子ども・子育て会議	・計画策定の概要について ・市民ニーズ等調査について
令和6(2024)年 7月18日	第2回門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会	・市民ニーズ等調査の結果について ・計画の構成について ・教育・保育提供区域の設定について
令和6(2024)年 8月23日	第3回門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会	・地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について ・計画の骨子案について
令和6(2024)年 8月28日	令和6(2024)年度第1回門真市子ども・子育て会議	・市民ニーズ等調査の結果について ・教育・保育提供区域の設定について ・計画の構成について
令和6(2024)年 11月12日	第4回門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会	・計画の骨子案について ・施策の展開について ・幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
令和6(2024)年 11月27日	令和6(2024)年度第2回門真市子ども・子育て会議	・計画の骨子案について ・施策の展開について ・幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
令和7(2025)年 1月17日	第5回門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会	・計画(素案)について ・パブリックコメントの実施について
令和7(2025)年 1月27日	令和6(2024)年度第3回門真市子ども・子育て会議	・計画(素案)について ・パブリックコメントの実施について
令和7(2025)年 3月17日	第6回門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会	・パブリックコメント手続きの結果について ・計画(案)について
令和7(2025)年 3月17日	令和6(2024)年度第4回門真市子ども・子育て会議	・パブリックコメント手続きの結果について ・計画(案)について ・計画策定にかかる答申

2 門真市子ども・子育て会議について

(1)門真市附属機関に関する条例(抜粋)

門真市附属機関に関する条例(抜粋)

平成 25 年3月 28 日門真市条例第3号

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「執行機関等」という。)の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

別表(第1条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第1項各号に掲げる事務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務

(2)門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

平成 25 年3月 29 日門真市規則第 16 号

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例(平成 25 年門真市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

第3条 附属機関の委員(以下「委員」という。)は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条―第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市子ども・子育て会議	委員長 副委員長	20 人以内	(1)学識経験者 (2)医療団体を代表する者 (3)地域福祉団体等を代表する者 (4)市民団体を代表する者 (5)保護者の代表 (6)事業者を代表する者 (7)労働者を代表する者 (8)子育て関係事業の実施に関係のある者 (9)市民の代表 (10)関係行政機関の職員	2年	こども部 こども政策課

(3)門真市子ども・子育て会議 委員名簿

名称	氏名	所属
学識経験者	◎合田 誠	四條畷学園短期大学 教授
	○須河内 貢	大阪人間科学大学 教授
医療団体を代表する者	中塚 泰彦	門真市医師会 副会長
地域福祉団体を代表する者	東野 明美	門真市民生委員児童委員協議会 副会長
市民団体を代表する者	本田 貴裕	門真市PTA協議会 会長
	本田 恵	門真市母子寡婦福祉会 会計
保護者の代表	西堤 弘毅	未就学児の保護者(公募)
事業者を代表する者	遠山 真由美	守口門真商工会議所 女性会 会員
労働者を代表する者	山田 直毅	連合大阪守門地区協議会 事務局長 (令和6(2024)年11月24日まで)
	嶋崎 智章	連合大阪守門地区協議会 事務局長 (令和6(2024)年11月25日から)
子育て関係事業の 実施に関係ある者	大西 宏幸	門真市民間保育園協議会 会長
	足立 喜美夫	門真市私立幼稚園協議会 会長
	安井 貞子	地域子育て支援拠点事業者 代表
市民の代表	緒賀 さとみ	20歳以上の市民(公募)
関係行政機関の職員	清水 玉美	公立園 代表
	三村 泰久	門真市立小中学校長会 代表 (令和6(2024)年8月12日まで)
	成尾 尚子	門真市立小中学校長会 代表 (令和6(2024)年8月13日から)

※◎:委員長、○:副委員長

(4) 諮問書・答申書

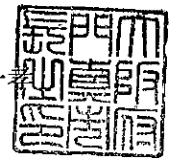
○ 諮問書



門こ政第 2115 号
令和 5 年 11 月 15 日

門真市子ども・子育て会議 委員長 様

門真市長 宮本 一孝



門真市第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 7 項の規定に基づき、門真市第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

○答申書

答 申 書

門子会第 11 号
令和 7 年 3 月 17 日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市子ども・子育て会議
委員長 合田 誠



門真市第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

令和 5 年 11 月 15 日付け門こ政第 2115 号にて諮問された「門真市第 3 期子ども・子育て支援事業計画」の策定について下記のとおり答申します。

記

当会議において慎重に審議を重ねた結果、示された計画案が適当であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程における委員からの提言に十分配慮されるとともに、丁寧な進行管理を行い、計画に示す施策を着実に実行されることを要望します。

3 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会について

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として門真市第3期子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、門真市第3期子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長はこども政策課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

(令和5年10月13日～令和6年3月31日)

地域政策課長、福祉政策課長、健康増進課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、こども発達支援センター長、都市政策課長、環境政策課長、教育委員会事務局教育総務課長
--

(令和6年4月1日～)

地域政策課長、福祉政策課長、健康増進課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、都市政策課長、環境政策課長、教育委員会事務局教育総務課長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども部こども政策課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画の策定を完了した日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

4 義務教育学校の設置に伴う計画内容の読み替えについて

本市では、令和8(2026)年度より小中学校9年間の義務教育を1つの教職員組織で一貫して行う学校である「義務教育学校」を設置する予定としています。

義務教育学校の設置後は、本計画における小学校や中学校、小学生、中学生などの表記については、義務教育学校の前期課程・後期課程や義務教育学校に在籍する児童生徒を含むものとして読み替えます。

(読み替えの例)

小学校 → 小学校及び義務教育学校

小学生 → 小学生及び義務教育学校の前期課程に就学する児童

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画
令和7(2025)年3月

発行 門真市
編集 門真市こども部こども政策課
〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号
TEL:06-6902-6095
FAX:06-6902-0656